

都市的生活様式の実証研究（その1）

—東京都神津島村調査報告—

倉沢 進* 小林 良二* 森岡 清志*
園部 雅久* 藤崎 宏子* 松本 康**
大内田鶴子*** 文屋 俊子*** 竹中 英紀***
玉野 和志****

要 約

大都市居住に関する研究の一環として、われわれのグループは、「都市的生活様式・生活構造と社会サービスに関する研究」というテーマのもとに、センター研究員を中心とし、さらに外部の研究者と本学大学院生を加えた研究会をつくり、都市的生活様式論の理論的整備とその実証研究に従事してきた。都市的生活様式は、地域社会における共通・共同問題が専門的に処理されるシステムと規定される。すなわち地域住民が共同の生活問題を専門機関の提供するサービスによってまっばら処理するようなシステムをさすのである。生活問題処理にみられるこのような特色が、世帯内処理ないし自己処理の低下に伴って生ずるのか、また専門的処理の発生とこれへの依存はどのような過程をたどるのか、さらに専門的処理の相互連関性、相互扶助システムとの代替性についても議論が深められた。その結果、都市的生活様式論の整備の為には、当面、問題処理のカテゴリー・システムを確定する作業が必要であることが明らかにされた。このカテゴリー・システムの中で相互扶助的処理から専門的処理への移行も観察されることになる。本報告は、以上の課題を実証的に追求する為、東京都神津島村でおこなった調査の報告である。調査は大きく2回にわけられる。後半の調査結果は次回にまとめて報告される予定である。今回の報告では、神津島に特有の社会状況と専門的処理の発生・展開状況・相互関連が叙述されている。

I. 問題

I-1. 都市的生活様式論の問題

都市的生活様式論は、ジンメルにはじまり、パーク、ワースにいたる都市社会学の中心的課題をなしてきた。ワースのアーバンズム論に代表されるその成果は、しかしながら都市的生活様式の核心に迫り得ていないうらみがある。この点の批判的検討から出発して倉沢は次のような都市的生活様式の再定式化を行った。

「村落と都市の生活様式上の差異とは、第一に村落における個人的自給自足性の高さ、逆にいえば都市における自給自足性の低さを指摘すべきであると考え。まさに「みずから耕してみずから食う」、水が必要ななら自家で井戸を用意する村落の生活様式と、食べるもの着るもの一切を市場で購入し、水道に料金を払って飲む都市的生活様式との差異こそが、生活様式の差異の第一のものであろう。

第二の差異は、共同の様式の差異である。村落

* 東京都立大学都市研究センター・人文学部

** 東京大学文学部

*** 東京都立大学大学院社会科学科博士課程

**** 東京大学大学院生

の生活様式は、個人的自給自足性の高さによって特徴づけられるのであるが、それにもかかわらず、個人ないし自家では処理しきれない問題も少なからずある。いわゆる「水」と「山」をめぐる共同と呼ばれるものもそれである。……

この場合の共同は、しかし都市におけるそれとは異なる。一般に非専門家による相互扶助的な問題処理が、この場合の原則である。非専門家である住民が、たとえば屋根を自家の力だけで葺かえることの困難の故に、何戸かと共同して、今年Aの家、来年はBの家というように葺かえをする。知恵、時間、労力、土地、道具、場合によって金銭を含む生活上の資源を出しあって、共通の、ないし共同の問題の処理に当る、というのが一般的な原則といえるであろう。

非専門家ないし住民による相互扶助的な共通・共同問題の共同処理が村落における共同の原則であるとするなら、専門家・専門機関による共通・共同問題の専門的な処理が、都市における共同の原則的なあり方である。

非専門家・住民の相互扶助システムを原則とする共通・共同問題共同処理に代って、専門家・専門機関の専業・分業システムを共同処理の原則とすることこそ、都市的生活様式を村落のそれと区別する、第二の、より重要なポイントに他ならない。(倉沢進：「都市的生活様式論序説」磯村英一編「現代都市の社会学」昭和52年、所収)

上に述べた観点にたてば、自家処理と相互扶助システムによって生活上の問題が処理されていた村落において、多くの生活領域において専門機関が成立し専門処理が行われるようになれば、それは都市的生活様式の成立と呼ぶことができよう。そしてこのような過程が、時間的にまた空間的に、ある段階を追って進行するとすれば、それは生活様式の都市化過程と呼ぶことができよう。またいかなる生活領域において真先に専門機関が成立し専門処理システムが形成されるのか、次はどの生活領域においてこの過程が進むのか、あるいはどの生活領域のいかなる専門機関の成立がいかなる生活領域のいかなる専門機関の形成を促進するのか、さまざまな生活領域のさまざまな専門処理機

能の形成はどのような相互促進ないし相互交換的な関係を有するのか、これらの先後関係ないし相互関係が明らかにされるならば、それは都市的生活様式の成立の仕組を解明し、都市的生活様式の構造を解明したことを意味するであろう。

しかしこれを一般的・抽象的にでなく、具体的・実証的に行う事はけっして容易なことではない。もちろん我々は、この構造についてまったく無知なわけではない。むしろ豊富な知識を持っているといつてよいであろう。たとえば村落においてもっとも早く成立する専門機関が多くの場合学校、駐在所などであること、専門機関とはいえないまでも大工や屋根屋、鍛冶屋など、ある程度専業化した職人らしき人が生まれ、これらの半専門家を中心に素人の村びとが協力して家の建築や、屋根の葺かえなどが相互扶助的に営まれるのが、専門処理への最初の移行形態であること、醸造業の成立は比較的早く、酒——醤油——味噌——沢庵——ぬか漬け——という順序で自家処理から専門処理への移行が行われること、村仕事のなかでもっとも遅くまで相互扶助の慣行が続くのが道普請であって、多くの地域において最近ようやく行政サービスによる専門処理に移ったこと、などなど、われわれは、無数の経験的知識を持っている。

しかしこれらの経験的知識は、すべて断片的知識であって、例示的に示すことは出来ても体系的に示す事はきわめてむづかしい。それは第一に、生活上の問題処理の全領域をカバーし、かつその全生活領域をいくつかの具体的な領域に区分した生活領域のカテゴリー・システムの編成を必要とする。しかしそれは言うべくして容易には実行しがたい事柄である。スペンサー以来多くの試行がなされ、しかもいずれも成功したとはいえないのは、その事の困難を物語っている。

第二には、それらの領域を構成する単位の設定の問題である。問題処理活動ないし機能に着目するか、あるいは人ないし専門機関を単位とみなすかの問題がある。衣類など自家生産されない日用物資の入手は、離島の条件下では困難な問題の一つであり、漁のため寄港した町で購入することもあろうし、たまたま東京に所用でゆく近隣の人に

頼むという相互扶助的問題処理、そして商店の成立がある。これを日用品の入手という問題処理として捉えることも、商店という専門機関の成立に着目することもできよう。この場合、商店という1つの専門機関の処理する範囲をもって、問題処理の1領域とみなすことが現実的な1つの解であろう。しかし問題領域によっては、不適当なことも少なくない。たとえば神津島では、船着場の浜の清掃は、ながらく村の女性の共同作業であったが、これが汽船会社の業務の一部となり、あるいは村行政の業務となって同じ女性たちが賃金を受けてするようになったとすれば、それは専門処理への移行である。この場合はしかし汽船会社ないし村役場の処理範囲を1つの問題処理領域とみなすのは、不適当と言わねばなるまい。村役場の業務範囲はきわめて広汎で多数の問題領域にわたり、汽船会社の主な業務はいうまでもなく船の運航であって浜の清掃は付随的業務にすぎないからである。問題領域によって、問題処理活動ないし機能を単位とし、あるいは属人的に専門家ないし専門機関を単位とする柔軟な整理が必要であろう。ここでも問題領域に関するカテゴリー・システムが必要になる。

第三に、これと関連して、問題そのものの存在と不在、あるいは問題把握の視点が、大きな論点となる。たとえば映画館の成立は、映画観賞という新しいニードの発生と捉えるべきか、村芝居や村祭りの機能代替と捉えるべきか。前者の視点は、問題をきわめて具体的な水準で捉え、専門機関の成立という明確な事実によってニードの成立を把握しようという利点を持っている。半面、たとえば芝居小屋の取りこわしをニードの消滅と捉えることとなり、問題群の無限の増大をもたらす恐れがあるとともに、問題処理様式の変化とその間の因果関係を見落す危険がある。後者の視点は、問題群の無限の増大を避け、イノベーションの導入が相互扶助から専門処理への移行を促す過程を具体的に解明するという利点を持っている。半面、祭りなら祭りのもつ宗教的・娯乐的・統合的などの複合的機能を見失う危険、あるいは、一般的なニードや機能への要素還元によって変動の具体的

過程を見失う危険がある。ここでもふたたび前述の適切なカテゴリー・システムの必要が確認される事は説くまでもない。

かくして都市的生活様式論の当面の課題は、生活領域と問題処理機能に関する有効適切なカテゴリー・システムの整備であり、このカテゴリー・システムを用いた専門処理システムへの移行過程の観察と記述である。

(倉 沢 進)

I-2. 神津島村調査の目的と方法

都市的生活様式の研究のために、村を、それも離島の小村を調査の場とするのは、一見奇異に感ぜられるであろう。我々は前節で述べた問題意識に即して、人々の生活がその中で——もちろん相対的にでしかありえないが——かなりの程度完結していると見なしうる村落を選び、都市的生活様式の形成過程を解明したいと考えた。

神津島村は、このような基準に照してみると、調査地としていくつかの利点を備えている。第一に、この村は、東京都内とはいいながら、伊豆七島の離島の一つであり、共同生活の範囲が画然としている。第二に、この島は一島一村、それも全村が一集落を形成しているので、上記の特色が益々発揮される環境にある。第三に、全村600戸弱の小村であって、調査にあたって比較的詳細な観察を可能としている。さらに調査の主題と直接交錯するわけではないが、村営のCATVのシステムを有することも、我々の関心を引くものであった。

逆に我々が当初から危惧していた、乃至は調査の過程で明らかになった不利な点もあった。それは、漁業というこの村の主要な生業に由来する、文書資料の乏しさ、近隣の重要性の低さ、男性の長期不在にともなう問題などがそれである。またこれらに帰しえない面もあるが、葬式の運営に近隣がほとんど関与しないことなど、この村のフェインディングスを一般化しにくいと思われる状況もある。

さて神津島を調査地とした我々の主要な目的は、このような島の条件下で、都市的生活様式の成立

過程、具体的には専門処理システムへの移行過程を、島の現実に即して観察する事であった。そのためには、生活領域や問題処理機能のカテゴリー・システムを必要とすることは前述のとうりであるが、我々は、これをあらかじめ理論的に乃至は机上で用意することを避け、ごくおおまかな常識的な領域分けにもとづいて分担をし、データの収集を行いその過程での討論をくりかえしつつ、生活領域や問題処理機能のカテゴリー化とその再編成を試行錯誤的に行うという方針をとった。都市的生活様式論の現在の理論的水準に照して、これがもっとも実際のと判断したからである。このことは、調査チームの相互理解をすすめ討論の水準を高めること、大学院学生の調査訓練を行うことという我々の副次的目的にも適合した方針と考えられた。

そこで我々の神津島村の調査は大きくはつぎの四つからなる。第一は、村勢の歴史と現状に関する基礎的資料の収集である。そのためには、生活領域についての仮のカテゴリー化が必要であった。それは、流通関連領域、情報伝達領域、日常生活関連領域、エネルギー供給・需要領域、衛生（ゴミ処理等）領域、医療領域、福祉領域、防災・治安領域、教育文化領域、というものであった。第二は、これと関連して村内に存在するすべての専門機関ないし専門処理機能についてのデータ収集である。これらの成立時期、果している機能、これらの専門処理のはじまる以前、どのような形の処理——おそらく相互扶助的な処理——がなされていたか、あるいはニードそのものが存在しなかったのか、についての聞き取り調査。しかしこの点に関しては、文書資料の不足もあって、十分なデータを収集するに至らなかった。第三に、学校教員など地域社会のいわば余所者を除く全世帯（564）について、住民票をはじめとする行政資料および漁協をはじめ各種団体の資料から個人ないし世帯の基礎的資料を抽出し、世帯ごとに整理した。第四に、全世帯の主婦を対象に個別面接調査をおこなった。その内容は、上記資料を補足する世帯の生業構造、島の内外の親戚関係など相互扶助活動の資源、島内の全世帯との交際関係の有

無と交際内容、島外への外出行動などである。

これらを総合して、上記の調査目的に迫ろうと考えたのである。これらのデータのうち、標準化の可能なデータについては、それぞれ次のようなファイルにまとめられた。

(1) 世帯ファイルA（E P O B I N D形式）

住民票そのた行政資料から抽出された世帯ないし個人資料、漁協そのた各種団体資料から抽出された個人資料……レコード数 564

(2) 世帯ファイルB（S O D A形式） 世帯ファイルから抽出された世帯ないし個人資料および個人面接調査データ……レコード数 525

(3) 交際ファイル（S O D A形式） 個人面接調査の交際項目からファイル変換した世帯間関係……レコード数 9293

(4) 外出ファイル（S O D A形式） 個人面接調査の外出項目からファイル変換した島外外出データ……レコード数 1327

このうち世帯ファイルAは、世帯構成や複雑な就業構造の分析に用いられたほか、聞き取り調査との確認照合などに用いられた。S O D A形式の三つのファイルは、それぞれ世帯構成、交際ないし相互扶助関係、島外への外出行動の標準的な分析にかけられた。また交際ファイルは倉沢のクラスター分析にかけられ、インフォーマル・グループないし相互扶助関係の析出がなされた。

これらのデータ収集は、1983年3月の第一回現地調査、および同年10月の第二回現地調査においておこなわれた。第一回調査は、前記調査内容の第一、第二、および第三に向けられ、第二回調査は、主として第四の個別面接調査および前回の補充にあてられた。調査の参加者は、都立大学都市研究センターの、倉沢 進、小林良二、森岡清志、園部雅久、藤崎宏子のほか、東京大学助手松本康、同大学院生玉野和志、都立大学院生大内田鶴子、橋本祐子、文屋俊子、竹中千香子、竹中英紀、江上渉、大西康雄、島村賢一、渡辺登および学部学生、外岡則和、木下栄二、岡村裕子、静野潤、鷹箸広之、土井一弘、元吉信子、稲村均美、小島美香、坂井里香、福本修司、樫田美雄、佐藤律子、鈴木健二、野崎佐恵子、中島いづみ、湯浅論

である。なお都市研究センターの副田あけみは、ある事情で現地調査には参加しなかったが、研究会と報告書の執筆には参加した。

(倉 沢 進)

II 神津島村の歴史と生業

II-1. 歴史と概況

報告書の調査対象地域である神津島村は東京から南へ170.4 km、下田から東へ54 kmの伊豆諸島の中ほどに位置する。周囲22 km、面積18.59 km²の小島である。島の中央は天上山(574 m 休火山)をはじめとした小高い山で占められ平地は殆どない。気候は温暖であるが、夏は台風の経路に入りやすく、冬は西からの暴風にさらされる。本土とは東京の竹芝と連絡している東海汽船、伊豆の下田と連絡している神信汽船の二航路で結ばれ、島の西側前浜の神津港と東側の三浦港に接岸される。集落は比較的平たんな西側斜面に前浜に接して一ヶ所にまとまって存在する。人口は昭和57年4月1日現在で2267人、世帯にして599世帯居住する。島の人口は戦後直後から昭和35年ごろまで増加し、昭和35年から45年までは減少、以後停滞している。減少期は高度経済成長によって全国的に過密過疎現象の生じた時期と一致している。世帯数は一貫してわずかずつ増え続けている(表II-1-1、図II-1-1、表II-1-2参照)。島の主要産業は漁業と農業と観光業である。これらについては次節以下で詳しく述べられる。

伊豆諸島全体の歴史は平安時代末期ごろから資料で知られるようになる。保元元年(1158年)源為朝遠流の地が伊豆諸島である。為朝は永万元年(1165年)三月、大島から利島、新島、御蔵島、神津島を尋ね民情を調べた。この折、神津島では住民(石田利太郎氏前祖、家号利吉)から粟一俵を借り入れ証文を渡したという。この証文が昭和初期までであったというが、現在は不明である。⁽¹⁾ 真偽のほどはともかく、現在の神津島住民の祖が驚くほど古くからこの地に住んでいることが想像される。島を領有する本土の為政者は、平安末期の伊豆の豪族狩野茂光、その後北条氏、徳川氏と

変化したが、中世以後の実際上の島政は島民の石田家が代々祭祀とともに掌握してきた。統治年代が明らかになるのは家光の時代、寛永十六年に石田因幡守が地役人に命ぜられた時からである。天文三年(1738年)石田一族の一部は「松江」姓に改め、以後、明治十四年の松江半之助の地役人就任に至るまで、代々神主、名主、地役人を兼ね務めてきた。天明二年(1782年)の『七島巡見志』によると、家数172軒、人口911人、そのうち神主一軒、松江久弥、社人三軒があった。神主松江家は鎮守定明神(物忌奈神社)の神職、その他の神社の神主も勤め、島役人筆頭・島用名主を勤めた。三人の社人は神事の時以外は農業、漁猟に精を出していたという。なお徳川時代には1723年まで流刑地として島民の出入りが禁止されていた。明治に入り、旧伊豆大官所領韭山県に編入されたが、明治十一年、郡区町村編成法公布時に東京府下に編入替えされた。

明治維新以後の日本全体のドラスティックな変化と比較すると、離島一般の近代史は本土からとり残され遅々として進歩をみなかった歴史といえる。最大の理由は産業資本主義の発展からとりのこされたことによる。第一に交通体系が海上から陸上の鉄道に移ると離島は流通面においてとりのこされた。第二に産業発展の主軸である第二次産業の立地にはまったく不適格であった。こうして投資効果のもっとも少ない地域である離島は明治以後近代的生産体制への参加を民間資本はもとより、国家の政策においても事実上拒否せられ、本土との地域格差が増大した。⁽²⁾ とはいえ、こうした巨視的な趨勢のなかで、離島の生活も少しづつ変化を余儀なくされた。明治から現在に至る神津島の歴史を島民の生活を中心に神津島村社会史年表に構成してみた。記載内容は、(1)行政・地方自治、(2)地域社会・集団、(3)技術・土木工事に大別してある。それぞれの個別的項目や事件については、次章以下において適宜述べられる。ここでは全体的関連を簡単に説明する。

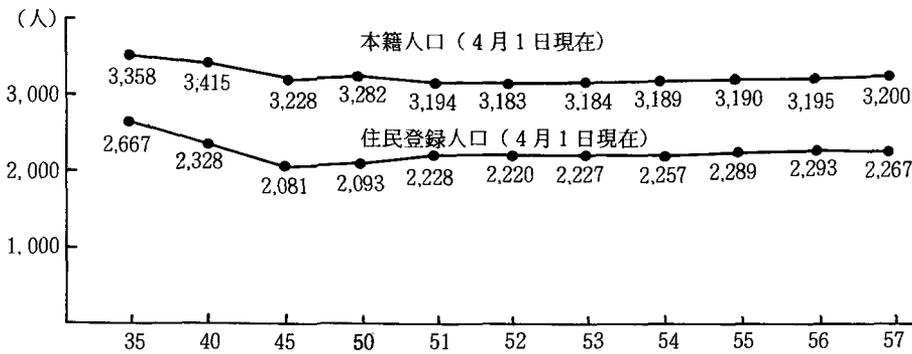
明治近代の地方自治制度が確立されたのは、明治21年市制町村制、明治23年府県制、郡制の実施以降であるといわれている。これに対して、島嶼

表Ⅱ-1-1 人口(1)

年代別	世帯数		男	女	計	備考
	世帯	戸数				
貞享四年(一六八七)	五	一五	二五九	二九一	一九〇	
宝暦三年(一七五三)	一四	一四五	四三三	四八八	五五〇	
天明二年(一七八二)	一七	一七二	六九一	七〇一	九一一	
文化二年(一八一五)	二二	二三四	五九七	八四四	一四四一	
明治二年(一八七二)	三〇	三〇六	八二八	九八七	一八二五	
"三年(一八七三)	三一	三一〇	八八一	一〇一八	一八九九	
"四年(一八七四)	三三	三三八	九四二	一〇九五	二〇五三	
大正二年(一九一三)	三六	三六八	一〇四二	一一四九	二二一一	
昭和九年(一九二〇)	四〇	四〇七	八八一	一〇九二	二〇三二	国勢調査
"十四年(一九二五)	三九	三九八	九五八	一一二九	二二四八	"
"十五年(一九二六)	四一	四一八	一〇四二	一一〇三	二二四〇	"
"二十年(一九三〇)	四二	四二一	九四〇	一一〇〇	二二四〇	国勢調査(人口動態表)
"二十五年(一九三〇)	四一	四一六	一〇一九	一一〇〇	二二一九	"
"三十年(一九四五)	四九	四九一	一三六〇	一四〇八	二七六八	国勢調査(人口動態表)
"三十五年(一九五〇)	五一	五一〇	一三五七	一四〇八	二七六五	"
"四〇年(一九五五)	五二	五二二	一三九五	一四六二	二八六一	国勢調査(人口動態表)
"四五年(一九六〇)	五二	五二二	一三九五	一四六二	二八六一	"
"五〇年(一九六五)	五三	五三二	一三〇六	一四二二	二七二八	国勢調査
"五五年(一九七〇)	五三	五三二	一〇三八	一〇四三	二〇八一	"
"五九年(一九七五)	五八	五八一	一〇四二	一〇五一	二〇九三	住民登録
"五十四年(一九七九)	五八	五八一	一〇四二	一〇五一	二〇九三	"

(出典) 伊豆諸島東京移管百年史下巻

図Ⅱ-1-1 人口(2)



(出典) 昭和57年度神津島村村勢要覧

表II-1-2 人口(3)

年	40	45	50	51	52	53	54	55	56	57
世帯数(人)	520	532	584	553	561	574	573	589	591	599
一世帯当り(人)	4.5	3.9	3.6	4.0	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7
人口密度(km ² 当)	125	112	113	120	119	120	121	123	123	121

(出典) 同上

部では大正末年に至るまで近世の地域支配秩序がそのまま維持されてきた。神津島では大正7年に地役人が廃止され、大正12年に本土に適用する規則とは異なる島嶼町村制⁽³⁾が実施された。新しい自治制度に移行する前に、島民の適応が容易になる為に、いわば過渡期をもうけ、それなりの準備を行う必要があったと思われる。神津島の「若者仲間」は往事、村落社会内における絶対権力を持っていたと伝えられている。⁽⁴⁾新しい支配秩序はこの近世以来の村落秩序の中心集団から島の日常生活秩序を統制する最も重要な機能である警察・消防・防衛の機能を行政制度の下位に位置づけ、明治34年非常組(後に消防組)に置替えた。さらに大正6年には若者の社会教育機能を青年団に置替えている。非常組は明治32年の大火を契機として設立されている。この大火ではほぼ全村を焼失し、復興のために山林の立木を伐さいし尽した。明治40年と41年に鉄砲水にみまわれたのもおそらくその結果と思われる。時の地役人が、造林のための官有林払下げと砂防費国庫支弁を歎願している事実にもその窮状がうかがえる。明治後半になると、漁業の活発化に伴い、人口と世帯の増加がめだってくる。明治36年元地役人松江半之助を組合長として漁業協同組合が設立された。またこの時期に網組による操漁も盛んになる。さらに明治末年には社会資本の整備もはじまる。最初の土木工事は明治43年の土管川と貯水池の設置である。伊豆諸島の中でも神津島は水が豊富であるが、集落より北に離れた所に湧出している。このため女子の水汲みは重要な日課の一つになっていた。しかしそのための労力の消耗は甚大であった。このため明治43年に水道敷設の議が起り、物忌奈神社近くに土管川を、下の沢に貯水池を設置したのであった。次に実行されたのは架橋と砂防工事である。神津島の集落は、天上山の大崩落地から続く神津

沢によって南北に分断されている。南北の交通には沢の狭くなる上流まで迂回するほかなく非常に不便であった。大正元年に地役人の設計により沢の中間部分に八千代橋が架橋された。また明治40年41年の鉄砲水にみられるように神津沢はたびたび大小の氾乱を繰返し危険であった。このため砂防工事が大正4年から始まっている。

土木工事のなかで困難をきわめたのは前浜(現神津港)の築港である。当時漁業の発達は日進月歩のいきおいであった。漁船数は増加し、動力船の導入など型も大型化しつつあった。このため島民の築港の要求と熱意は日々昂まっていたのである。大正14年に起工され、全村民の昼夜を分たぬ労働が提供された。完成をみたのは昭和6年であり、8年の歳月をついやしている。築港と同時に簡易水道の敷設も行われている。時の松本村長が、松戸の工兵隊の水道敷設演習地に村を利用してもらうことで、水道の実現が可能となった。このときから集落の辻々に共用栓35個と、消火栓17個が開かれ、女性は水汲みの重労働から解放された。

昭和にはいと、本土と同様に、あらゆる社会活動が戦時体制作りに向けられていった。昭和20年には度かさなる空襲を受け、魚船の大部分が破壊され、家屋も焼失した。昭和20年7月から全村民の疎開が開始され最後の疎開組が乗船するまゝに戦争が終結した。

戦後神津島を大きく変化させた主要因は、離島振興法と、高度経済成長に伴って生じた観光ブームである。

新憲法の発布と新しい地方自治制度の制定は多くの離島に新時代をもたらした。戦前の離島に対する法律上、行政制度上の差別は解消された。そればかりでなく、離島振興法をはじめとする各種の地域振興立法によって辺境地地域住民の福祉の

向上が図られるようになった。戦後の離島史一般のなかでも最も注目されるのが昭和28年の離島振興法である。この法律で規定される高率の国庫補助金によって港湾や道路が次々と建設された。そのほか一連の地域振興諸立法とともに、これらが島民の生活を急速に変化させたといっても過言ではない。

神津島においては、離島振興法のほかに過疎振興法が適用された。これらの法律によって実行された事業は主として道路、港湾、学校などの社会資本の整備に向けられた。神津島の経済規模はもとより小さいので、これらの事業に伴い日雇い労働の機会が生じただけで島民の生活水準を押し上げた。また種々の施設が整備された結果、観光客の受け入れも可能になった。神津島において昭和30年以後整備された施設は、水道、電気、漁港、大型船接岸埠頭、道路、橋梁、ヘリポート、テレビ受信施設、CATV、ゴミ焼却場、火葬場をはじめ多数にのぼる。ところで、これらの建設事業を技術の側面からみると、建設のためには高度の専門的技術体系を必要とし、本土の専門機関にまったく依存して作るよりほかなくなった。建設ブームとともに地元の建設業者も増加したが、彼らの多くが本土の大企業の下請けに甘んじねばならぬことは一般的に知られているとうりである。大正14年から行われた築港が、島民の意志と労働によって完成された事実と比較するとき、今日の島の行政と、生活上必要な様々の技術がいかに深く本土に依存せざるを得なくなったかを示している。

戦後の神津島を変えたもう一つの要因は観光ブームである。昭和40年から始まるブームによって、それまでの島の産業である漁業と農業のほかに、大きな稼得機会が生じ民宿を家業とする世帯が非常に増えた。神津島の観光化については後に詳しくふれられる。

このようにして、離島振興政策と、観光ブームは島の生活を一変した。昭和40年以前においては、島での就業機会、漁業と村役場、若干の小売業がそのすべてであったといつて過言でない。農業は自給自足的であり、収入を得ることは期待できなかった。現在においては建設業や小売業、民宿

業に従事するいわゆる「オカモン」の比率が増加している。

最後にこのような結果の一側面として現在の就業構造を、各世帯の家業の形態から概観しておく。(表Ⅱ-1-3参照)

表 Ⅱ-1-3 家業形態からみた就業世帯数

家業の形態	世帯数	%
自営業	85	16.2
民宿	43	8.2
民宿・自営	32	6.1
農業	13	2.5
農業・自営	8	1.5
農業・民宿	11	2.1
農業・自営業・民宿	8	1.5
漁業	64	12.2
漁業・自営	22	4.2
漁業・民宿	48	9.1
漁業・自営・民宿	18	3.4
漁業・農業	8	1.5
漁業・農業・自営	3	0.6
漁業・農業・民宿	29	5.5
漁業・農業・民宿・自営	9	1.7
勤務・無職	124	23.6
合計	525	100.0

昭和58年秋の面接調査によれば、有効票525世帯分のうち、漁業のみを家業とする世帯が、12.2%、農業のみを家業とする世帯は2.5%、民宿のみを家業とする世帯は8.2%、商業、建設業などの自営業のみを家業とする世帯は16.2%であった。以上の専業の世帯に対して、漁業、農業、民宿、自営業のいずれか二つ以上を兼業にして家業としている世帯が、全体の37.2%を占めている。そのなかでは、漁業と民宿を兼ねている世帯が、19.7%で最も多い。なんらかの形で漁業にたずさわる世帯数は、31.9%であり、島の主要産業が漁業であることはこの点でも理解できる。全体としてみると、各々の世帯の営む家業が複合的になっているのが、今日の神津島の就業構造の特徴といえる。

注(1)「伊豆諸島東京移管百年史」下巻、東京都、

昭和56年, 548頁。

(2)「離島—その現状と対策」離島実態調査委員会編, 昭和41年, 21頁。

(3)例えば, 島嶼町村では町村条例を設けることができず町村規則を設けるのみに限られ, 又助役を置くこともできなかつた。一般に比較して, 町村に対する府県知事の権限が強化されていた。

(4)昭和23年「神津島村概要」。後に詳しく述べられる。

(大内 田鶴子)

II-2 漁業

II-2-1. 神津島漁業の特色と変化

— 漁業経営の個人化 —

神津島村民の主たる生業は, 長く漁業であった。大正12年の議事録を見ると, この第1回村議会を構成する議員は, 運送業(汽船)1名, 商店主2名, 役人出身1名, 漁業6名の計10名である。また村税の戸別割一覧によっても, 352戸のうち漁業以外の収入を得る世帯は, 旅館2戸, 運送業1戸, 飲食店1戸, 理髪店2戸, 職人(桶屋, 鍛冶屋, 大工等)44人を数えるのみである。これらも副業として漁業に従事していた可能性は大きい。大正末の神津島村は, 9割近い世帯が漁業に従事し, 村議会においても6割の漁民代表議員を有する, 典型的な漁業集落であったと言えよう。

しかし現在, 確かに漁業の比重は軽くなっている。観光化に伴う民宿業の増加とそれによる収入の伸びが著しい。昭和56年の漁業による水揚額は, 約9億3000万円である。他方, 農畜産物の出荷額は約5000万円, そして観光客消費額推計による消費額合計は約10億7000万円である(1982年神津村勢要覧<資料編>)。実際の稼得率は漁業のほうがやや高いと考えられるので, 漁業収入と観光業関連の収入とは, ちょうど半々になると想定される。観光化によって村民の生業活動は著しい変化をみた。しかし, それでも収入の五割を占める稼得活動として, なお漁業は重要な位置を占めている。

神津島の漁業は沿岸および近海を漁場とする。

漁船も小型船が圧倒的多数である。表II-2-1によれば, 昭和41年の漁船屯数割合は, 3屯未満漁船および無動力船が85%を占める。無動力船はてんぐさ等の海草採取に専ら使用されており典型的な沿岸漁業が営まれていたことを物語っている。その沿岸漁業でさえ, 大型船の圧迫を受けていた。

『わたしたちの神津島』(昭和42年神津島村教育委員会・神津中学校編)には, 次のような記述が見られる。「鯉やサバの漁期(5,6月頃)に入ると前浜一帯の海上には70~80隻以上の大型船(20~30t級)が停泊する様子は実に壮観であるが, これ等漁船群の中に, この島の漁船は1隻もないという。これ等の船の多くは九州方面からの遠征船(中には鮒子, 神奈川県各港, 清水や焼津, 青森県の八戸, 紀州の串本, 四国の高知等に船籍を置く船もある。)で占められ, これ等の漁船によって島の近海の魚は水揚げされている現状を島の人びとは複雑な表情で眺めているにすぎないありさまです。」

神津島沿岸の漁場は有数の宝庫と言われるにもかかわらず, 小型船であるがゆえに少しの風でも出港できず, 大型遠征船に水揚げをさらわれていたのである。このような状況を打破する為に, 少しずつ漁船の大型化がはかられてゆく。特に昭和45年以降, 漁業近代化資金の貸付件数が急増し, それとともに漁船建造・改造も増加する。また漁協信用部が運営する定期預金の口数もふえている。近代化資金貸付件数は昭和44年度にわずか9件, しかし昭和45年度26件, 昭和55年度78件と急速な増加を見せる。定期預金口数は昭和35年にはたった1口であるが, 昭和45年56口, 昭和48年153口, 昭和50年281口と急増する。其の日暮に慣れていた漁師の生活が, さまざまな影響で変化し, 預金を必要とするようになったとも考えられる。しかし, 漁業近代化資金が専ら漁船の新・改造に使われ, またこの資金を得る為には一定の預金をあらかじめ用意する必要があったことを考慮に入れるならば, 預金口数の増加は, 明らかに漁船の新・改造と相即していると言えよう。

このような経過とともに個人所有の漁船数は増加し, かつ大型化した。漁協参事の集計によれば,

表Ⅱ-1-4 神津島村社会史年表

行政・地方自治	地域社会・集団	土木工事・技術
1723年 島民の出入解禁		
1868(明治元年) 旧大官所領韭山に編入		
明治4年 島方会所廃止・交易危機		
明治11年 郡区町村編成法・東京府下へ編入		
明治14年 島役所(村役場の前身)定められる。 戸長を廃止し、官選地役人・名主・年寄・書役定められる。		
明治16年 共有林を官有林に編入		
明治16年 神津尋常小学校開設		
明治19年 松江半之助郵便集配請負人に就任		
明治26年 警察官配属	明治32年 大火	明治25年 東京湾汽船株式会社定期航路開設 明治26年 村医来島
明治34年 非常組設置(巡査のすすめによる)	明治36年 漁業協同組合設立	
明治43年 造林等のため官有林払下願 明治43年 砂防費国庫支弁款願書提出 明治43年 在郷軍人分会結成	明治40年} 神津沢 41年} 鉄砲水	明治43年 貯水池・土管川設置
大正7年 地役人廃止	大正3年から大正7年にかけて、地役人の信任をめぐり、村内に南北に分れて、対立。騒乱続く	大正元年 八千代橋架橋 大正4年 砂防工事起工
大正12年 島嶼町村制施行、名主・年寄・書役を廃し、村長・収入役・書記を定める。	漁業協同組合	
大正13年 区を設置	非常組	
大正15年 東京府大島支庁所管	在郷軍人分会	
昭和12年 国防婦人会結成 昭和12年 十人組設置	消防組	
昭和16年 太平洋戦争勃発 昭和16年 保証責任、神津島村信用、販売、購売利用組合設立	国防婦人会	
昭和17年 大政翼賛会神津島支部設立 昭和18年 東京都市公布 昭和20年 敗戦 昭和22年 神津中学校開設	農防団	
昭和25年 灯台設置陳情 昭和27年 ヘリポート陳情 昭和28年 離島振興法	農防団	
昭和41年~43年 東京都に空港設置陳情 昭和42年 第二次農業構造開善事業 昭和44年 三浦漁港第四種指定陳情、昇格決定 昭和47年 神津高校開設 昭和45~49年 空港第五回陳情 昭和50年 空港用地買収契約条件決定 昭和51年 空港第六回陳情 昭和53年 空港第七回陳情	農防団	
昭和40年 観光ブーム始まる	農防団	
昭和40年 観光協会設立	農防団	
昭和52年 商工会設立	農防団	
昭和52年 商工会	農防団	
昭和52年 商工会	農防団	

表 II-2-1 漁船隻数

	5 屯以上	3 屯以上 5 屯未満	3 屯未満	無動力船	計
昭和 41 年	9 隻	4 隻	53 隻	(25 隻)	66 隻(91 隻)
昭和 56 年	64 隻	24 隻	47 隻	—	135 隻

(注) '82村勢要覧<資料編>および『わたしたちの神津島』より作製

表 II-2-2 年間水揚状況

年 別 漁 業 種 類	昭和45年(1月~12月)		昭和55年(1月~12月)	
	数 量 kg	金 額 円	数 量 kg	金 額 円
建切網漁業	318,068	121,852,173	122,811	188,650,497
突棒漁業	33,162	21,190,504	28,978	48,070,085
底魚一本釣漁業	25,439	10,413,343	162,527	223,315,459
とび魚流刺網漁業	5,402	1,768,680	60,366	32,626,134
たかべ底刺網漁業	9,055	3,169,714	7,858	8,602,320
いか釣漁業	6,527	2,523,777	97,296	102,985,414
定置網漁業			36,968	34,831,124
いせえび刺網漁業	21,156	47,468,998	13,292	93,733,631
他 港 水 揚	13,309	4,008,426	40,995	55,135,433

(注) 神津島漁協総会提出資料より作製

建造漁船の平均屯数は、昭和45年3.08屯、昭和50年3.49屯、昭和55年6.52屯、昭和57年6.11屯となり、大型化が昭和55年をピークとすることを知らる。表II-2-1で示されるように昭和56年には、3屯未満の漁船は34%を占めるにすぎず、昭和41年の85%に比して大幅な減少である。漁船数も増加している。

資料によって昭和20年代の漁船数の推移を知ることはいかぬ。しかし、昭和27~28年ごろのテングサ・ブームが、集団的な漁よりも、世帯単位で海草とりを可能にした為に、個人所有の船(主に無動力船)の増加と後述する網組の解体を招いたと言われる。その後、船の個人所有化と機械化、大型化が一層進行したことは、すでにのべたとおりである。存続する三網組に加入の漁師でさえ、漁船を個人所有し共同漁法の期間外は個別的な漁にいそんでいる。漁業のこのような変化を、ここで私は漁業経営の個人化と総称しておく(個人化(individuation)と個人主義化の別についてはS・グリア, Emerging City, 1962を参照)。

漁業経営の個人化は、漁業種類別水揚量の経年変化によっても、その傾向をみる事ができる。表II-2-2は、昭和45年(1月~12月)と昭和

55年(1月~12月)の水揚量比較であるが、特に底魚一本釣漁業の変化に個人化をみるのである。もとより水揚量は年によって少なからぬ変動を示す。潮の流れや魚の回遊の変化が直接の影響を与えるからである。しかし十年間を通して見るならば、そこには年次別の個別の変化を超えた、個人化の大きな流れが存在している。建切網漁業は別称きんちゃく網とも言い、三網組合同の漁を指示している。たかべ、いさき等種々の魚をとる。明治末から続く最も古い漁である。突棒漁業はもっぱら、かじきまぐろをとる。高度な技術を要する漁法で、他県に出稼ぎした若者が島に戻り、その技術を伝えたと言われる。昭和26年ごろから始まる漁法である。かじきまぐろを求め、近海といえども比較的遠くの漁場に行かねばならず、またこの技術の修得者を要することから、限られた漁民によって行われている。底魚一本釣漁業は、単独の漁が可能である。さまざまの魚を含むが、はまだい、青だいなど単価の高い魚を中心とする為に、漁民の貴重な収入源となる。いか釣も単独で可能ではあるが単価は低い。他の漁法は全て網を必要とする為、なんらかの共同作業を必要とする。定置網漁業は、漁の採取自体は最も容易であり単独

で行われるが、この仕事は網組に属する老人に限定されている。このような事情から、底魚一本釣が漁業の個人化に最も適合的な漁法であり、また実際、この漁法による水揚のみ、一貫した増加をたどっているのである。表2は、底魚一本釣の水揚が、昭和45年に比して、著しく増大していることを示している。水揚量全体の増大は、漁船の大型化、機械化によって出漁日数が増し、一回の水揚量も増した為である。

漁業経営の個人化は、漁協組織にも影響を与えた。一つの例として舟主組合への港の管理権の一部移行を挙げることができる。昭和50年に漁港の

一部、すなわち船揚場の管理が舟主組合に任されたのである。船揚機は依然として漁協所有であり、その使用料も漁協に支払っているから、管理権の完全な移行とは言えない。しかし、個人所有漁船の増加によって船揚場の汚れもひどくなり、その清掃・維持を、組合員の増加をみた舟主組合に依頼することが現実的であるような事態は、やはり漁業経営の個人化に由来する出来事と言えるであろう。昭和27年ごろから、そのきざしをみせた漁業の個人化は、昭和45年以降本格化し、昭和50年には、早くも定着化したと思われるのである。このような急速な個人化の進展は、当然のことなが

表Ⅱ-2-3 昭和58年度神津島漁協組合員数

資格別		異 動	57年末現在	58年度加入	58年度脱退	58年度現在 (58. 3. 9)
正組合員	地区内漁民 漁業生産組合		291	13	0	304
	計		291	13	0	304
準組合員	地区内漁民		314	0	0	314
	地区外漁民					
	加工業を営む法人		6	0	0	6
	加工業を営む法人					
	計		320	0	0	320
合 計			611	13	0	624

(出典) 漁協総会資料

ら観光化とも密接にかかわっている。観光関連の生業、とりわけ民宿経営による現金収入の増大は、漁民にとって、漁船新造のための資金づくりに直結した。産業化に伴う漁業の機械化、新しい漁法の浸透が基底にあるとはいえ、神津島に特有の事情もまた、この時期の急速な個人化に寄与している。

漁業の変化で、いまひとつ触れておかねばならないことは、少数とは言え観光化に伴う漁民の遊舟への転業である。現在、営業中の遊舟は12隻であり、その多くは釣宿を兼ねている。漁協理事会の議事録をみると、昭和49年に漁船と遊舟とのトラブルについてはじめて言及しており、釣客のために漁場をあらされることに対し、漁民の不満が

高まっていることを示している。遊船が営業できる海域を速急に決める必要から、漁協との調整の為に、昭和52年遊船組合が設立される。これ以後漁船とのトラブルは記録されていない。遊船は民宿とは異なり通年営業が可能で、また所得率も高い。にもかかわらず多くの漁民は、夏期に民宿を営む程度である。釣客の気嫌をとり、これにつかえなければならぬ商売は漁民の誇りが許さない、とある漁師が言っていた。遊舟がなお少数であるのも、このような漁民の職業意識と、漁師仲間の一種の連帯感によるものと考えられる。

II-2-2 漁業協同組合

— 専門的サービスの提供 —

神津島漁業協同組合の歴史は古い。明治36年に創設されて以来、一貫して漁水揚の大半を一手に扱い、また漁民に対する生活資金貸付を行ってきた。現在（昭和58年3月）、組合員数は624名を数える。表II-2-3 に示す準組合員数のうち6名は、加工業を営む法人であり、仲買いである。正組合員とは、出資金（5000円）をおさめ、年90日以上操業したものである。正か準かは毎年理事会で審査して決定する。このため前年度は正組合員であった者が今年度は準組合員になるケースも存在する。準組合員は理事に選出されず総会での議決権もない。昭和30年以降の組合員数の変化を追うと、昭和39年に準組合員の急増をみる程度で、

表II-2-4 漁協組合員数の変化

	昭和38年	昭和39年
正組合員数	397	317
準組合員数	28	223
計	425	540

(注) 漁協総会資料より作製

その後総数に大きな変化はない（表II-2-4参照）。この年に組合員の家族の参加を認めた為に、準組合員の激増が生じたのである。

図II-2-1は神津島漁協の組織を示している。

図II-2-1 神津島漁協組織図



組合長および理事に選出される者は、全て舟主である。また監事は名誉職的であるが、漁民から一目置かれる人がその地位を占めたと言われる。組織の中で最も重要な役割をこなすのは、組合長・理事・参事を除けば信用部と販売部であろう。販売部は神津島における漁水揚の98%を扱う。市場の値動きを見ながら漁民から託された魚をタイミ

ングよく仲買に売らねばならない。その仕事を一手に受け持つ部門である。また水揚金額の6%を徴収し、これが漁協の主要財源となることから、販売部の重要性は自明であろう。信用部は、普通・定期預金の貸出し業務を受け持っている。漁業近代化資金と定期預金の関連については、すでにのべたとおりであり、さらに生活資金の貸し出しもおこなう為、漁民にとっては販売とともに重要な部門である。購買部は、ロープ・網・釣具・船具・塗料・カップ等、漁業に不可欠の商品の他、衣料品・食料品・事務用品・燃油も取扱っている。漁協の行なうサービスは多様である。いま、それらを整理するならば次の八種に分類しうる。

第一は、漁場保護・調整サービスである。テングサ採りの時期決定、漁業権の認定、前述の遊船との調整等、最も基本的なサービスである。第二は、稼得代行サービスである。前述の販売部が担当するサービスと言えよう。第三は、金融・生活支援サービスである。信用部が担当するサービスと考えられる。第四は、生業必需品販売サービスであり購買部門が担当している。第五は、漁業改善サービスである。このサービスは、貯水・冷蔵事業、いせえびの養殖事業、船揚機の提供を含んでいる。特に冷蔵設備は魚価の安定をはかる為に不可欠であり、昭和30年に貯水冷蔵設備を、昭和41年に新型冷蔵庫をつくるなど比較的重視されているサービスと言える。第六は、教育サービスである。前記の改善サービスに付加して各種講習会を企画し、漁民の技術向上を意図するサービスである。第七は、医療補助サービスである。建切網漁法は海中深く潜水する労働を伴う為に、しばしば潜水病を誘発する。その治療の為に再圧タンクを昭和39年に導入し、以後専門医と連絡をとりながら事故防止のサービスにあたっている。第八は、情報サービスである。無線による各漁船との連絡、気象情報の伝達、村営CATVを用いての魚の単価変動に関するおしらせ、月1回発行の漁協だより等、海難事故を未然に防止する為の基本的サービスから、漁協の自己宣伝にいたる幅広いサービスを内包している。現在は村役場に移管されているが、昭和34年に漁協が購入した有線設備は、当

時村民に対する唯一の情報伝達手段として、短期間ではあったが漁協の提供する重要なサービスであった。この有線の導入と後述する網組・合の解体とは連関する現象であり、注目に値する。いずれにせよ、神津島漁協は、漁業を軸として発生する種々の共同問題の専門的処理機関として、以上のような専門的サービスを提供しているのである。第一および第二のサービスは、漁協の設立時以来継続しているけれども、他のサービスは専門的処理の必要とともに付加されてきた。また金融サービスなど、漁業経営の個人化の進展に伴い、その意味づけを変化させたサービスもある。後述する網組・合の解体、そして現在進行中の個人化の進展は、漁協の提供する専門的サービスへの依存を一層深めてゆくものと思われる。

II-2-3. 漁業組織の変化——網組と合——

現在、合はない。網組と呼ばれる漁業組織が3組残存しているだけである。しかし、かつては合が、漁民組織としての機能を有するだけでなく、現在の村役場・消防団・青年団によって担われている仕事さえ受け持っていた。網組も八組を数えた。合の本格的衰退と網組の縮小は昭和30年以降急速に進む。以下の記述は、昭和30年以前の合・網組の姿を再現しながら、その衰退過程を追求し、加えて、現存の網組の活動状況を整理することに主題がおかれる。過去の情報は資料皆無のため多く聞きとりに頼っている。

合は、狭義には網組の合宿所・会合場所を指示する。網組ごとに、その成員の家を開放し、会合や青年男子の合宿・訓練の場としたのである。網組成員の家族状況や家屋の規模などを配慮して、合にしてもさしつかえのない成員の家が選ばれたという。網組によっては成員の屋敷地の中に新たに合宿所を建設したケースもある。網組の名称は合がおかれた家の世帯主の氏名をもって呼ばれる。たとえば松本南兵衛氏の家を合とした組は、松南組と呼ばれ、また浜川清エ門氏の家を合とした組は、清エ門組と呼ばれた。したがって、都合により合とする家の変更されると、それに伴って網組の名称も変わった。現存する三網組は、石嘉組、

松盛組、松南組と呼ばれるが、大正期には石嘉組は(石田)五郎左エ門組、松盛組は金右エ門組と呼ばれていたと言う。

12~13才になると漁師の子供(男)は合に入る。夕食をすませると合に集まり、ともに眠り、朝食前に家に戻る。結婚するまでこの行動は続けられる。合に入った少年達は漁師になるための職業訓練を受けるだけでなく、神津島村の成員になるための様々の訓育を受け、通過儀礼を経験し、さらに村仕事を請負う。合は、狭義には合宿所であるが、このような組織自体を指示するフォーク・チームでもある。

合の組織は、厳密な年令階梯の序列を持っていた。それは大筆頭(会計)、世話人、世話役、筆頭、小筆頭と呼ばれる役の序列に端的にあらわれている。大筆頭は網組と合の代表者である。しかし老人が、この役についたわけではない。建切網のような潜水を核とする漁法は重労働である為に、老人は網をたぐりよせる程度の仕事にまわされる。通常50歳を過ぎると漁の中心的な役割からしりぞかざるをえない。このため、大筆頭も、漁の最もきつく重要なパートを、なお担うことのできる年令層、すなわちほぼ40代後半の層から選ばれた。漁業、特に神津島で採用された漁法のもとでは、55歳にもなれば、完全に後見人の立場にまわらざるをえないのである。生業活動の世代交代は早いと言える。しばしば、漁村に年令階梯制と隠居慣行が結びついてあらわれるのも、このような漁業という生業活動に特有の条件と関連する為とも思われる。

それはともかく、大筆頭は網組・合の代表として組単位の水揚げに責任をもち、網組・合の維持管理に必要な支出を把握している。共同漁業経営の責任者である。世話人は、漁業現場における指揮官である。出漁の決定や漁場の選択がまかされている。30才後半から40才前半の者がこの役についたと聞く。大筆頭と世話人が網組を中心とする漁業の経営者と指揮官であったのに対し、世話役以下の役は、直接、合にかかわる仕事を担当していた。世話役は、組成員の葬儀の手配(特に墓ほり役の指名)、後述する大仲間への少年の人選、

祭りの準備、仲人役を主な仕事とした。神津島は長く土葬であったから、漁師とその家族が死亡した時には、墓ほりを所属の網組に依頼する習慣となっていた。

大仲間ないし若いもん仲間と呼ばれた集団の存在はきわめて重要である。12～13才で合に入った少年達は、15～16才になると世話役の指名によって大仲間入りをした。もちろん、結果的には16才にもなれば少年は全員が大仲間に入っていたのであるが、加入時期を幾分早めたり遅らせたりする裁量を世話役がもっていたのである。大仲間とは、八網組が合同して作った単一の組織であり、15～16才以上、結婚前の若者が全員加入していた。要するに、各合に寝泊りしている若者を大仲間へ結集させたのである。この大仲間の組織は、村仕事の多くを担っていた。道普請、祭りの準備、海難事故の救助、そして火事で消失した家の建築手伝い、かやのふき替え等である（祭りの準備と新築手伝いは、現存の網組にも引き継がれている。）。

この大仲間を母体が大正期に非常組が作られ、さらに後に青年団と消防団に分化したと言われる。網組のことを支部、世話役のことを支部長と呼ぶのも、青年団設立以降のことである。いずれにしても、大仲間に入ってはじめて少年は「あにい」と呼ばれる地位を獲得できた。まだ大仲間に入ることを許可されない少年たちは、「あにい」たちの使い走りをさせられたのである。たとえ1才ちがいでも大仲間に入った少年と、そうでない少年とは、明確に区別されていた。

大仲間に入った少年や若者の合における指導は、筆頭が担っていた。他方、12・3才～15才の大仲間に入る前の少年達は小筆頭の指導下におかれた。筆頭は20代の若者が、小筆頭は18～19才の若者が選ばれたと言う。筆頭や小筆頭は、学校の先生と連絡をとりながら少年達の生活指導も行っていった。12才～15才の少年達の仕事は使い走りと船の清掃であったが、朝4時ごろに起こされて、網組成員の家をかけ回り出漁を告げる仕事は、それなりに重要な位置を占めていた。合の解体と漁協の有線設備購入（昭和34年）とが時期的に符合するのは、けっして偶然ではない。出漁の有無、その

他の伝達事項を告げて回る少年達が合の解体によって居なくなったからこそ、有線が必要となったのである。こうして網組・合・大仲間は、職業訓練、少年の社会化、村仕事の担い手、情報伝達という多様な機能を内包する組織として、単なる生業組織を超えた位置を占め続けていたと言える。神津島において区のような隣保的地域的活動が現在でも消極的であるのは、合の存在に起因しているとも考えられよう。

網組および合は確かに漁業組織であるけれども、その発生時に何らかの地縁的血縁的結合にもとづく組織化がはかられたかどうか、定かではない。古老の聞きとりにおいても、その点は不明であった。まして現存の網組に、その痕跡を見出すことは不可能である。

網組の解体は昭和28年の平草採りブームとともに始まる。大正期に存在していた八組（半左エ門組、喜兵衛組、源八組、仁吉組、清エ門組、五郎左エ門組＝石嘉組、金右エ門組＝松盛組、松南組）——仁吉組は松南組と合同の漁をしていた為に事実上は七組であったと古老は言うが——のうち五組ないし4組が昭和30年までに次々と解散してしまう。七ないし八網組がそろっていた頃には、他の組に水揚で負けまいと漁場の争いもあった程、共同漁は盛んであった。今でも形だけは続いているくじ祭りは、もともとこの争いをさける為に、七網組がくじを引いて漁場を決めたことに由来する。したがって網組単位の共同漁によって得る収入は、その当時、きわめて大きな割合を占めたと推測しうるのである。ところが平草・天草が高値をつけ、高額な現金収入を保障するようになると、漁師は網組の共同漁よりも一層効率的に稼げる平草・天草とりに転換するようになった。しかも海草とりは建切網のような危険を伴わず、労働もはるかに軽くてすむのである。こうして網組で共同漁を行う時期（5月～10月）になっても組成員の半数が平草採りに従事し、出漁をことわるような事態が生まれた。共同漁（建切網）は一定の人数がそろわなければ遂行不能である。網組は、共同漁の為の組織であるから、三年も続いてこれが実現不能になると、組の存在自体に意味がなくなっ

てしまうのである。解散を宣言する網組が始める。

現存する三網組の構成員も、この時期変動している。平草採りのために離脱する者もあったが、他方、解散した網組から移ってくる者もいた。海草採取よりも、やはり漁がしたいという漁師も多かったのである。網組もまた、そのような腕のよい漁師を喜んで仲間に迎えたと言う。

解散した網組の合組織は自然消滅したが、残る

三網組の合組織も、昭和35年ごろから衰退しはじめる。最大の要因は、構成員の子供が合に入らなくなったことにある。「漁師の子は漁師」という考えは薄れていった。仮りにそのように考えていたとしても、漁師の子供でも高校ぐらいは出ていなければと親たちは思うようになった。進学のためには、多少とも勉強させねばならない。ところが合は、少年の勉学にはきわめて不利であった。高度成長と高学歴化の波は、合に入る子供の数を

表Ⅱ-2-5 昭和57年度三網組合同建切網水揚

時期	6月29日～7月26日	7月27日～9月19日	9月20日～10月10日
水揚金額	112,033,473円	72,645,807円	37,307,949円
仕切金	104,751,327円	68,533,781円	34,882,949円
燃油代	5,839,541円	2,470,436円	665,235円
水代	307,610円	356,885円	109,750円
エサ代	549,075円	891,211円	544,441円
現金	98,055,101円	64,815,249円	33,512,623円

表Ⅱ-2-6 石嘉組水揚配分一覧

配分比	年令	備考	配分比	年令	備考
1.3	44才	会計=大筆頭 1名	0.8	} 70~89才	1名
1.3	30才	世話人 1名	0.7		6名
1.3	29才	世話人 1名	0.5		寝たきり老人
1.3	28才	支部長(筆頭) 1名	2.8		船2隻
1.3	25才	副支部長(小筆頭) 1名	1.25		船2隻
1.3	19才~49才	10名	0.8		船2隻
1.1	50才~62才	14名	0.6	船1隻	
1.0	65才	1名	3.35	網組分	

徐々に減らしてゆき、ついに昭和40年代前半に合組織を解体させてしまうのである。もちろん、建物(合宿所)としての合は残っている。現在も網組の会合に用いられている。しかし、少年の訓練組織としての合は、もはやどこにもない。

昭和46年に三網組は、これまでの網組単位の建切網漁をやめ、三網組合同の建切網漁に切りかえる。構成員の高齢化、あとつぎの減少によって、多人数を必要とする建切網のみ合同で行わざるをえなくなったのである。現在の建切網漁の水揚と配分については、資料をもとに検討を加えること

ができる(資料入手は石嘉組会計(大筆頭)清水稔一男氏の御好意による)。

表Ⅱ-2-5は、昭和57年度三網組合同の建切網漁の水揚げを時期別に記したものである。水揚から漁協に手数料を払った残金を仕切金という。この仕切金から、さらに燃油代・水代・エサ代の必要経費を引いた額が、実際の現金収入である。毎年1回、三網組の会計(大筆頭)と世話人が協議して、この現金収入の配分を決めている。配分額の算出は稼働人数と稼働屯数をもとに行われる。毎年人数の変化によって多少の変化はあるものの、

ほぼ一定した配分割合と言ってよい。昭和57年度の網組の配分割合は、石嘉組 54.75、松南組 54.05、松盛組 50.45 となっている。この数値の算出根拠を石嘉組の例によって説明しよう。

表Ⅱ-2-6は、1.1を標準として、構成員と舟主への個々の配分を決め、残りを網組運営費に充当させた算出一覧表である。この数値の総計が前記の数値、石嘉組 54.75に相当する。1.3の配分を受ける構成員は、建切網で潜水に従事する者である。会計（大筆頭）から副支部長（小筆頭）にいたる役職者が全て1.3を得ていることは、ここで確認される。年令も19才～49才の者である。1.1の配分を受ける構成員は、出漁はするものの網をうつなど潜水に比して軽い労働に従事する者である。年令は、50才～62才の熟年層である。65才の者が1人、1.0の配分を得ているが、この老人は出漁者の中で最も軽い労働に従事するという。配分比が0.8および0.7の者は、出漁しない老人達である。年令は70才～89才と高令である。かれらは網の修理をうけもち、また定置網で魚をとることを許されている。定置網によって得る収入は、老人たちの生活費のたしにされる。一種の福祉事業と言ってよい。1名だけ配当費が0.5の者がいる。病人である。高令の寝たきり老人であり、何の仕事もしていないが、0.5の配分を受けている。通常、病人や寝たきり老人には、死ぬまでこの程度の配分を渡すと言う。死亡後も未亡人を助ける為に、この配当を続けることさえある。これまた、立派な老人福祉である。

表6で示した水揚の配分は、網組が年令階梯的であることを改めて確認させるとともに、新たに、これが相互扶助的な老人福祉の機能を有することを認識させる。専門的な福祉サービスを期待しえなかった時代には、網組のこのような機能は、老人の生活にとって一層重要な位置を占めていたはずである。

網組の内部機能はすでにのべた通りであるが、外部機能の一つとして、祭りの維持に貢献している点を挙げなければならない。現在、神社の氏子総代は三網組の代表3名によって占められている。また神社奉賛会の理事は、網組会計3名、舟主組

合1名、観光協会1名によって構成され、ここでも村の祭りや神社組織にとって網組がきわめて重要であることが知れる。まだ網組・合が盛んであった時の名残りとも思われるが、村の伝統的組織・行事を維持する上で、網組のはたしている役割は大きい。そのことは、村生活で展開される相互扶助的関係の維持にも網組が何らかのプラスの力を与えていると想定させるのである。網組は、その内部的問題における相互扶助的問題処理様式を保持することによって、網組外の村生活の中に、相互扶助的問題処理様式を息づかせていると言える。

（補）漁業関係の資料収集・聞きとりは多くの方々の協力によって可能となった。とりわけ、石田福一神津島漁協組合長、漁協理事であるとともに石嘉組会計（大筆頭）でもある清水稔一男氏の御協力に対し、心から感謝の意を表したい。
（森岡 清志）

II-3 農業

神津島の農業生産はつい最近まで近世の延長線上で行われてきた。それがここ数十年の間に急速に変化してきた。すなわち、昭和40年以前の自給自足農業から、昭和40年以後の商品作物農業、そして、昭和50年以後の地域内自給農業のめばえに至る変化である。以下においては、耕地、農家、農産物、農業労働力、農業振興などの題材を横軸に、上記の農業生産の段階的变化を縦軸として、神津島農業の全体を概観し、ついで島の農業関連サービスについて検討する。

まず島の農業の前提となる立地条件から述べよう。神津島は本土から南へ遠く離れた太平洋上に浮かぶ火山性の小島である。これは農業に次のような諸条件を与える。(1) 平地が少なく、急勾配の傾斜地を開墾した狭小な地片（段々畑）を耕さねばならない。(2) 土壌は軽砂質で水稲耕作ができない。しかも地味が悪いので輪作がむずかしい。このため伊豆諸島では焼畑や切替畑という原始的な耕作方法が近年まで存続してきた。(3) 夏は台風直撃されやすく、冬は強風にさらされる。(4)

そして本土の市場から遠い。これらの諸条件は、この地で栽培するのに適する作物の種類を非常に制約する。なかでも商品として適する作物の種類はもっと狭げられることになる。このような条件を前提とした島の農業の変化についてみよう。

1. 農家と耕地

神津島の農家数は戦後を通してみると、昭和25年373戸、30年335戸、35年320戸、40年282戸、

表Ⅱ-3-1 昭和25年専業別農家数

	総数	専業	兼業
3反未満	126	—	126
3～5反	140	—	140
5反～1町	106	—	106
1町～1.5町	1	—	1
	373	—	373

1950. 世界農林センサス結果表S26

表Ⅱ-3-3 経営耕地面積規模別農家数

昭和	ha ～0.3	0.3～ 0.5	0.5～ 1	1.0～ 2.0	計
35	74	153	93		320
40	73	120	88	1	282
45	66	99	60		225
50	53	107	67	1	228
55	49	87	86	2	224

東京都農業経営基本調査報告及び、
世界農林業センサスより作成

45年225戸、であり、昭和25年から45年までの20年間に約2/3に減少し以後は55年の224戸と、停滞を続けている(表Ⅱ-3-1, Ⅱ-3-3)。昭和35年から45年にかけての減少の激しい時期は、離島振興法の適用と観光ブームの到来の時期と一致する。これを農家率の変化でみれば、昭和25年には全世帯中⁽¹⁾、373戸で約76%であったものが、昭和55年には全世帯595戸のうち224戸、約38%となり、農家率は減少している。専業別に農家数をみると、神津島では昭和25年においてすでに兼業農家⁽²⁾が殆んどを占め現在に至っている(表Ⅱ-3-1, Ⅱ-3-2)。

神津島において農地として利用できる土地は終戦直後までに殆んど開墾された結果、昭和27年において1503ha、昭和57年では1334ha(役場資料)である。経営耕地面積規模別に農家数をみると、昭和25年において30aから50aの農家が140戸で、その前後の耕地面積の農家が大多数を占め1ha以上の農家は一戸にすぎない(表Ⅱ-3-1)。その後昭和55年に至るまで島内の農地の配分状態は巨視的にみるとあまり変化していないと言える(表Ⅱ-3-3)。島の人はこうした状態を、神津島では昔から皆等しく三反百姓だったと表現している。この島にはまた農家間の利害関係に深くかかわる共有林や共有財産も全くない。このように農地所有による階層差があまりみられないのがこの島の特徴であるといえる⁽³⁾。戦前からすでに地主の少ないことも推察できる。昭和25年の農林センサス結果表では東京都においても農地解放が進み、小作や小作兼自作農が減少して自作や自作兼小作農が増加しつつあることを述べている。なかでも三多摩・島しょ部はもともと自作農の割合が高いが、神津島はその中でも最も高かった。昭和35年には自作農が100%を占めている(表Ⅱ-3-4)。

しかし大部分が兼業農家であることは先にみた。兼業農家が大部分を占めるといった状態は歴史的には江戸中期まで逆のぼれるように思われる。というのは、神津島では男子が漁猟に、女子が農耕にそれぞれ分担して従事する慣行が出来ており(伊豆海島風土記、天明二年、1782年)、それが今日まで守られてきたからである。

次に作付面積についてみよう。農林業センサスから経営耕地形態別面積(表Ⅱ-3-5)をみると、昭和35年には畑面積13,179aのうち11,885aすなわち全体の90%に作付されている。これに対し、昭和55年には畑面積9,963aのうち1,525a、15%に作付されているにすぎない。これに反し過去一年に作付しなかった面積が8,338a、84%と大部分を占めるようになっている。地積を集計して得られた資料(農地利用作目別実態調査)によると——ここには農家として数えられない世帯の耕作している面積も含まれる——、昭和57年

表II-3-2 専業業別、兼業種類別農家数

	総農家数	専業業別農家数			兼業種類別農家数		
		専業	第一種兼業	第二種兼業	自営業	雇用兼業	
						恒常的勤務	日雇・出稼
昭和 45	225	2	14	209	158	27	38
50	228	3	16	209	167	18	40
55	224	4	2	218	187	27	9

1980 世界農林業センサス・農業集落カード

表II-3-4 自小作別農家数（昭和25・35年）

	総数		自作%		自作兼小作		小作兼自作		小作		その他	
	昭和25	35	25	35	25	35	25	35	25	35	25	35
	島部	6098	5003	57.9	85.9	19.0	7.4	7.0	2.6	12.4	5.3	3.5
大島町	1900	1514	55.3	82.6	14.3	8.9	8.0	2.2	17.1	6.1	5.1	—
利島町	64	55	78.1	100.0	7.8	—	4.6	—	9.3	—	—	—
新島本村	708	642	28.5	84.4	47.8	9.8	6.2	3.5	2.5	2.1	14.8	—
神津島村	373	320	88.4	100.0	11.2	—	—	—	—	—	0.2	—
三宅村	1101	775	81.5	90.9	9.7	3.8	5.0	0.3	3.6	4.7	—	—
御蔵島村	86	72	30.2	47.2	9.3	8.3	18.6	9.7	41.8	34.7	—	—
八丈町	1779	1541	51.6	82.6	21.0	8.3	8.4	4.2	18.4	6.0	0.5	—
青ヶ島村	87	84	64.3	82.1	14.9	10.7	8.0	1.1	9.1	5.9	3.4	—

東京都農業経営基本調査報告、昭和35年 1950年世界農林センサス結果表

には4,650aに作付されている。ここには家庭菜園の面積がかなりの割合で含まれる。

2. 農産物と農業労働力

遊休地の増加には農作物の種類の変化と農業労働力の変化とが関連することは明らかである。まず農作物に大きな変化が起っていることに注目しよう。昭和44年の村勢要覧に次のような記述がみられる。「換金作物として取り入れられたキヌサヤの栽培が本年は4000万円以上もの収穫があり、又養蚕を行う農家も15軒位で生産高が期待されている。しかし、今迄甘藷、麦等が栽培されていた農地がこれらの栽培打切で遊休となっている…。つまり自給用の農業から商品用の農業への転換が行われたのである。東京都農業経営基本調査報告書から作成した農作物の種類別、収穫農家及収穫面積の年次別推移(表II-3-6)を見ると、昭和40年にはまだ陸稲・麦・甘藷などの自給用(主食

用)作物が最大の比重を占めていた。しかし昭和44年には陸稲・麦は生産されず、いも類がわずかに残っており、さやえんどうが最大の比重を占めるに至った。

島での農作物の自給についてももう少し詳しくみよう。昭和35年の離島振興基礎調査の際に、島の主要物資需給状況表(表II-3-7)が作成されている。この時点で、農産物では青果物と麦が島内自給に近く、米穀類の供給は島外からの移入に

表II-3-5 経営耕地形態別面積

昭和	a	畑面積	普通畑	過去1年間に作付しなかった
35		13179	11885	1294
40		12160	5515	6645
45		8660	2860	5800
50		9338	1271	8067
55		9963	1525	8338

東京都農業経営基本調査報告及び世界農林業センサスより作成

表Ⅱ-3-6 農作物の種類別収穫農家及び収穫面積

	陸 稲		小 麦		大麦・ はだか麦		かんしょ		ばれいしょ		さやえんどう	
	農家数	収穫面積	農家数	収穫面積	農家数	収穫面積	農家数	収穫面積	農家数	収穫面積	農家数	収穫面積
昭和 35	299	2037	—	—	314	6532	289	5780	110	1100	—	—
40	233	696	94	219	62	143	266	1844	26	75	20	85
41	121	557	20	41	64	197	235	1671	6	3	77	243
42	84	420	3	15	95	517	242	1299	9	9	132	998
43	—	—	—	—	12	13	43	108	—	—	228	2258
44	—	—	—	—	—	—	102	284	13	13	196	2424

東京都農業経営基本調査報告書より作成。(果菜類, 葉菜類等省略)

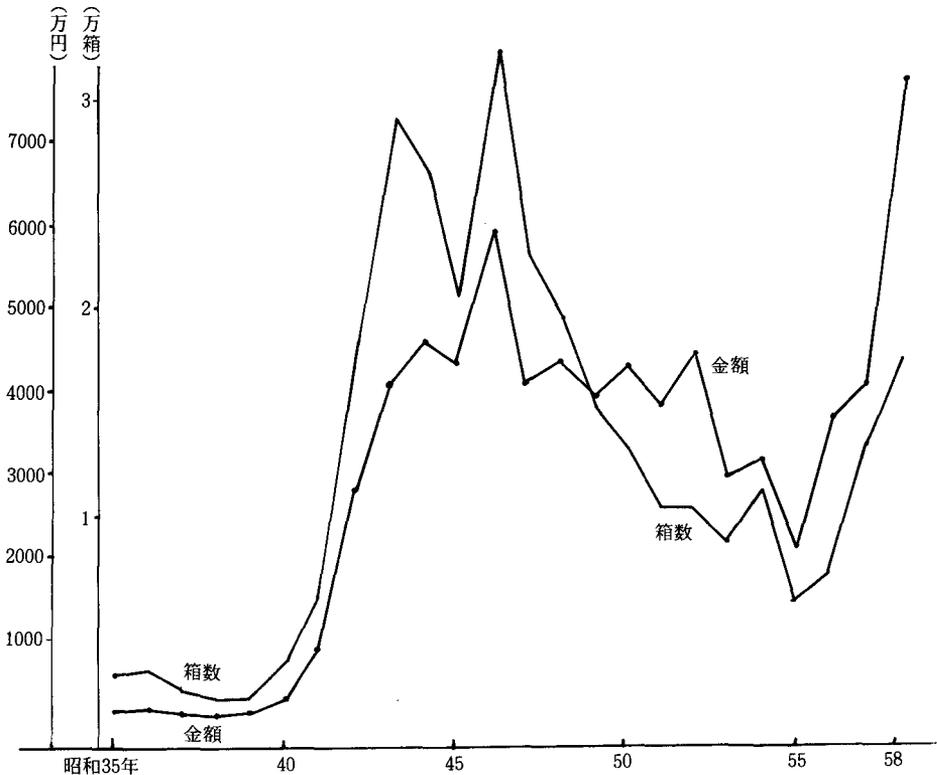
表Ⅱ-3-7 神津島村主要物資需給状況 昭和35年度

品目別		需給状況	生産量	消費量	移 出			移 入		
					移出量	金額	品目別比率	移入量	金額	品目別比率
			t	t	t	千円	%	t	千円	%
農産物	米 穀 類		30	330				300	25646	37
	青果物(蒔類含)		764	864				100	7980	11.5
	麦		116	119				3	110	0.159
	飼 料			5				5	1684	0.24
	小 計		910	1318				408	3542	
畜産物	乳 牛									
	肉 牛									
	豚 乳		56	10	46	7500				
	肉 卵		3	3						
小 計		59	13	46	7500					
林産物	木 材		90	200				110	12600	
	竹 材									
	薪 炭		360	360						
小 計		450	560				110	12600		
水産物	魚 介 藻 類		861.2	20	841.2	149064				
	水 産 肥 料									
	小 計		861.2	20	841.2	149064				
鉱産物	石炭・コークス									
	鉱鋼石及同製品									
	石 材 ・ 砂 利		1800	17339				15539	2330	33.7
小 計		1800	17339				15539	2330		

工業製品	油類		444			444	5328	0.828
	セメント		393			393	3513	0.546
	金属及同製品							
	肥料		39			39	1623	0.252
	煉瓦及瓦							
	小計		876			876	10464	
	一般食品及雑貨		100			100	2500	0.388
	その他		150			150	1000	0.155
	総計	4080.2	20376	887.2	156564	17183	64314	

離島振興計画基礎調査，神津島村役場

図II-3-1 きぬさや生産量の推移



神津島村農業協同組合資料

大幅に依存していた。移入品物別比率からみても金額において米穀類が最大を占めている。畜産物については乳は生産量と消費量が一致し、豚は島内消費をまかないさらに若干の移出が行われている。林産物では薪炭の生産量と消費量が一致している。油類が漁船の動力に使用されると考えられるので、

家庭用の熱エネルギーは薪炭によりすべて自給自足されていたとみなすことができる。畜産について同基礎調査の家畜種類別農家数と頭数表から一戸当りの飼育頭数を計算してみると、豚の飼育農家数は270戸（80%）で一戸当たり2.22頭である。鶏の飼育農家数300戸（88.7%）、一戸当たり6羽

となる。

次に商品作物生産の推移をきぬさやについてみよう。きぬさやの生産額年度別推移のグラフ（農協資料）（図Ⅱ-3-1）によると、換金作物としての導入は昭和35年ごろ始まっている。昭和41年から42年43年と生産額が急上昇している。昭和42年に第二次農業構造改善事業に指定され、きぬさや栽培のための補助金を得られるようになったことは、生産農家の増加に拍車をかけたであろう。昭和43年秋から44年春にかけてのきぬさや栽培農家数は217戸（農協資料）に達し、きぬさやの生産額が他の農産物をしのいで一位におどり出たので

あった。これと入替えに、甘藷や麦を栽培していた畑がしだいに使用されなくなり荒畑が増加したのは先にみた。ところでこの時期のきぬさやは露地栽培であった。ためにその後台風と霜の害によって生産額が一時落ちこんでいる。さらに民宿経営を兼ねた労働力の負担のため55年まできぬさや熱は年々冷めていった。近年再び生産額が急上昇したのはパイプハウスの導入によって自然災害から守ると同時に、冬期の作業がハウス内で行われ楽になったことによる。又、役場によるパイプハウス助成金がまた加熱に拍車をかけたと思われる。ところでこのような農作物転換のきっかけは何

表Ⅱ-3-8 農業従業者の年令別人数 神津島村

	合計	男						女							
		計	16~19歳	20~29	30~39	40~49	50~59	60~	計	16~19歳	20~29	30~39	40~49	50~59	60~
S. 40	281	12			2	2	6	2	269		32	89	63	46	39
41	246	4				1	3		242		22	92	73	43	12
42	265	10			2	1	3	4	255		12	86	93	38	26
43	247	33			4	9	8	12	214		8	73	64	49	20
44	253	24			2	7	5	10	229		11	75	78	35	30
45	201	31			5	4	6	16	170		7	26	42	38	57
50	111	26	1		1	5	4	15	85	1	3	6	24	19	32
55	81	13					2	7	68			6	11	22	29

東京都農業経営基本報告書及び世界農林業センサスより作成

によってもたらされたであろうか。一つの直接的要因は東京都そして農林省の指導である。昭和32年の農業関係の討議録が示唆に富んでいる。それによると、昭和32年に新農山漁村振興計画地域に指定され、都の係官がちかく指導に来るので、そのための東京都知事諮問事項について協議が行われている。なかに次のような発言がみられる。「今日神津の農業は新島より十年遅れているというが、都では農作物を替える事だと言っておるが金に替る経路例えば……」と、どのようにして換金作物が導入できるかしきりに議論している。またある人は「新島の場合の農業は農作物を金にかえりそれが面白くなり女が熱が出て来たので現在に至っているのではないかと思う」と発言してい

る。

昭和57年において、島の主要農産物は、きぬさや・あしたば・タラ芽などであるが、作付面積では野菜が一位を占めている。野菜は各家庭の自給用に栽培されているもので、農協の出荷記録には一箱も記されていない。自給用野菜については次節以下で述べることにする。

次に、遊休地の増加をもたらした原因を労働力の側面から検討しよう。

先にみたように神津島の農家は大部分が兼業農家であり、なかでも農業を従とする第二種兼業であった。それはこの地では古くから主要産業が漁業であり農業は一家の主婦によって担われる副業として位置づけられてきたためと思われる。男子

は漁業、女子は農業という性別分業はすでに海島風土記の時代江戸中期から定着していた。今日でもまだ男子が女子の農作業を手伝うとひやかされるという話を聞く。農業生産力は非常に低い。昭和35年の村勢要覧には次のように記されている。「地質は軽砂質土壌で地味がやせて居り、又地形が峻険のためリヤカー運搬が出来ず、肥料及生産品は専ら本島の風俗である頭上運搬で行っている。このため生産効果は内地の2割程度であると診断されている」。このようにして、昭和40年頃まで、各世帯それぞれ30 a前後の畑において、女子総出で細々と主食にする甘藷・麦・陸稲の生産に励んでいた。一家の女子の間でも年令に応じて役割を分担し、若い主婦が主体となって耕作し、祖母は乳幼児のおもり、畑の草取り、たきぎとり、ふるたきを分担した。老人でも身体に不自由ないかぎり畑へ出たという。子供は小学生の年令になると、男子も女子も母について運搬など手伝った。本土の農村にみられるような部落を基礎とした共同労働は全くない。家族内での女子と子供の労働のほかには、畑仲間といわれる2~3人の女同志のつれあいがある。同志に選ぶのは、親せきの者であったり、友達であったり様々で、ようするに気の合う人を選ぶという。この地域にみとめられている年令階梯の秩序に関連すると思われる。

しかし、女子を主体とした農業労働力は、昭和40年以降変化を示してきた。農業就業人口の推移をみよう(表II-3-8)。東京都農業経営基本調査報告によれば、昭和40年の農業従業者は、男子12人、女子269人である。昭和50年では男子26人、女子85人と、女子の従業者が激減している。全体として農業就業人口は非常に減少しているが、近年、男子の世帯主による専業農家が出現しているのが新しい傾向である(表II-3-2)。男女の性別分業も少しづつ崩れはじめてるといえる。農業就業人口の年令別構成をみると、昭和55年において、女子の60才以上が29人、50~59才が22人、40~49才が11人、30~39才が6人、20~29才が0人であり、昭和40年の30~39才が89人、20~29才が32人就業していた事実と比べ、高令化がはなはだしい。年令が若くなるに従い従業者が少なくな

っている。今後ますます農業につく女子が減り続ける傾向が予想される。

このように農業就業人口を減少させた主要因は、離島振興事業が提供した日雇いの就業機会と、昭和40年から急速に拡大した観光ブームによる民宿の開業である。これらの現金の利得機会を得て甘藷や麦のかわりに、米を購入できるようになったことが、もともと自給的な農業の必要を低下させ、遊休地増加の原因となった。さらに換金作物としてのきぬさやの生産量が昭和40年以降急上昇したのは、離島振興と、観光ブームによる急速な生活水準の上昇のなかで、神津島の女たちも、新島同様に、現金獲得の魅力にとりつかれたからにはかならないであろう。島の一人は、本人が農業専業に、転換したきっかけは、昭和32年ごろ、日雇いではなく農業でもお金になるものがあるとクチコミで聞いて、きぬさや栽培をはじめた時だったと語っている。そして又きぬさやは秋から春にかけて栽培されるので、夏の民宿業と両立できる作物でもあったからだ。しかし、主食にする甘藷や麦を生産する必要なくなったこのころから島の若い主婦は畑に出なくなってきた。このため、昭和40年ごろから、子供が農業に親しむ機会もなくなった。昭和55年の農林業センサスによれば、20~29才の農業従事者は男女ともに一人もいない。

3. 農業振興

しかし、島民の生活にとって農業は絶やすことのできない重要な産業である。なぜなら、本土の市場から遠いため商品作物の生産地化が比較的困難であるのと表裏をなして本土の市場から生鮮食料品を安定して供給することも同じように困難であるからだ。したがって一部の篤農家や役場関係者は農業振興を真険に考えざるを得ない。観光業の発展と、島民の食生活のレベルアップにとって農業振興はかなり戦略的な課題なのである。

とはいえ、島の農業振興は初回から、中央の政府の指導によるものである。昭和7年の農山漁村経済更生政策は、離島のこの地にも波及し、ある程度の成果がみられたことが、昭和23年の村勢要覧に記されている。昭和16年にはやはり本土の農

政の影響であると思われるが、現在の農業協同組合の前身である「保証責任、神津島村信用、販売、購買利用組合」が設立されている。ただ当時の神津島農業の実情は前述したとおり基本的には自給自足農業の域を出るものでなく、振興政策といっても上意下達の実行で、実質的な意味は持たなかったようである。

戦後農業振興政策が始まったのは前節で述べたように昭和32年に新農山漁村振興計画地域に指定されてから後である。これをきっかけとして換金作物のきぬさやが導入された。昭和42年の第二次農業構造改善事業では、自立農家創設を理念とし、きぬさや栽培と養豚と養蚕が事業に指定され商品作物農業の振興に意欲を燃やした。農業振興が本格的に始まったかにみえた。だが、養豚と養蚕は失敗に終わった。養豚は昭和54年の全国的な生産過剰による価格の暴落と、飼料の値上りにより採算が合わなくなったことによる。養蚕は計画のはじめから無理があったようだ。二次構の事業基準にあわせた規模で施設を作る必要があり、敷地をもちあわせなかった村では農道も整備されぬ山奥に養蚕団地を造成したため事実上使用不可能にちかかった。行政が柔軟性を欠いたための失敗であった。きぬさや栽培は試行錯誤の結果、パイプハウスの導入で近年再び生産額を高めるに至った。

ところでこれら商品作物農業がなかなかふるわない理由は立地条件もさることながら、やはり労働力の問題であろう。昭和40年以後は観光業が急速にのびて現在では漁業と等しい生産額をあげるに至っている。民宿経営は女子の労働なしにはありえないから現在では農業は副業の副業の地位に押しやられていると言っても過言ではあるまい。このような島内の一般的傾向のなかにあって近年注目される農業振興活動が始まっている。それはまだ活動の萌芽にすぎないが、役場による野菜苗頒布事業と、H氏による養豚の復活である。村役場は、昭和50年から篤農家Iさんに野菜苗を委託栽培してもらう契約を結んでいる。苗は島民の希望者に一本につき半額の助成つきで頒布されている。この事業の第一の目的は民宿用の野菜を島内供給してサービス業の付加価値を高めることにあ

る。しかし、民宿用に使用する以前に、新鮮野菜の供給は島民の生活にとっても重要であろう。実際、苗は民宿用・家庭用の区別なく頒布されている。第二の目的は、島の女性を農業にくいとめておこうとする政策である。先にみたように昭和55年の農林業センサスでは20~29才の女子農業従事者が一人もいなかった。漁業の盛んなこの島では男子が農業を主業にすることは少数の例外を除いては期待できず、島の農業を根絶やしにしないために、家庭用野菜を栽培してもらって何とか若い女性を農業にひきつけておくほかないのである。

他方H氏は明確に精肉の島内自給の重要性を自覚して養豚業をおこした。昭和54年に豚の価格が暴落し、殆どの農家が家畜を手離しはじめた時に精肉店を開業し、55年10頭購入、以後試行錯誤の末58年には190頭にふえ、ようやく出荷体制が整った。現在、飼育している鶏500羽、と鶏卵、豚肉を直営の精肉店で、一貫生産販売している。

このような農産物の自給を新たにめざす動きは、58年に村役場の作成している「農業生産総合振興計画」において、さらに前進して盛込まれている。ここで計画されている補助事業は(1)地場野菜生産団地育成型事業、(2)花卉産地総合整備事業、(3)高能率養蚕集落育成事業、(4)地域畜産(豚)総合対策事業である。(1)、(3)、(4)は二次構の計画を発展ないし、やり直したものとみなすことができる。異なる点は、(1)と(4)の農業生産を有機的に関連づけて農産物の島内自給を高めようとする姿勢である。具体的に述べると、(1)の副産物である野菜の品質、形状の不良品やもろこし稗などを(4)の養豚農家に飼料として提供し、養豚農家からは家畜から生ずる糞尿を野菜農家に提供し、土壌の改善に努めるわけである。ちなみに、神津島の土壌はもともと地味が悪いが、化学肥料の投入により地質が酸性に傾き、ますます悪化しているといわれる。他方(1)の野菜生産は、作付調整を行い、島内の流通体制を改善することも検討されている。これらの事業のためには、堆肥舎の共同利用や共同作業のための組織づくりが必要とされる。したがって、現在農業に意欲的に取りくんでいる農家を育成強化し、これを中核として上記の生産組合

を構成し、農家間の連携を図りながら情報交換や学習を行うことを計画書は提案している。

このように島内の資源を高度に利用しながら島内での農作物自給率を高めようとする試みは、昭和40年以前の家族内の自給自足農業とは質を異にし、また本土の市場に商品作物を出荷することだけを目的とした商業的農業とも異なる。いわば地域内自給農業への第一歩であるといえよう。

4. 農業関連サービス

今日の農業生産活動には多くの工業製品や化学製品、様々な改良技術が用いられる。諸サービス間の関連という観点からみると、農業も、第二次産業、第三次産業に劣らず他産業分野の専門的なサービスと結びついている。例えば、かん漑施設、土壌改良技術、農道、生産施設、運搬用や防除用等種々の機械、資材、作業着、農薬肥料、種子、苗などを提供する物的サービスと、農協、農業試験所、役場などから提供される、流通、販売購買、信用、技術指導、企画などの人的サービスと、これら諸サービスを効率よく享受できるよう組織化される生産組合などの共同組織もある種のサービスを提供しているといえよう。昭和57年の神津島における農業関連サービスは村役場と農協の二つの専門サービス機関から提供されている。

農業関連サービス

<役場>

農業用水施設管理

農道維持管理

農道敷設

畑地土壌病虫害防除薬剤購入費補助

パイプハウス購入費補助

野菜苗頒布事業苗購入費補助

養蚕センター及び桑園管理費助成

島しょ農業特産物普及費助成

えびね展助成

家畜伝染病予防接種費助成

種豚飼育助成

農業後継者育成対策事業助成（先進地視察）

農業技術研修生助成

園芸振興

地籍調査

都行造林事業

村有林枝打

林道管理、治山

森林病虫害防除

<農業協同組合>

信用事業 { 貯金
貸付
共済

販売事業

購買事業 { 生産資材 { 肥料
生活資材 { 資料
農業機械
農業資材
園芸資材
農薬
自動車
種、苗

なお、役場における農業関連サービスを財政の側面からみると57年度予算案における農業費93,975千円は、56年度の農業生産額約5千万円⁽⁴⁾の二倍近く、農林水産費109,967千円中に占める割合は85.5%である。農業費には第二次構造改善事業施設借入償還金利子補給と同事業未利用施設に係る助成、つまり二次構の借金返済など（農業費割合3.5%）が含まれているとはいえ、農業関連行政サービスが村の農林水産業費を独り占めている。

次に前節で述べた地域内自給農業の振興活動を、サービスカテゴリーの視点から再度検討しよう。昭和50年に始まった島内民宿用の野菜優良苗の委託契約栽培を、専門処理と非専門処理の対比の観点からみる。この事業は家族内の自給自足から大市場を経由して提供される社会的専門的サービス

に一挙に移行するのではなく、その中間域にある半専門的なサービスが志向されていると解釈できる。各家庭の菜園で収穫されることを前提としている点では旧来の自給自足的発想を受けついでいるが、そこに色々な品種の優良苗を一括して育苗の上手なIさんに委託したのは島の実情にあった専門的サービス（あるいは中間技術）の媒介が生れたことを示している。昭和58年の「農業生産総合振興計画」の地場野菜生産団地計画案にはさらに構想の展開がみられる。つまり大規模市場を経由する商業的専門的サービスの享受ではなく、島内市場を確立し精肉・青果類を地域内で自給するような農産物供給サービスの提供—享受形態が志向されているのである。なおそのためには今までより高度な生産技術や組織化が必要でありその範囲でのみ島外の専門的サービスに依存する必要が生れる。具体的に示すと、昭和58年の「農業生産総合振興計画」で期待されている専門的サービスとは次のようなものである。(5)

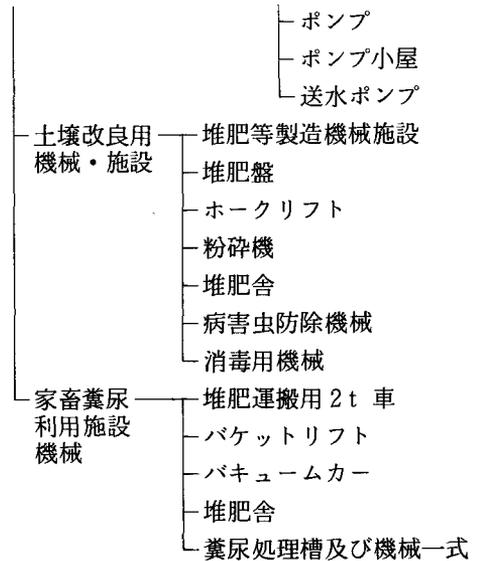
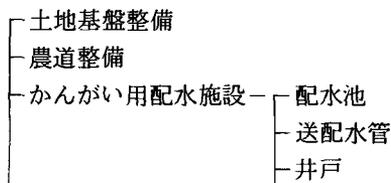
＜サービス提供主体＞

- 1.行政 東京都大島支庁
 - 東京都中央農業改良普及所
 - 大島支所新島改良普及員諸所
 - 東京都家畜衛生保健所
 - 神津島村産業観光課
- 2.民間団体・個人
 - 神津島村農業協同組合
 - 生産者組合※学職経験者
- 3.官民協力団体
 - 神津島村農業委員会
 - 神津島村農業生産推進会議※

＜サービス提供＞

- 1.補助・助成——行政
- 2.研究・指導・企画——行政, 民間団体, 官民団体
- 3.事業——農協, 生産組合

事業内容



以上においてはサービス提供組織の中で、生産組合と神津島村農業生産推進会議（※印）が新たに組織されようとしている。57年の農業関連サービスの現状と比較すると各農家と専門サービス機関とのつながりが高度化されようとしていることがわかる。具体的事業においては、有機肥料利用のために種々の最新機械や施設が導入される計画が提案されている。人糞、家畜糞は古来、嫁入道具であった肥料桶で頭上運搬されていた。このような歴史は上述の有機肥料島内自給サービスと対照的である。同じ肥料の自給自足を志向していても、後者においては、高度な専門的サービス体系と共同組織を媒介するようになる。

- 注 (1)昭和25年の全世帯数は不明である。昭和22年が491世帯、昭和27年の村勢要覧で491世帯であるので、491世帯と仮定して計算した。
- (2)実は古風な半農半漁の形態が近代的な兼業のカテゴリーでとらえられている。
- (3)農地を所有する世帯と所有しない世帯とでは階層差が現れるかもしれない。農地を所有しない世帯は戦後増加したと思われる。しかし本稿では農地を所有する世帯だけに限定して報告を行う。
- (4)昭和57年度村勢要覧
- (5)58年農業生産総合振興計画の(1)と(4)の事業に関連するサービスのみを例記する。

(大内 田鶴子)

Ⅲ 世帯と地域集団

Ⅲ-2 神津島の地域集団

Ⅲ-2-1 概要

神津島村の地域集団ないし諸団体をごく常識的に分類・整理すれば、次のようになる。

〈地区集団〉 区、区長会

〈経済集団〉 網組、漁業協同組合、農業協同組合、商工会、同業組合（船主組合・渡船組合五十葉組合・商業組合・旅館組合・大工組合）

〈行政協力的集団〉 社会福祉協議会、観光協会、消防団

〈年令集団〉 老人クラブ、婦人会、母の会、青年団、商工会青年部

〈ボランティアな集団〉 スポーツチーム（研生会・カーペンターズ・スネーク・ブラッシュ等等）

〈教育・文化〉 PTA（保育園・小・中・高校）、ライオンズクラブ、神社奉賛会、瀧響寺壇徒会

神津島村は古くは漁業を主とし農業を従とする漁村であった。したがって、伝統的な集団は漁業組織を母体としている。それに対して、昭和40年以降、観光地として注目されてくるにつれて、民宿をはじめ商業・建設業といった都市的産業に従事する人も増え、同業組合などの集団が分化していった。といっても、それは季節的変動を含む複雑な兼業という形をとったので、異質な産業従事者間の分化といった明確な形はとらなかった。

古く漁業組織は8つの網組を中心としていた。それぞれの網組は「合」とか「大仲間」といった年令階梯組織を発達させていた。このうちの大仲間が、戦時中「非常組」と改められ、戦後、消防団と青年団に分化したわけである。同じく伝統的な集団として婦人会や区があるがこれらは戦前に組織され、現在に至っている。一方、神社奉賛会は、現在、神社の補修やお祭りの世話をやっているが、これは戦後国家の神道保護が廃された後、組織されたもので、これも漁業組織を母体として^{注(1)}いる。しかし、戦後、漁法の変化から網組組織が

くずれていくと、公教育制度の導入もあって、年令階梯組織は弛緩していった。現在、漁業組織としては、漁協と船主組合、三つに併合された網組がその運営にあたっている。他方、農業は今も昔も副業としての性格が強く、特にそれ自体の生活組織をもったことはなく、現在は、昭和23年に設立された農協が中心になっている。

高度成長期以後、神津島では商業を営む者の勢力が台頭していった。昭和52年には、商業組合を中心として商工会が設立された。その他、民宿と渡船で釣り客を相手にする渡船組合、魚の仲買人からなる五十葉組合といった同業組合が整備されていった。昭和54年には、商店主を中心にライオンズクラブが設立され、また、商工会が青年部を設けると、青年団に吸収しえなかった青年層が多く引きつけられていった。その他、母の会、観光協会などの設立も最近のことである。

個々の集団の細かな点については、それぞれ他のところで述べられると思うので、ここでは、ここでは触れられない区および年令集団、スポーツチームについて述べておくことにする。

〈各集団・諸団体の設立年時〉

区（T 12年）

漁協（S 24） 農協（S 23）

商工会（S 52） 同、青年部（S 55）

観光協会（S 40）

社協（S 53）

消防団（S 22）

母の会（S 53）

ライオンズ・クラブ（S 54）

神社奉賛会（S 21頃） （玉野和志）

Ⅲ-2-2 神津島村の区組織

(1) 歴史

現在、神津島村に存在する区の組織の発生に関する正確な資料は得られていない。しかし、神津島村予算書で見ると、現在の10区体制は、大正13年から施行されたものではないかと推測される。その予算書によれば、大正12年に15人の番地頭に退職慰労金（6円×15人）が支給され、大正13年に区長手当（7円×10人）が初めて計上されてい

る。これから、大正12年11月の島しょ町村制の適用に伴い、従前の番地（17番地までであった）が区に編成替えされ、番地頭に相当する役職として、区長が設けられたのではないかと、という推測が成り立つ。この他、公の文書に区の名前が登場するのは、神津小学校、創立百周年記念誌に、昭和6年「6月に、六区の清水金次郎宅の庭で、曲芸団がシートで小屋を建て興行を始めた」というものが最初である。これは、昭和6年には区の組織がすでであったことの証左となる。

以下、区組織の活動を戦前、戦中、戦後の時期に区分して概観しよう。

戦前の活動として記録されているものを拾ってみると、昭和10年に村役場は、神津島小学校建設に伴う、学校建築材の寄附を区長を通じて、村民に呼びかけている。また翌11年には、寄附材の伐採を開始し、各区ごとに、60才以下の男女全員に建築用材搬出の賦役が課せられた。またこの年には、前浜の第二期の築港工事が開始され、各区ごとの労働賦役があり、村民は、二つの工事で、月数回の労働賦役を行うことになった。昭和13年には、戦争体制の確立が進められ、同年4月、村内の10人組が編成され、7月その結成式が神津島小学校で行われる。このように戦時下の隣組制度が区、組体制を基盤として確立されていった。

戦時中は、隣組組織として活発な活動が展開される。昭和18年3月には、隣組単位の防空訓練が開始される。そして昭和19年には、各区ごとに協力隊を組織して、延長8km、巾員7mの警備道路の開設が行われた。さらに村は、各区長に各区民専用の防空ごうの設置を指令し、区ごとにその壕掘りに当たる。翌20年4月、強制疎開の命が下され、区単位で、疎開が開始される。終戦までに、6区を除く、9区が奥多摩などへ疎開した。戦時中は区単位で常会が開かれ、区長が常会長となった。

戦後まもなくは、生活の安定と貯蓄の奨励をめざし、区によっては、区長が各戸を回って、貯蓄を促すような活動を行っている。その後の最も大きな共同作業としては、昭和32～33年に行われた水道拡張工事への区ごとの労働奉仕がある。一戸

当たり5日～6日、延べ3,000人程が、配管の運搬などの業務にたずさわった。事業全体の経費が不足しており、事業費全体の半分位が、労働奉仕によってまかなわれた。このような区単位での賦役ないし共同作業も昭和35年頃を境に、行政サービスが整備されてくるにつれて急速になくなり、それとともに区の組織自体も形がい化が進む。

(2) 現状

① 組織

区は区内に居住する住民をもって組織され、戸単位の加入である。現在、10区あり、その下に組を置く。組は1区が5組、2区が3組、以下それぞれ4組、4組、2組、3組、4組、4組、5組、4組で、計38組である。区長、組長以外の組織役職は存在しない。区長、組長は、1年ごとの輪番制で区長は選挙によって選ぶ形を取ってはいるが、実際上は順番に回している。区長には3万円/年、組長には2万5千円/年、役場から広報手数料の名目で支払われている。区費については、現在とっているところとっていないところがあり、区費を徴集している10区では一戸あたり年500円である。

昭和57年には、区の活動を活性化するために、区長会規約が作成されたが、現在までのところほとんどその機能を果していないのが実状である。

② 機能

行政サービスが整備されてきた今日、区組織での従来の形での労働奉仕や共同作業は、その必要性が著しく低下してきた。そのため、現在の区が担う機能としては、主に次の三つに限られている。

- a. 役場の広報 連絡業務
- b. 社協、日赤などの集金業務
- c. 香典、祝儀、見舞金の支払い

このように区としての共有財産もなく、神社とのかかわりも強くない組織は、現在のところは、行政との連絡組織という意味以上の機能は果していないと言ってよい。

(3) 神津島の区組織の特徴

我々は、都市にしる村落にしる、人々の居住の場としての集落を、様々な生活機能の共同を契機として、画地的に人々が組織されるところに成り

立つ社会集団と捉えるが、一般的に言って、その生活機能の共同には、大きくわけて、3つの項目が重要であると考えられる。第一は、生業ないし職業による共同であり、本村の場合、漁業に関する共同がとりわけ重要な意味を持つ。第二は、村行政に連関する生活機能の共同であり、そして第三は、これら以外の島民が日常の生活を営む上で必要な種々の生活機能の共同である。

神津島村の場合、第一の生業、すなわち漁業に関する生活共同を担う組織としては、網組であり、近年においては、漁業組合という近代的組織であると見なしてはほぼ間違いはない。問題は、第二の村行政に連関する部分と第三のその他の生活領域での様々な共同の部分を、いかなる社会組織が担ってきたか、また現在担っているかということである。これを明らかにすることによって、神津島村における区組織の特徴を明示することが可能となろう。

第三の生業とも行政関連とも結びつかない様々な生活共同の領域として、比較的容易に想像できるのは、葬儀の手伝いや家普請の手伝いといった項目であろう。今回の面接聴取によれば、葬儀の手伝いは以前から、区単位で手伝えることはなく、親せきが中心であり、現在もそれは変わっていない。また、家普請についても、戦前は一年にかやのふき換えなどが5～10軒あったというが、これは網組の合と親せきで処理し、区単位の相互扶助はなかったと言う。このように、村行政関連以外の生活共同の仕事は、もっぱら合と親せきによって担われていたと推察できる。それに対して、区は、基本的に村行政の上意下達のための組織であり以前は、賦役などの労働奉仕で、行政サービスを補充する役割を担っていたが、行政サービスの水準が向上するにつれて、その機能の必要性がなくなり、連絡機能と集金機能が現在まで、残っていると見てよい。ただし、香典、祝儀、見舞金の支出については、行政とは無関係の機能の筈であり、何故、区がこの機能を担っているのかは、今後の考察を必要とする。

このように歴史的には、過去から現在まで区は、行政との関連でその存在理由があったわけだが、

将来的には、1つの大きな問題が残されている。それは、現在すでに顕著になった網組の衰退、換言すれば合の衰退によって、生活一般の共同処理を担う社会組織が親せきという血縁組織以外には見い出せなくなってきたことである。確かに神津島村の場合、島の特殊性によって、親せき関係が濃密にはりめぐらされているが、そのような親せき関係のネットワークだけで、村の生活共同の諸機能を十分に果すことが可能であろうか。例えば生活上の共同のルールづくりとその遵守といった事柄にどう対処していけるのか。現在、村役場からの区の機能の活性化が期待されてきているが、近い将来住民側からも生活共同の新たな地区組織の必要性が生じてくるのではなからうか。

(園部雅久)

Ⅲ-2-3 年令集団とスポーツ・チーム

(1) 青年組織

神津島の青年層は、既述の通り、伝統的な青年団と商工会青年部の二つに組織されている。前者については、その前身を網組の「若いもん仲間(大仲間)」に持っていて漁師を中心とする伝統的集団であった。かつては、合の支部役職者が青年団の重要ポストを占めていたが、昭和30年頃に、若干名のオカニ^{注(2)}によって会費制が提案されるなどして、漁師勢力の払拭がはかられた。完全なオカニ勢力への転換には失敗したようであるが、しかし、これ以後、漁師は青年団の活動に対して消極的になったとのことである。^{注(3)}このあたりの事情については不明な点が多いが、残されている文書や現在の活動^{注(4)}からみて神津島の青年団は、レクリエーションや娯楽活動よりも学習活動、生活改善への努力に力点をおき、他島の青年団との交流にも力を入れてきたようで、村の青年層にはおかたいイメージがあるようである。そのせいか、商工会が青年部を設け、娯楽活動を積極的に展開するようになると、多くの青年はこれに引き寄せられていった。

商工会青年部の設立は、昭和55年である。商工会には普通青年部があるということで設立されたのであって、特に強い設立動機があったわけでは

ない。ところが、現在では会員59名にも達し、青年団が9名で人手不足に悩んでいるのは対照的である。活動力においては明らかに商工会青年部がまさっている。にもかかわらず、村民運動会やお祭りといったムラの行事では、まだまだ青年団が表に立つのである。商工会青年部は設立後日が浅く、一般にその力が認められていない為でもあろう。神津島におけるわれわれの調査が行われた頃から、そのようなムラ全体の仕事のうえで青年部にもそれ相応の働きを期待する動きが、ぼちぼち出てきたそうである。

このような変化によって、青年部の活動も、初期の会員相互の親睦を中心とするものから、商工会の青年部としての研究、学習活動^{注(5)}へ比重を高めなければならないとする認識も出てきたようである。今後、ムラ全体のなかで、活動力豊かな青年部がどのような役割を引き受けていくのか注目される。

(2) 婦人組織

神津島には、婦人の組織として婦人会と母の会の二つがある。前者は、言うまでもなく、農村・漁村に古くからあった婦人組織が、戦中に愛国婦人会として組織され、現在に至っている伝統的地域集団で、後者は最近になって組織されたものである。

婦人会は現在 105名の会員をかかえ、10個の分会に分かれて組織されている。役員は会長・副会長に各分会の長からなる。活動方針は婦人の教養を高めるといふ点が強調されているが、神津島の婦人は民宿・農業・家事と複雑に分化した家業全体を取りしきらねばならず、大変忙しい。そのため、大がかりな活動は不可能で、会員の親睦とムラの行事の手伝いが主たる活動となっている。^{注(6)}

母の会は昭和53年に警察の勧めで、PTAの女性を中心に、青少年の健全育成をはかる目的で発会した。観光ブームで非行が問題にされたことを背景としている。そのため、教育問題等についての講演会主催が主な活動となっている。^{注(7)} 婦人会と同様、10班に分かれ、会長・副会長等役員数名をおき、^{注(8)} 婦人会とのメンバーの重複は多い。しかし会としては婦人会と異なり行政協力的色彩

の強い集団と言える。^{注(9)}

(3) スポーツチーム

神津島において最も特徴的な集団としてスポーツチームをあげることができる。それらは、野球とバレーボールを主に行うスポーツ愛好会で、現在神津島には10チームほどある。これらの歴史は古く、戦後の混乱期に有志が集まってやっていたのをきっかけに、その後野球大会が催されるにいたって、愛好会として何チームか定着していった。それらは、グラウンド設置の請願をきっかけに教育委員会の呼びかけで体育協会が設立された時にも体協加盟団体として、その立て役者になっており、村民運動会やスポーツ大会の主催も、彼らと青年団・婦人会・村役場が分担して行っている。

このようにスポーツがさかんで、多くのスポーツチームが維持される背景としては、他にこれといった娯楽がないといったことが考えられる。ただ、それぞれのチームがどういった契機で組織されているかは非常に興味深い。教職員や村役場、あるいは、東京電力の職員から成るチームやカーペンターズと称する大工さんのチームなどは職縁を媒介としているといえるが、他の多くは同級生の仲の良い者が核となって、若干の先輩・後輩を含んだものである。すなわち、学校の同級生を中心とする年令集団の要素が強い。一島一村で学校も小学校・中学校と一クラスで計9年間一緒であれば、それくらいの結びつきが残っても不思議ではあるまい。加えて、神津島村の場合、公教育制度が普及するまでは網組の年令階梯組織がその社会化にあたっていたのであり、こういった歴史的な連関があるのかもしれない。いずれにせよ、これらボランティアな集団が単に泡沫的な存在ではなく体協加盟団体として組織された動きを見せていることは注目すべきであろう。

Ⅲ-2-4 全体的特色

神津島の地域集団を概観して、まず気付くことは、普通よく見られる防犯協会とか衛生組合といった地域組織が見当たらないことである。一応、町内会にあたるものとして区があるが、すでに詳しく見たように、その機能はきわめて限定されたものにとどまり、通常見られるような抱括的なもの

ではない。全般に、区のはたす役割はそれほど多くなく、主として、全戸への連絡組織として使われるだけで、島民の生活に占める比重は低い。

神津島では、むしろ、機能別の集団がそれぞれの場面で活躍しているのであって、機能的な分化がより進んでいる印象すらある。農業村落とは異なり、漁業を主たる生業としている村落であった点はその理由とも考えられる。一島一村で世帯数が少なく、複雑な兼業という形の家業形態をもって分化していったため、機能別集団とはいっても、顔をあわせるメンバーはそれほど異ならない。したがって都市地域における町内会・自治会のように、いやおうなく全世帯に関連する問題を処理するための特別な組織を必要とせず、比較的スムーズに各機能集団へと各機能が分担されていったのではないだろうか。

さらに、全体的に年令階梯的色彩が強い点があげられる。漁村としての伝統がそうさせたと言えるが、戦後、導入された公教育制度においても、学校・クラスがひとつであった点が、形態は少し異なるにせよ、年令階梯的な観念を残存させたとと思われる。この点から言えば、青年団、婦人会がムラを代表し、区の比重が低いこともうなずけるし、これには、漁法の変化や民宿の経営形態ゆえ生業面でのムラ全体の統制組織を必要としなかったことも関連している。

かといって、神津島の地域集団が、未だ伝統的なまとまりを失っていないというわけではない。確実に新しい動きが出てきているし、対立・分化のきざしもある。商工会青年部の台頭がその典型であり、漁の経験のない商店後継者が多数を占めるようになれば、現在のような各機能集団間のスムーズな連関も失われるやもしれない。最近、島外からの移入嫁が増えているというが、こういったことも婦人会組織に微妙な影響を与えざるえない。現在は、漁業関係の伝統的集団と新しく台頭した商業勢力とがうまく連絡を取り合って均衡を保っているようだが今後、このバランスがどう変化するか、興味深いところである。

注

- (1) 奉賛会会長は魚の仲買人から選ばれ、副会長は漁

協・農協の組合長、理事に観光協会、船主組合、網組の代表者があたることになっている。

- (2) 漁師以外の職につく者をオカニンと呼んだ。このような呼び名が存在すること自体興味深い。おそらく、漁師とオカニンの間になんらかの対立・分化が存在したことを示していると思われる。
- (3) このへんの細かな事情は資料がなく、聞き取りでははっきりしなかった。あてずっぽうで言えば意識の高いオカニンの指導層が、大多数の一般漁師層から遊離し、青年団をおかたいものにしていったのかもしれない。いずれにせよ、漁師とオカニンの分化という生活組織全体の変化が青年団の組織力を弱めていったのであろう。
- (4) 現在の青年団の活動は、ムラの各行事への参加、手助けのほか、七島青年交流会への参加等。島外青年との交流に重点をおいている、その他、新春バレーボール大会の開催などがある。
- (5) 青年部の活動は、研究・広報・地域振興・親睦等あげることができるが、最近では、天上山の公園利用といった観光資源に力を入れているとのことである。
- (6) 婦人会の具体的活動としては、村の各種会合への参加、小・中学校の入学式への参加、ジュリア祭、村民運動会の手伝い、その他、生鮮食品などの入荷配分、婦人会交流会への参加などあげられる。また、毎年母の日には、神津島ロッジでレクリエーションに興じるとのことである。
- (7) たとえば、昭和56年度の事業報告によれば「春の交通安全週間に協力」、警視庁少年課長による春の講演会、「天上山親子ハイキング」（警察署長が参加）、神津中学校長による秋の講演会、「年末年始パトロールに協力」、「神津高校の図書の貸し出し」等の活動がある。ほとんどの活動に警察・学校がからんでいる点が注目される。
- (8) 会長一名、副会長二名、理事五名、監事二名の他、顧問に助役・教育長・警察署長、事務局は村役場民生課の厚生係となっている。
- (9) なにゆえ、婦人会とは独立に母の会を設ける必要があったかは、よくわからないが、伝統的な生活組織としての性格の強い婦人会が、青少年の健全育成を中心とする学校や警察の補完を引き受けるには、

なにやらなじまないものがあつたのかもしれない。
ここにも網組，消防団，青年団，婦人会といった伝
統組織と学校・警察といった近代組織との分化がう

かがえよう。

(玉野和志)

N. 専門サービスによる問題処理

IV-1 行政サービスの变化と特色

IV-1-1 村役場の構成

財政構造の分析に立ち入る前に、ここでは簡単に村の行政組織をみておくことにする。

昭和57年度における神津島村の行政組織は図IV-1-1の通りである。首長部局についてみると、4課1室で25係となっている。これに対して昭和47年度の行政組織は図IV-1-2に示されているが、これによると、3課15係となっており、この10年間に行なわれた機構改正のあとをみることができる。まず、47年当時の建設産業課は現在では産業観光課と建設課に分かれている。民生課は1課で変化はみられないが、47年当時の4係から9係へと変化している点が注目し得る。総務課も6係から9係へと3係増えている。最後に、広報室が独立しているのは、CATVを中心とする広報活動の強化と関連があることは明らかである。

もちろん、こうした組織構成の変化は、行政サービスの多様化、複雑化への対応を意味するのであるが、このことが、住民への直接サービスの増大にすべてつながっているとはいえないであろう。これは特に民生課の編成に現われているように思われる。ここでは、増大する文書業務のために、現業職員も一部業務を担当しているということであった。こうした融通性が発揮できるのは、村役場の機構が小さいという理由によることは明らかであるが、他方では、専門的なサービスの提供が阻害されることも事実である。以上のことを考えると、広報室の存在はかなり際立ったものであることがわかる。

IV-1-2 財政分析

行政サービスの詳しい分析は他の箇所でも論じられているので、ここでは、財政面から行政サービスの推移についてふれておくことにしよう。

① 財政規模

財政規模について表IV-1-1をみると、昭和25年の980万円から昭和56年の9億9700万円へと、30年間でほぼ100倍になっているが昭和40年代の

急激な伸び率の上昇に対し、昭和50年代の相対的な伸び率の低下がみられ、オイルショックの影響の大きさを物語っている。

次に注目すべき点は、年度によって財政規模の急激な膨張がみられることであって、表IV-1-1の範囲では、昭和38(1963)年、昭和49(1974)年、昭和55(1980)年にこれがみられる。よく指摘されるように、財政規模が小さいばあい、その年度の普通建設事業の動向によって財政構造に大きな影響を受けるのであり、神津島の場合でいえば、昭和38年の小学校新校舎落成、昭和49年の中学校新築工事、昭和55年の災害復旧関係費がその主な理由になっている。もちろんこうした大規模な工事は、そう頻繁にはできることではないので、東京都等上級官庁との密接な協議に待たなければならないのであるが、それだけに大規模な公共投資は政治的色彩をおびることになるわけである。

② 目的別歳出構成

表IV-1-2について目的別歳出構成比の推移をみてみよう。昭和40(1965)年度で最も構成比の大きいのは、総務費24.0%、次いで、農林水産費20.8%、教育費20.1%、土木費18.4%等の順であるが、その後、この順位および構成比はかなりの変動を示しており、安定した傾向を示していない。昭和38年、49年の教育費、55年の災害復旧費の異常な動きを別にしても、構成比の順位はかなり変化しており、各項目共、年度によって急激な落ちこみをみせるばあいがある。しかし、概していえば、総務費、農林水産費、土木費、教育費が主要な支出項目であり、昭和45年代後半からこれらに加えて民生費がかなり構成比を伸ばし、これに反して、教育費の比率がやや下りつつあるようであるが、いずれにしても傾向は不安定である。

この点をより詳しく検討するために、東京都下の市町村部における目的別歳出の構成を検討してみよう。表IV-1-3が実数値、表IV-1-4が構成比であるが、市部、郡部、島部という比較をしてみると、昭和55(1980)年のばあい、市部では民生費、教育費の割合が高く、逆に、総務費、農水産費の構成は低くなっている。これに対して、土木費は比較的構成比が一定であるように思われ

表 IV-1-1 神津島目的別歳出構成 (千円)

	1950年	1954年	1959年	1961年	1962年	1963年		1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年
歳出合計	9,825	15,250	16,303	25,563	44,648	61,624	歳出合計	50,381	64,220	76,612	91,082	109,160	136,496
議会費	95	271	484	435	976	919	議会費	1,112	1,352	1,517	1,646	2,167	2,162
役所費	2,114	4,795	6,858	6,555	7,566	8,317	総務費	9,516	15,384	13,335	19,892	20,534	30,309
警察消費費	204	561	345	272	378	427	民生費	923	2,765	12,444	7,053	10,350	36,493
土木費	1,676	5,904	3,713	4,450	4,230	15,959	衛生費	4,121	2,493	1,034	2,104	1,789	5,056
教育費	3,211	1,419	2,174	3,642	25,834	29,306	労働費	0	0	0	0	0	0
社会労働費	1,267	61	203	338	304	390	農林水産費	11,499	13,364	17,976	26,861	28,610	16,252
保健衛生費	135	335	223	381	196	209	商工費	235	277	1,304	3,327	2,229	4,848
産業経済費	501	594	760	1,061	1,152	1,858	土木費	9,749	11,848	13,230	12,012	21,464	16,869
財産費	0	555	878	7,261	1,694	523	消防費	1,299	1,240	1,811	1,274	1,554	1,879
統計調査費	100	10	0	10	10	130	教育費	9,973	12,903	10,917	12,276	15,915	19,345
選挙費	74	107	170	76	256	272	災害復旧費	0	0	294	1,880	1,603	0
公債費	0	155	292	275	464	1,415	公債費	1,954	2,594	2,750	2,757	2,945	3,283
都支出金	180	469	167	569	401	1,866	諸支出金	0	0	0	0	0	0
その他	269	13	34	237	1,187	35							

1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
199,046	268,589	331,332	443,348	871,065	565,327	537,536	577,955	751,867	937,312	1,046,283	977,086
3,031	2,401	3,386	4,802	7,840	8,819	8,521	9,209	10,659	12,614	12,540	15,913
40,981	60,930	106,522	86,258	105,887	81,444	86,995	117,109	129,406	132,388	127,275	147,392
14,196	18,019	20,089	57,328	91,932	59,693	71,888	87,427	95,675	73,795	105,969	75,515
8,880	11,662	16,799	11,768	14,939	140,585	16,272	17,043	16,665	82,825	30,160	31,900
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46,619	48,357	52,476	108,275	156,257	99,356	123,152	73,812	139,569	151,672	167,984	157,632
3,003	4,094	5,475	7,556	9,857	10,460	15,560	17,784	30,233	32,504	50,812	144,724
20,138	41,315	78,746	71,885	71,252	57,558	108,758	138,693	184,693	160,572	208,499	209,327
24,300	4,167	4,604	5,699	5,838	16,512	9,286	11,582	28,723	35,175	17,498	13,237
54,621	73,219	37,345	80,565	390,790	66,649	66,153	65,564	63,248	114,955	123,597	91,475
0	0	0	0	0	2,156	0	0	0	77,673	114,571	0
3,277	4,425	5,890	9,212	16,473	22,095	30,951	39,732	52,996	63,139	77,678	89,971
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,700	0

表 IV-1-3 東京都市町村目的別歳出構成 (百万円)

歳出合計	1964年				1965年				1970年			
	市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部
議会費	583	411	160	12	675	476	183	16	1,300	1,133	137	30
総務費	5,252	3,798	1,276	178	6,127	4,517	1,404	206	14,013	12,350	1,219	444
民生費	2,895	2,392	262	241	3,604	3,094	329	181	14,809	13,889	594	326
衛生費	3,468	2,664	764	40	4,353	3,421	902	30	9,963	8,974	703	286
労働費	339	240	99	0	346	242	101	3	576	526	45	5
農林水産費	676	293	192	191	696	284	180	232	1,308	641	235	432
商工費	443	278	105	60	493	312	107	74	784	561	47	176
土木費	4,575	3,676	819	80	5,604	4,241	1,240	123	21,070	18,997	1,741	332
消防費	911	723	170	18	1,075	852	194	29	3,302	2,943	300	59
教育費	7,298	5,080	2,071	147	9,322	6,621	2,528	173	30,368	27,693	1,899	776
災害復旧費	61	15	19	27	60	20	7	33	27	5	8	14
公債費	766	540	196	30	974	686	247	41	3,920	3,699	113	108
都支出金	132	104	23	5	271	137	124	10	385	291	81	13

1975年				1980年			
市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部
330,548	310,558	12,351	7,639	542,858	507,990	22,337	12,531
3,722	3,388	232	102	6,424	5,828	425	171
39,581	36,340	1,946	1,295	76,864	69,860	4,311	2,693
63,228	60,590	1,477	1,161	112,741	108,838	2,718	1,185
29,412	27,304	1,191	917	52,649	49,924	1,858	867
889	817	30	42	1,411	1,321	25	65
3,400	1,978	593	829	5,140	2,603	914	1,623
2,799	2,363	81	355	6,134	5,536	188	410
52,812	50,081	1,908	823	95,899	89,784	3,872	2,243
8,182	7,553	444	185	16,787	15,520	963	304
106,641	101,374	3,871	1,396	125,786	118,705	5,533	1,548
260	52	57	151	246	10	6	230
18,533	17,690	501	342	41,227	38,607	1,446	1,174
1,089	1,028	20	41	1,550	1,454	78	18

表 IV-1-4 東京都市町村別歳出構成比 (%)

	1964年				1965年				1970年			
	市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部
歳出合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
議会費	2.1	2.0	2.6	1.2	2.0	1.9	2.4	1.4	1.3	1.2	1.9	1.0
総務費	19.2	18.8	20.7	17.3	18.2	18.1	18.6	17.9	13.8	13.5	17.1	14.8
民生費	10.6	11.8	4.3	23.4	10.7	12.4	4.4	15.7	14.5	15.1	8.3	10.9
衛生費	12.7	13.2	12.4	3.9	13.0	13.7	12.0	2.6	9.8	9.8	9.9	9.5
労働費	1.2	1.2	1.6	0.0	1.0	1.0	1.3	0.3	0.6	0.6	0.6	0.2
農林水産費	2.5	1.4	3.1	18.6	2.1	1.1	2.4	20.2	1.3	0.7	3.3	14.4
商工費	1.6	1.4	1.7	5.8	1.5	1.3	1.4	6.4	0.8	0.6	0.7	5.9
土木費	16.7	18.2	13.3	7.8	16.7	17.0	16.4	10.7	20.7	20.7	24.4	11.1
消防費	3.3	3.6	2.8	1.7	3.2	3.4	2.6	2.5	3.2	3.2	4.2	2.0
教育費	26.6	25.1	33.6	14.3	27.7	26.6	33.5	15.0	29.8	30.2	26.7	25.9
災害復旧費	0.2	0.1	0.3	2.6	0.2	0.1	0.1	2.9	0.0	0.0	0.1	0.5
公債費	2.8	2.7	3.2	2.9	2.9	2.8	3.3	3.6	3.8	4.0	1.6	3.6
都支出金	0.5	0.5	0.4	0.5	0.8	0.6	1.6	0.9	0.4	0.3	1.1	0.4

	1975年				1980年			
	市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1.1	1.1	1.9	1.3	1.2	1.1	1.9	1.4
	12.0	11.7	15.8	17.0	14.2	13.8	19.3	21.5
	19.1	19.5	12.0	15.2	20.8	21.4	12.2	9.5
	8.9	8.8	9.6	12.0	9.7	9.8	8.3	6.9
	0.3	0.3	0.2	0.5	0.3	0.3	0.1	0.5
	1.0	0.6	4.8	10.9	0.9	0.5	4.1	13.0
	0.8	0.8	0.7	4.6	1.1	1.1	0.8	3.3
	16.0	16.1	15.4	10.8	17.7	17.7	17.3	17.9
	2.5	2.4	3.6	2.4	3.1	3.1	4.3	2.4
	32.3	32.6	31.3	18.3	23.2	23.4	24.8	12.4
	0.1	0.0	0.5	2.0	0.0	0.0	0.0	1.8
	5.6	5.7	4.1	4.5	7.6	7.6	6.5	9.4
	0.3	0.3	0.2	0.5	0.3	0.3	0.3	0.1

る。以上の大まかな傾向に対し神津島の状況をみると、特徴は更に明確化するのであり、民生費、衛生費、教育費の相対的な低さと、農林水産費の圧倒的な高さとが指摘できる。一口でいえば、いわゆる「社会サービス」部門の低さと、「社会投資」部分の高さ、ということになる。

もちろんこのような財政支出構造を理解するには、東京都の行政組織との関連をみなければならぬのであって、神津島のばあいでは、東京都大島支庁の果している役割が非常に大きく、特に、福祉・保健・失業対策等の主要な社会サービス、および土木事業の大部分は、支庁の管掌になっているわけである。従って、神津島の住民は、基本的な社会サービスのかなりの部分を、船で68kmも離れた大島支庁に依存しなければならず、サービス水準の低下はまぬがれないのであるが、にもかかわらず、保健・福祉費用の構成比がこのところ増大しているのは、やはりそれだけサービス水準の確保をはからなければならない時代であることを物語っているであろう。

③ 性質別歳出分析

次に、このことを性質別財政支出の観点からみておこう。資料の入手しえた範囲で、昭和47(1972)年～昭和56(1981)年、および昭和39(1964)年の性質別内訳表IV-1-5に示し、更に比較のために、東京都下の市町村部の合計値を表IV-1-6に掲げておいた。

まず構成比について表IV-1-7をみると、先にも述べたように、普通建設費が圧倒的な割合を示しており、島嶼部の特徴を明白に示しているが、このところ安定した数値になっている。これに対して、人件費の割合がじりじりと上昇しつつあり、更に注目しなくてはならないのは、ここ数年、公債費がかなりの割合を占めるようになったことであろう。このことはもちろん、基礎的社会投資が村財政を圧迫する可能性があることを示している。

こうした特徴を表IV-1-8の東京都下市町村の構成と比較してみよう。一見して目につくのは、人件費、扶助費の割合が神津島に比べて高く、逆に、普通建設費、物件費の割合が相対的に低いということである。すなわち、人的サービスに関

わる部分が相対的に小さいのが特徴といえるのである。

ところで通例、性質別歳出は、義務的経費、投資的経費、その他の経費の3部門に分割し、財政硬直化の度合いを調べるのに利用される。そこで、表IV-1-9～表IV-11で3部門の実数値、伸び率、構成比を示し、表IV-1-12～表IV-1-14に、東京都下市町村部の各例を掲げておいた。表IV-1-10によると、昭和47年～56年の間に、最も大きな伸びを示したのは義務的経費であり4.6倍となっており、投資的経費は2.2倍で、いずれも同時期の市町村全体の値とあまりちがわない。しかし、構成比でみると、神津島では昭和56年に、義務的経費29.7%、投資的経費43.6%、その他、26.6%であるのに対して、市町村合計では各々、44.5%、27.3%、28.2%であり、義務的経費と投資的経費の割合が丁度入れかわる形になっている。このことはもちろん、神津島村財政構造の「弾力性」が大きいことを示しているのではあるが、この「弾力性」はサービスのレベルの高さを意味するものではなく、むしろ低さを示すものである。換言すれば、「弾力性」とはむしろ「不安定性」を意味しているのであり、財政規模の相対的に大きい市等における「弾力性」と同じ意味に解してはならないであろう。ただ、そうした条件においても、扶助費・公債費等を中心とする義務的経費の割合が増大していることは注目すべき傾向であろう。

④ 歳入分析

最後に、歳入構造についても簡単にふれておこう。表IV-1-15には神津島村の歳入内訳、表IV-1-16に同構成比、表IV-1-17に東京都下市町村部における歳入内訳、表IV-1-18に同構成比を掲げておいた。表IV-1-15、16によると、構成比の高いのは、地方交付税、国庫支出金、都支出金、地方債、等であるが、地方交付税の伸び率が比較的安定しているのに対し、国庫支出金と都支出金が一貫して増加傾向を示し、ここ数年ややかげりがみられ、特に、国庫支出金は、昭和40年代中頃から急激に構成比が落ちこんでいる。地方税の割合は7%～10%の間で推移しているの

表 IV-1-5 神津島村性質別歳出内訳 (千円)

	1964年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
歳出合計	50,381	331,332	443,348	871,065	565,327	537,536	577,955	751,867	937,312	1,046,283	977,086
人件費	10,587	47,541	67,518	94,455	108,628	122,200	134,163	144,486	155,962	160,630	178,588
物件費	8,404	42,231	57,085	84,551	88,789	96,800	106,907	112,292	117,130	154,876	167,625
維持補修費	745	4,822	9,584	6,999	4,538	4,831	9,269	9,668	15,539	15,112	19,021
扶助費	163	9,736	12,060	14,470	15,328	18,482	17,654	17,652	18,255	20,069	22,113
補助費	1,668	12,721	52,622	46,280	20,282	20,910	31,349	36,213	41,347	72,939	51,802
普通建設費	25,125	192,014	187,295	567,866	278,491	211,074	212,326	348,142	409,762	411,383	426,401
災害復旧費	0	0	0	0	2,156	0	0	0	77,673	114,571	0
失業対策費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	1,954	5,876	9,194	16,453	22,066	30,949	39,720	52,962	63,089	77,618	89,971
積立金	50	5,226	30,180	14,500	8,500	11,500	12,500	55,547	24,815	1,900	12,949
投資出資金	0	450	0	34	1,579	490	3,037	1,037	1,537	175	0
貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	1,685	10,715	17,810	25,457	14,970	20,300	11,030	13,868	12,203	17,010	8,616

表 IV-1-6 市町村性質別歳出内訳 (百万円)

	1972年	1975年	1980年	1981年
歳出合計	167,535	330,548	542,858	594,968
人件費	38,240	82,015	133,427	144,581
物件費	17,751	32,545	57,410	62,125
維持補修費	2,235	3,261	5,064	5,572
扶助費	14,074	35,778	70,621	77,403
補助費	11,301	23,482	38,913	45,022
普通建設費	64,073	112,629	149,385	162,056
災害復旧費	315	260	245	125
失業対策費	266	425	409	409
公債費	8,712	18,516	41,215	42,591
積立金	2,920	7,161	15,532	20,497
投資出資金	211	188	585	437
貸付金	2,105	4,444	4,267	4,316
繰出金	5,332	9,844	25,785	29,834

表 IV-1-7 神津島村性質別歳出構成比 (%)

	1964年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
歳出合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人件費	21.0	14.3	15.2	10.8	19.2	22.7	23.2	19.2	16.6	15.4	18.3
物件費	16.7	12.7	12.9	9.7	15.7	18.0	18.5	14.9	12.5	14.8	17.2
維持補修費	1.5	1.5	2.2	0.8	0.8	0.9	1.6	1.3	1.7	1.4	1.9
扶助費	0.3	2.9	2.7	1.7	2.7	3.4	3.1	2.3	1.9	1.9	2.3
補助費	3.3	3.8	11.9	5.3	3.6	3.9	5.4	4.8	4.4	7.0	5.3
普通建設費	49.9	58.0	42.2	65.2	49.3	39.3	36.7	46.3	43.7	39.3	43.6
災害復旧費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	8.3	11.0	0.0
失業対策費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公債費	3.9	1.8	2.1	1.9	3.9	5.8	6.9	7.0	6.7	7.4	9.2
積立金	0.1	1.6	6.8	1.7	1.5	2.1	2.2	2.1	2.6	0.2	1.3
投資出資金	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3	0.1	0.5	0.1	0.2	0.0	0.0
貸付金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰出金	3.3	3.2	4.0	2.9	2.6	3.8	1.9	1.8	1.3	1.6	0.9

表 IV-1-8 市町村性質別歳出構成比 (%)

	1972年	1975年	1980年	1981年
歳出合計	100.0	100.0	100.0	100.0
人件費	22.8	24.8	24.6	24.3
物件費	10.6	9.8	10.6	10.4
維持補修費	1.3	1.0	0.9	0.9
扶助費	8.4	10.8	13.0	13.0
補助費	6.7	7.1	7.2	7.6
普通建設費	38.2	34.1	27.5	27.2
災害復旧費	0.2	0.1	0.0	0.0
失業対策費	0.2	0.1	0.1	0.1
公債費	5.2	5.6	7.6	7.2
積立金	1.7	2.2	2.9	3.4
投資出資金	0.1	0.1	0.1	0.1
貸付金	1.3	1.3	0.8	0.7
繰出金	3.2	3.0	4.7	5.0

表 IV-1-9 性質別歳出内訳：三部門（円）

	1964年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
合計	50,381	331,332	443,348	871,065	565,327	537,536	577,955	751,867	937,312	1,046,283	977,086
義務的経費	12,704	63,153	83,772	125,378	146,022	121,631	191,537	215,100	237,306	258,317	290,672
投資的経費	25,125	192,014	188,295	567,866	280,647	211,074	212,326	348,142	487,435	525,954	426,401
その他	12,552	76,165	167,281	177,821	138,658	154,831	174,092	188,625	212,571	262,012	260,013

表 IV-1-10 性質別歳出伸び率：三部門（1972 = 100）

	1964年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
合計	15	100	134	263	171	162	174	227	283	316	295
義務的経費	20	100	141	199	231	272	303	341	376	409	460
投資的経費	13	100	98	296	146	110	111	181	254	274	222
その他	16	100	220	233	182	203	229	248	279	344	341

表 IV-1-11 性質別歳出構成比：三部門（%）

	1964年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
義務的経費	25.2	19.1	20.0	14.4	25.8	31.9	33.1	28.6	25.3	24.7	29.7
投資的経費	49.9	58.0	42.2	65.2	49.6	39.3	36.7	46.3	52.0	50.3	43.6
その他	24.9	23.0	37.7	20.4	24.5	28.8	30.1	25.1	22.7	25.0	26.6

表 IV-1-12 性質別歳出内訳：三部門 市町村（100万円）

	1972年	1975年	1980年	1981年
合計	167,535	330,548	542,858	594,968
義務的経費	61,026	136,309	245,263	264,575
投資的経費	64,654	113,314	150,039	162,590
その他	41,855	80,925	147,556	167,803

表 IV-1-14 性質別歳出構成比：三部門 市町村（%）

	1972年	1975年	1980年	1981年
合計	100.0	100.0	100.0	100.0
義務的経費	36.4	41.2	45.2	44.5
投資的経費	38.6	34.3	27.6	27.3
その他	25.0	24.5	27.2	28.2

表 IV-1-13 性質別歳出伸び率：三部門 市町村（1972 = 100）

	1972年	1975年	1980年	1981年
合計	100	197	324	355
義務的経費	100	223	402	434
投資的経費	100	175	232	251
その他	100	193	353	401

表 IV-1-15 神津島村歳入内訳 (千円)

	1950年	1954年	1959年	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年
歳入合計	10,280	15,250	16,303	25,563	44,648	61,624	51,693	64,338	77,739	93,812	111,551	141,191	200,483
地方税	1,425	2,392	3,057	3,933	4,176	4,596	5,641	5,724	6,751	9,004	10,375	12,479	14,469
地方贈与税													2,448
諸交付金													
地方交付税	3,000	3,945	5,821	10,995	12,679	16,300	19,398	25,467	27,098	30,934	35,907	50,161	63,569
分担負担金				300	300	18	410	60	34	0	0	0	0
使用料	69	385	296	355	106	252	323	85	782	1,483	2,170	3,724	1,757
手数料					131			203	53	139	121	157	166
国庫支出金	488	1,504	1,942	560	4,804	7,692	6,217	9,500	13,362	16,386	16,532	6,687	19,273
都支出金	3,279	3,678	1,345	4,383	5,028	9,900	12,792	16,735	21,244	27,542	35,049	55,831	84,616
財産収入		240	418	428	385	3,240	1,706	1,444	2,230	2,205	1,670	2,648	1,653
寄付金	177	2,842	1,915	1,665	4,458	6,060	0	3,205	1,956	1,372	589	325	207
繰入金	1,069		350	35	3,050	601	650	21	3,000	0	4,600	0	0
繰越金			12	446	100	383	1,078	1,312	118	1,127	2,730	2,391	4,695
諸収入	400	263	1,147	463	431	182	0	82	253	251	373	479	330
地方債	373	0		2,000	9,000	12,400	3,400	500	400	3,300	100	4,000	7,300
その他		1	0			0	78	0	458	69	1,335	2,309	

1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
291,154	337,542	443,994	874,181	573,911	561,978	593,845	754,533	948,378	1,048,429	989,784
18,454	24,061	27,941	33,003	38,438	56,244	57,982	64,435	77,543	84,084	104,216
136	664	719	1,342	1,590	2,695	3,249	3,437	5,025	5,354	5,477
1,968	2,080	2,841	3,647	4,680	4,556	5,472	7,046	7,578	7,169	7,849
78,553	94,080	120,369	177,103	181,789	207,797	237,510	281,623	327,680	351,478	403,087
0	0	0	0	2,256	2,873	0	0	0	0	0
1,979	2,188	2,510	2,076	1,367	960	4,309	6,545	6,725	9,129	9,660
158	619	745	735	1,025	1,879	2,331	1,940	2,627	2,906	4,851
12,441	18,499	12,889	113,723	28,478	20,266	29,951	34,962	100,724	136,502	28,683
127,855	118,274	175,503	355,079	171,335	170,536	156,132	234,691	274,177	290,446	257,663
2,723	3,054	65,858	30,390	2,562	2,421	4,526	8,931	4,692	5,772	3,948
0	0	0	1,523	0	1,402	0	0	235	1,713	181
25,000	4,450	0	42,680	18,400	3,000	2,000	0	11,000	0	0
1,437	22,565	6,210	646	3,116	8,584	24,442	15,890	2,666	11,066	2,146
1,112	1,026	718	1,134	1,193	3,465	1,831	4,740	5,706	7,810	10,623
18,200	45,000	26,500	111,100	117,200	75,300	63,200	89,100	122,000	135,000	151,400
1,138	982	1,191		482		910	1,193			

表 IV-1-16 神津村歳入構成比 (%)

	1950年	1954年	1959年	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年
歳入合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方税	13.9	15.7	18.8	15.4	9.4	7.5	10.9	8.9	8.7	9.6	9.3	8.8	7.2
地方贈与税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
諸交付金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2
地方交付税	29.2	25.9	35.7	43.0	28.4	26.5	37.5	39.6	34.9	33.0	32.2	35.5	31.7
分担负担金	0.0	0.0	0.0	1.2	0.7	0.0	0.8	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
使用料	0.7	2.5	1.8	1.4	0.2	0.4	0.6	0.1	1.0	1.6	1.9	2.6	0.9
手数料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
国庫支出金	4.7	9.9	11.9	2.2	10.8	12.5	12.0	14.8	17.2	17.5	14.8	4.7	9.6
都支出金	31.9	24.1	8.3	17.1	11.3	16.1	24.7	26.0	27.3	29.4	31.4	39.5	42.2
財産収入	0.0	1.6	2.6	1.7	0.9	5.3	3.3	2.2	2.9	2.4	1.5	1.9	0.8
寄付金	1.7	18.6	11.7	6.5	10.0	9.8	0.0	5.0	2.5	1.5	0.5	0.2	0.1
繰入金	10.4	0.0	2.1	0.1	6.8	1.0	1.3	0.0	3.9	0.0	4.1	0.0	0.0
繰越金	0.0	0.0	0.1	1.7	0.2	0.6	2.1	2.0	0.2	1.2	2.4	1.7	2.3
諸収入	3.9	1.7	7.0	1.8	1.0	0.3	0.0	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
地方債	3.6	0.0	0.0	7.8	20.2	20.1	6.6	0.8	0.5	3.5	0.1	2.8	3.6
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.6	0.1	1.2	1.6	0.0

	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	6.3	7.1	6.3	3.8	6.7	10.0	9.8	8.5	8.2	8.0	10.5
	0.0	0.2	0.2	0.2	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
	0.7	0.6	0.6	0.4	0.8	0.8	0.9	0.9	0.8	0.7	0.8
	27.0	27.9	27.1	20.3	31.7	37.0	40.0	37.3	34.6	33.5	40.7
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.7	0.6	0.6	0.2	0.2	0.2	0.7	0.9	0.7	0.9	1.0
	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.5
	4.3	5.5	2.9	13.0	5.0	3.6	5.0	4.6	10.6	13.0	2.9
	43.9	35.0	39.5	40.6	29.9	30.3	26.3	31.1	28.9	27.7	26.0
	0.9	0.9	14.8	3.5	0.4	0.4	0.8	1.2	0.5	0.6	0.4
	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
	8.6	1.3	0.0	4.9	3.2	0.5	0.3	0.0	1.2	0.0	0.0
	0.5	6.7	1.4	0.1	0.5	1.5	4.1	2.1	0.3	1.1	0.2
	0.4	0.3	0.2	0.1	0.2	0.6	0.3	0.6	0.6	0.7	1.1
	6.3	13.3	6.0	12.7	20.4	13.4	10.6	11.8	12.9	12.9	15.3
	0.4	0.3	0.3	0.0	0.1	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0

表 IV-1-17 東京都市町村歳入内訳 (百万円)

	1964年				1965年				1970年			
	市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部
歳入合計	28,586	21,183	6,343	1,060	35,396	26,427	7,809	1,160	106,244	95,412	7,664	3,168
地方税	13,419	10,490	2,820	109	16,241	12,661	3,458	122	42,323	39,633	2,397	293
地方贈与税									1,650	1,424	152	74
諸交付金									8,675	6,577	1,298	800
地方交付税	1,648	618	758	272	1,739	623	804	312	870	659	184	27
分担负担金	600	266	154	180	609	285	316	8	740	560	119	61
使用料	918	648	247	23	325	223	79	23	452	393	52	7
手数料					683	510	170	3	9,349	8,509	474	366
国庫支出金	2,950	2,343	523	84	4,388	3,071	1,160	157	11,179	9,073	1,107	999
都支出金	1,667	882	610	175	1,681	986	494	201	1,641	1,300	130	211
財産収入	486	255	146	85	689	424	171	94	630	395	221	14
寄付金					176	65	63	48	1,168	1,131	21	16
繰入金	280	149	114	17	525	350	76	99	4,573	3,758	669	146
繰越金	1,097	830	237	30	1,250	962	256	32	11,632	11,413	198	21
諸収入					4,613	4,381	224	8	10,637	9,989	517	131
地方債	1,474	953	450	71	2,204	1,690	462	52	725	598	125	2
その他	4,047	3,749	284	14	273	196	76	1				

	1975年				1980年			
	市町村	市部	郡部	島部	年町村	市部	郡部	島部
	337,552	316,982	12,688	7,882	555,604	519,672	23,050	12,882
	129,972	124,716	4,360	896	267,971	256,949	9,382	1,640
	1,163	1,051	62	50	3,892	3,544	201	147
	3,777	3,453	194	130	9,178	7,943	1,003	232
	20,869	17,035	1,586	2,248	34,877	27,934	2,972	3,971
	1,434	1,325	100	9	3,562	3,246	298	18
	1,765	1,443	129	193	4,709	4,077	250	382
	650	598	32	20	1,470	1,350	87	33
	46,478	44,364	1,481	633	71,543	68,128	2,102	1,313
	28,107	24,956	1,483	1,668	38,697	33,524	2,379	2,794
	3,045	2,665	102	278	12,576	12,030	251	295
					5,630	5,512	102	16
	4,343	4,057	99	187	8,846	8,482	174	190
	6,560	6,140	285	135	14,060	12,941	767	352
	29,260	28,546	633	81	37,075	36,177	712	186
	52,088	49,058	1,795	1,235	41,518	37,835	2,370	1,313
	8,041	7,575	347	119				

表 IV-一電-18 東京都市町村歳入構成比 (%)

	1964年				1965年				1970年			
	市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部
歳入合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方税	46.9	49.5	44.5	10.3	45.9	47.9	44.3	0.5	39.8	41.5	31.3	9.2
地方贈与税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
諸交付金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	1.5	2.0	2.3
地方交付税	5.8	2.9	12.0	25.7	4.9	2.4	10.3	26.9	8.2	6.9	16.9	25.3
分担负担金	2.1	1.3	2.4	17.0	1.7	1.1	4.0	0.7	0.8	0.7	2.4	0.9
使用料	3.2	3.1	3.9	2.2	0.9	0.8	1.0	2.0	0.7	0.6	1.6	1.9
手数料	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	1.9	2.2	0.3	0.4	0.4	0.7	0.2
国庫支出金	10.3	11.1	8.2	7.9	12.4	11.6	14.9	13.5	8.8	8.9	6.2	11.6
都支出金	5.8	4.2	9.6	16.5	4.7	3.7	6.3	17.3	10.5	9.5	14.4	31.5
財産収入	1.7	1.2	2.3	8.0	1.9	1.6	2.2	8.1	1.5	1.4	1.7	6.7
寄付金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.2	0.8	4.1	0.6	0.4	2.9	0.4
繰入金	1.0	0.7	1.8	1.6	1.5	1.3	1.0	8.5	1.1	1.2	0.3	0.5
繰越金	3.8	3.9	3.7	2.8	3.5	3.6	3.3	2.8	4.3	3.9	8.7	4.6
諸収入	0.0	0.0	0.0	0.0	13.0	16.6	2.9	0.7	10.9	12.0	2.6	0.7
地方債	5.2	4.5	7.1	6.7	6.2	6.4	5.9	4.5	10.0	10.5	6.7	4.1
その他	14.2	17.7	4.5	1.3	0.8	0.7	1.0	0.1	0.7	0.6	1.6	0.1

	1975年				1980年			
	市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	38.5	39.3	34.4	11.4	48.2	49.4	40.7	12.7
	0.3	0.3	0.5	0.6	0.7	0.7	0.9	1.1
	1.1	1.1	1.5	1.6	1.7	1.5	4.4	1.8
	6.2	5.4	12.5	28.5	6.3	5.4	12.9	30.8
	0.4	0.4	0.8	0.1	0.6	0.6	1.3	0.1
	0.5	0.5	1.0	2.4	0.8	0.8	1.1	3.0
	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3
	13.8	14.0	11.7	8.0	12.9	13.1	9.1	10.2
	8.3	7.9	11.7	21.2	7.0	6.5	10.3	21.7
	0.9	0.8	0.8	3.5	2.3	2.3	1.1	2.3
	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.1	0.4	0.1
	1.3	1.3	0.8	2.4	1.6	1.6	0.8	1.5
	1.9	1.9	2.2	1.7	2.5	2.5	3.3	2.7
	8.7	9.0	5.0	1.0	6.7	7.0	3.1	1.4
	15.4	15.5	14.1	15.7	7.5	7.3	10.3	10.2
	2.4	2.4	2.7	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0

に対し、地方債は年々この割合を増加させている、ということになる。このことを都下の市町村部と比較してみよう。表IV-1-18によれば、まず圧倒的に異なるのは、市部（および郡部）における地方税の割合の高さであり、逆に、地方交付税の割合の低さである。都支出金と国庫支出金との関係でみると、市部の方が国庫支出金の割合が大きく、郡部、島部となるに従って、都支出金の割合が高い。神津島村では、この傾向が更に明瞭である。なお、参考までに、歳入内訳を、国庫支出金、都支出金、税等、その他としたばあいを、神津島村、東京都下市町村の各々について、実数値、構成比を掲げておく（表IV-1-19～表IV-1-22）。

これらを通じていえることは、よく指摘されるように、自主財源の決定的な低さであり、特に島嶼部については、都財政への非常に大きな依存がみられるということであろう。そして最近の神津島村の特徴としては、公債への依存度合が序々に高まりつつある点を指摘できる。このことは何を意味するであろうか。神津島村の財政規模からみて公債への依存傾向が強まりつつあるとすれば、それは、神津島村という社会システムを維持する上での必要な支出と考えられているからであろう。そして、その背後に、島の産業を発達させ、生活水準を高めたいという動機と並んで、島の人口を最低限維持するためにも、最低の生活基盤・文化基盤への投資をしなければならない、という動機が働いているように思われる。以下項を変えて、聴き取からこの点に関する補足をしておこう。

IV-1-3 神津島村の行政サービス

村当局者の説明によると、村のかかえる事業としては、前浜の漁港拡張（貯蔵庫・冷凍庫の設置を含む）、飛行場開設、村道の拡張工事、診療所改築、保育所の建て替え等がある。このうち、当面の予定としては、診療所改築が緊急の課題であるが、国の補助基準が低いために村で1億7千万円程を負担しなければならず、起債をどのようにするかでかなり苦しい状況であるという。また、建設費は調達できたとしても、運営費の面でもかなり負担が増加することが見込まれ、診療報酬収入

以外に、一般会計からの持ち出しがきつくなっているという。この例は、先程述べた生活基盤整備事業の典型的な例である。

また、最近完了した事業として、離島開発センターの開設がある。説明によると、総建設費4億2,800万円のうち、国庫支出、6,900万、都支出、3,425万、起債、1億3,680万、積立金、100万、一般財源、1億7,792万等となっているが、一般財源に関しては、離島振興法により1億4,600万円程の補助があり、一般財源からの捻出はかなり少なく済んだし、また起債についても過疎債に関する特別償還制度があるので有利であるという。運営費面では、専従1名（役場からの出向）、パート2名に加えて、教育委員会職員3名をここに配置することとし、夜間もパートで対応、等としているが、かなり運営費がかかるので、やはり都の援助を交渉中であるという。

以上2つのケースにみられるように、神津島村における生活基盤整備事業は、建設費・運営費共にその大部分を村財政以外の財源に求めなければならないのであり、次々と事業を消化してゆくというわけにはゆかないのが実情である。

にもかかわらず、事業を推進してゆくためには、様々な補助金、交付金を都や国に要請してゆく際に、村当局の自主努力を示さなければならないであろうし、全体の財政運営の緊縮状況下では、ますますこの努力が要求されることになる。従ってまた、起債についても限られた財源枠との関係で規模が決められることになるが、先にみたように、地方債の割合が序々に増加しており、その割合が、都下の他の市町村の割合より大きいことは、今後の事業枠をかなり狭めるであろうという予想が成立するのである。

IV-1-4 まとめに代えて

以上述べたところをふりかえって、簡単なまとめをしておこう。

第1に、神津島村財政のきわめて限られた範囲内では、行政サービスの展開に対してもかなりの制約のみとめられるのは当然であるが、それでも、離島振興法や過疎地域振興法等を中心とする財政メカニズムによって、ある程度の基盤は確保され

表 IV-1-19 神津島村歳入別内訳 (四部門)

	1950年	1954年	1959年	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年
歳入合計	10,280	15,250	16,303	25,563	44,648	61,624	51,693	64,338	77,739	93,812	111,551	141,191	200,483
国庫支出金	488	1,504	1,942	560	4,804	7,692	6,217	9,500	13,362	16,386	16,532	6,687	19,273
都支出金	3,279	3,678	1,345	4,383	5,028	9,900	12,792	16,735	21,244	27,542	35,049	55,831	84,616
税 等	4,425	6,337	8,878	14,928	16,855	20,896	25,039	31,191	33,849	39,938	46,282	62,640	80,486
そ の 他	2,088	3,731	4,138	5,692	17,961	23,136	7,645	6,912	9,284	9,946	13,688	16,033	16,108

	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
歳入合計	291,154	337,542	443,994	874,181	573,911	561,978	593,845	754,533	948,378	1,048,429	989,784
国庫支出金	12,441	18,499	12,889	113,723	28,478	20,266	29,951	34,962	100,724	136,502	28,683
都支出金	127,855	118,274	175,503	355,079	171,335	170,536	156,132	234,691	274,177	290,446	257,663
税 等	99,111	120,885	151,870	215,095	226,497	271,292	304,213	356,541	417,826	448,085	520,629
そ の 他	51,747	79,884	103,732	190,284	147,601	99,884	103,549	128,339	155,651	173,396	182,809

表IV-1-20 神津島村歳入別構成比 (四部門)

	1950年	1954年	1959年	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年
歳入合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国庫支出金	4.7	9.9	11.9	2.2	10.8	12.5	12.0	14.8	17.2	17.5	14.8	4.7	9.6
都支出金	31.9	24.1	8.3	17.1	11.3	16.1	24.7	26.0	27.3	29.4	31.4	39.5	42.2
税 等	43.0	41.6	54.5	58.4	37.8	33.9	48.4	48.5	43.5	42.6	41.5	44.4	40.1
そ の 他	20.3	24.5	25.4	22.3	40.2	37.5	14.8	10.7	11.9	10.6	12.3	11.4	8.0

	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
歳入合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国庫支出金	4.3	5.5	2.9	13.0	5.0	3.6	5.0	4.6	10.6	13.0	2.9
都支出金	43.9	35.0	39.5	40.6	29.9	30.3	26.3	31.1	28.9	27.7	26.0
税 等	34.0	35.8	34.2	24.6	39.5	48.3	51.2	47.3	44.1	42.7	52.6
そ の 他	17.8	23.7	23.4	21.8	25.7	17.8	17.4	17.0	16.4	16.5	18.5

表 IV-1-21 東京都市町村歳入内訳 (百万円)

	1964年				1965年				1970年			
	市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部
歳入合計	28,586	21,183	6,343	1,060	35,396	26,427	7,809	1,160	106,244	95,412	7,664	3,168
国庫支出金	2,950	2,343	523	84	4,388	3,071	1,160	157	9,349	8,509	474	366
都支出金	1,667	882	610	175	1,681	986	494	201	11,179	9,073	1,107	999
税等	15,067	11,108	3,578	381	17,980	13,284	4,262	434	52,648	47,634	3,847	1,167
その他	8,902	6,850	1,632	420	11,347	9,086	1,893	368	33,068	30,196	2,236	636

	1975年				1980年			
	市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部
	337,552	316,982	12,688	7,882	555,604	519,672	23,050	12,882
	46,478	44,364	1,481	633	71,543	68,128	2,102	1,313
	28,107	24,956	1,483	1,668	38,697	33,524	2,379	2,794
	155,781	146,255	6,204	3,324	315,918	296,370	13,558	5,990
	107,186	101,407	3,522	2,257	129,446	121,650	5,011	2,785

表 IV-1-22 東京都市町村歳入構成比 (%)

	1964年				1965年				1970年			
	市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部
歳入合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国庫支出金	10.3	11.1	8.2	7.9	12.4	11.6	14.9	13.5	8.8	8.9	6.2	11.6
都支出金	5.8	4.2	9.6	16.5	4.7	3.7	6.3	17.3	10.5	9.5	14.4	31.5
税等	52.7	52.4	56.4	35.9	50.8	50.3	54.6	37.4	49.6	49.9	50.2	36.8
その他	31.1	32.3	25.7	39.6	32.1	34.4	24.2	31.7	31.1	31.6	29.2	20.1

	1975年				1980年			
	市町村	市部	郡部	島部	市町村	市部	郡部	島部
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	13.8	14.0	11.7	8.0	12.9	13.1	9.1	10.2
	8.3	7.9	11.7	21.2	7.0	6.5	10.3	21.7
	46.2	46.1	48.9	42.2	56.9	57.0	58.8	46.5
	31.8	32.0	27.8	28.6	23.3	23.4	21.7	21.6

つつあるように思われる。

第2にこのことは、村財政にもかなりの負担を強いる傾向をもたらしており、普通建設事業費の割合の高さによって、その都度、村財政全体に大きな変動が生じ、歳出構成の不安定さがみられると共に、地方債の割合が上昇していることにその一端が現われているといえよう。

第3に、神津島村の財政全体、従って、行政サービス水準は、決定的に都の方針に依存していることは明らかであり、かなり細かい事業にまで都の意向が反映しているように思われる。村当局幹部の度重なる都への陳情はこの間の事情を端的に物語っているといえよう。

第4に、昭和40年代以後、島と本土との交通がかなり改善され、それと共に、生活の諸側面における都市化が進行し、生活水準もそれだけ上昇したことは事実であろう。しかしこのことは、財政的にみると、より上位の行政レベル(主に都行政)への依存を高め、その援助なしには、基本的な生活基盤が確保しえないことを意味する。このような状況下で、人口の流出を抑制し、経済基盤を強化することによって、島の生活システムを維持してゆくには、いろいろな努力が払われなければならないであろうと考えられるのである。

(小林良二)

IV-3 廃棄物等処理サービス

都市的な生活の快適さや衛生状態を維持するためには生活廃棄物（ごみ・し尿等）の継続的な処理・処分が欠かせない。廃棄物の処理は日常生活と密着している。にもかかわらず今日では専門サービス化により、廃棄物の処理がどこでどのようにして行なわれ、そして如何なる問題をかかえているのか、一般の住民にはなかなかわかりにくいところがある。このことは神津島村のような比較的小規模な自治体においても例外ではない。

ここでは神津島村における廃棄物等処理サービスのうち「ごみ処理」、「し尿処理」という大きなサブ・カテゴリーを論述の中心としてサービスの形態や活動を報告する。あわせて、廃棄物処理が都市的な生活の様式そのものに対していかなる問題を投げかけているかを検討してみたい。

IV-3-1 ごみ処理サービス

神津島村においてごみの収集・運搬・処理の専門サービスが開始されたのは昭和40年代になってからのことである。それまでごみは各家庭で焼却されたり埋められたり、集落近辺の沢や海岸線などに投棄されていた。昭和38年頃には埋立ての決まった沢に、土砂と一緒にごみを捨てていた。この埋め立て地には現在村立の保育園が建っている。

昭和30年代を通じての生活様式の変化や人口の増加を反映して、ごみも質量ともに変化していった。たとえば、大量の生ごみが焼却されずにそのまま捨てられたことから、夏季にはハエの発生が問題化した。また金属製品やビニール、プラスチックなどのいわゆる「燃えないゴミ」も徐々に増えつつあった。

村役場では昭和40年になって字（あざ）鍛冶山の村有地をごみの終末処理場として用いる決定をした。同地は集落から離れた山奥である。昭和43年、村役場がトラック、バキュームカー各1台を購入し、ごみ収集・し尿収集の業者委託を開始した。業者は島内の個人商店で1年ごとに契約を更新している。ごみは業者によってあつめられ、鍛冶山の処理地に投棄される。

昭和51年には同地にゴミ焼却炉が完成し、可燃

ごみと不燃ごみの分別収集がはじまる。ごみは、特に生ごみの場合そのまま放置すると大変不衛生であり、またどうしてもかさが増えるため、処理用地が比較的短期間で満杯になってしまうという問題がある。終末処理が焼却処理ということになれば、この問題も解決する。村では総事業費1億円以上をかけて昭和50年12月、ごみ焼却施設および周辺道路の建設に着手した。翌51年の5月にはこれが完成、6月から焼却炉の使用が開始された。

ごみ焼却炉には、ごみを間欠的に投入して燃焼させるバッチ式と、ごみを火格子の上で移動させながら連続的に燃焼させる連続式とがある。神津島村が採用したのはバッチ式でごみの投入・残灰排出の工程が自動化された機械化バッチ炉である。筆者が施設見学したおりに、焼却炉の中にごみを投入するベルトコンベア装置が目についた。なおこの焼却炉は1日公称10トンの処理能力を持つ。伊豆諸島では神津島村のほかにも新島本村、八丈町、三宅島村にも製品を納入している岩本工業の製品である。

表IV-3-1は昭和46年以降のごみ収集量および処分内訳の推移である。51年の焼却場新設により、埋立量が大幅に減少したことがわかる。

ごみの収集は「ステーション方式」である。各家庭が14か所にある集積所にポリ容器や紙袋などでごみを持ちよる。業者がトラックでそれを収集・運搬し、処理場まで持って行く。収集回数は7・8・9月をのぞいて可燃ごみが月曜日と木曜日の週2回、不燃ごみが週1回金曜日となっている。観光客がおしよせる7月と8月には毎日収集、9月は1日おきに収集となっている。夏場はし尿収集ともあわせてフル回転で操業しなければならない。

ごみ袋は生ごみ用・不燃物用・台所用の三種類を役場が卸値で一括購入し、村内の小売店に販売を委託している。最近では役場ルートを通さない製品の販売もある。

燃えるごみはなるべく燃やして処分することが大量のごみを滞積させないコツである。処理用地の不足している神津島村では、このため分別収集を厳守しなければならない。しかし一部には分別収集を守

表IV-3-1 神津島村・ごみ収集量および処分内訳 (昭和46—57年)

(単位は t)

年度		46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
収 集 量	可燃ごみ (A)	660	1,109	1,170	1,168	1,255	1,076	1,064	1,151	1,123	851	978	969
	不燃ごみ (B)	150	196	240	239	243	229	220	241	239	227	305	334
	合計 (A+B)	810	1,305	1,410	1,407	1,498	1,305	1,284	1,392	1,362	1,078	1,283	1,303
処 分 の 内 訳	焼却 (C)	—	—	—	—	—	1,076	1,064	1,151	1,123	851	978	969
	焼却残灰 (D)	—	—	—	—	—	51	85	92	92	89	87	86
	埋立 (E)※	810	1,305	1,410	1,407	1,498	280	305	333	331	316	392	420

注:『東京都町村清掃事業年報』(東京都清掃局)各年版より作成。

※(E)は46~50年度まで(A+B)と一致する。51年度からは(B+D)に一致する。ごみ焼却炉の導入により埋立量は大幅に減少した。

らない人もいる。役場では51年以来毎年のように「おしらせ」等のかたちで分別厳守を呼びかけて来た。チェーンやボルトなどの金属製品が機械につまって故障の原因になることがある。清涼飲料水の空き缶も混入して来る。ごみ処理施設はどのような種類のごみであろうとも自動的に処理してくれる魔法の箱ではない。観光客をも含めた住民(利用者)の側での「ごみ処理」に対する知識やモラルの持ちようが問われているといえよう。

ごみは着実に累積して行く。焼却炉の導入によって確かに埋立量は減った。しかしそれはただ単にスピードがゆるんだだけである。昭和56年4月より不燃ごみは鍛冶山よりもさらに奥に入ったのが沢に新しく投棄されることになった。次々に山合いの沢を埋めつくしていく。それは貴重な自然環境の破壊にはかならない。役場ではブルドーザーによる整地をおこなったり、空き缶・ガラス等の破碎圧縮機の購入予定を立てるなど対策を講じている。(破碎圧縮機は昭和59年度購入の予定であったが三宅島噴火などにより防災無線の各戸設置が優先されて先伸ばしとなってしまった。)

粗大ごみの収集サービスは現在までのところ実施されていない。家庭や事業所が自前で軽トラック等を用意して処理場(不燃ごみと同様に56年4月よりののが沢)まで運搬していくことになっている。しかし自動販売機の廃棄されたものや廃車にされた自家用車など運搬の困難な粗大ごみは、責任が果たされぬまま島内の各所に放置されてい

る。数年経過したものは潮風にさらされて赤茶色に錆つき、せっかくの観光地の美観をそこねている。昭和63年度に自動車等の圧縮機の導入が計画されている。早期の実現が望まれる。

IV-3-2 し尿処理サービス

神津島の伝統的な風俗のひとつに、女たちが肥桶を頭上にかけて持ち運ぶという姿があったと聞く。各戸で便所の地下にこしらえられた瓶(かめ)がし尿でたまると、汲み出して農地に還元するか、人里はなれた場所に投棄していたという。

今日このような姿を見ることは出来ない。神津島村では昭和43年にごみ運搬用のトラックと同時にバキュームカー1台が購入され収集業務が開始されて以来、ほとんどの家庭がこれに依存している。

一部の事業所や家庭では浄化槽の据付けにより水洗化の自家処理をおこなっている。表IV-3-2に、神津島村における水洗化人口とその行政区内人口に占める比率(水洗化率)を示す。ここ10年間に水洗化人口は倍増しているが、しかし、比率で見るとまだ3%程度にすぎないことがわかる。

村役場に委託されてし尿処理業務に従事する業者は、ごみ処理業務との兼担である。収集は各戸平均して3か月に1回程度であり、申込制となっている。大量排出戸からは11につき4円を徴収する。観光客の来島によって一時的に人口が増大する7・8月は収集作業にフル回転となる。夫婦

表 IV-3-2 神津島村・水洗化人口と水洗化率

年度	47	49	50	51	52	53	54	55	56	57
行政区域内人口(人)	2,273	2,246	2,233	2,211	2,227	2,257	2,300	2,307	2,307	2,303
水洗化人口(人)	26	26	26	25	27	28	40	60	60	60
水洗化率(%)	1	1	1	1	1	1	2	3	3	3

注:『東京都市町村清掃事業年報』(東京都清掃局)各年版より作成。ただし昭和48年度については数字がとれなかった。

2人の個人商店だが、夏場だからといって応援が来ることもない。観光地の衛生を保つ大変な隠れた努力と言わねばならない。

収集したし尿をどのようにして処理するのか。今日では人糞が農業用に肥料として利用されることはない。収集されたものは全量埋没処分される。私有地を借り上げてそこに埋めている。苔で緑色によどんだ処理地は、一杯になって用済みになっても他に転用するわけにもいかず、地権者に借り上げ料を払ってそのまま放置している。し尿は、処理地にうまく浸透してくれればよいがそうでない場合は約5年程度で満杯となり、次の処理地を探さなければならなくなるという。

現在し尿の最終処理地となっている穴の山は、3か所目ということである。専用道路で通じている。うっそうとしげった山中である。焼却炉のような近代的な処理施設はなく、長さ100m程度のパイプを通してし尿を谷底に投棄する。同地は地質が適しており、今のところ順調に浸透してくれているということである。

用地不足は悩みの種である。浸透性のある地質をえらばなければならない。また私有地を借り上げているので返還の要求にもせつつかれている。し尿も不燃ごみと同様に島内の土地を1か所また1か所とつぶしていくことになる。用地取得が今後の課題となっている。

一方、浄化槽にも問題がある。現在、旅館や民宿等の一般家庭で14軒、事業所で3軒(農協、大島支庁出張所、七島信用組合)が浄化槽を設置し、便所の水洗化をはかっている。このほか未把握の設置世帯もあるといわれる。島内の指定工事店が施工し都の清掃局の管理下にあるものは衛生的にも安全だとされる。しかし島外の業者に工事をお

こなさせた抜けがけ的なものの実状は、文字通りの「たれ流し」に近いという。末端の処理施設がないため、浄化槽設置世帯各戸における衛生の維持管理が重要である。

し尿処理の水洗化は確かにひとつの理想である。しかしそれは下水道基盤の完成を必須の前提とする。浄化槽による水洗化は部分的な解決にすぎない。神津島村の『過疎地域振興計画』(昭和55～59年度)は、「生活水準の向上と、観光産業の発展に伴い水洗化が時代の要請となっている」(同14頁)と課題をうけとめ下水道基盤施設の建設を将来構想としてあげている。しかし財政的に見ても空論だという声もある。実現はまだまだ困難であろう。傾向としては今後ますます浄化槽による水洗化世帯がふえて行くものと思われるが、そのときどのような指導と管理をはかっていくかが課題であるといえる。

IV-3-3 その他の廃棄物処理サービス・まとめ

「ごみ処理」や「し尿処理」の他にも廃棄物処理に分類できるサービスがある。ここではそれらについて補足的に言及し、まとめにつなごう。

家庭の雑排水は側溝をつたって海岸・海浜に流れ出る。集落の地形には適度な勾配があるので途中で滞留することはない。

側溝そのものの設置は役場の民生課が企画し、建設課が設計・調査を担当することになっている。道路や側溝などの共同施設については村内清掃日が決められたこともあったが、住民の協力が得られず、現在では村役場の職員が中心となって清掃にあたっている。

問題は砂浜に流れ出た雑排水である。ふだんは

ひと雨ごとに拡散してしまうので格別の心配はいら
 スをとりあげよう。

ることもある。適当な処理の仕方がないため、役
 場としてはブルドーザーで砂浜を整地し、海水浴
 場を回避する新しい排水路をつくってこの問題に
 対処している。

家庭排水に対置されるのは産業廃水である。島
 内には生コン工場と東京電力の発電所とがある。
 しかしどちらの施設も自前の処理設備をそなえて
 おり、廃水が特に問題になったということはない。

さて人間は、生きている間はごみやし尿を外部
 に排出して生活をいとなんでいるが、死んでしま
 えば自分が「廃棄物」となる。廃棄物等処理サー
 ビスの最後をしめくくる意味で、ここで遺体の処
 理サービスを取りあげよう。

神津島は土葬の伝統を根強く持っている。蒲生
 ・坪井・村武編『伊豆諸島』（未来社、1975）179
 頁によれば、墓は1軒につき3基か4基あり、前
 に死んだ人が13年を経ないと新しく掘り返すこ
 とは出来ない。

このため人口が増えてくると墓地が手狭となり、
 衛生上の必要からも火葬への転換が一部で強く訴
 えられて来た。そして昭和55年になってようやく
 村営の火葬場が建設された。

しかし島民の長年の慣習を短期間で変えられる
 ものではない。当初は相当の抵抗もあったらしい。
 神津島村の火葬第1号は火事による焼死者であ
 ったというエピソードがある。以後役場職員の家族
 が亡くなれば率先して火葬にしたりして、建設
 から2～3年たってようやく火葬が定着しはじめて
 来たという。

ごみを埋没処理から焼却処理に転換するよう
 には、人間の「遺体処理」の転換はうまく行かない。
 しかしこの火葬をめぐる一件は、実は神津島村の
 廃棄物処理全体がつきあっている問題を暗示し
 ているのではないだろうか。それはつまり、あた
 らしい廃棄物処理技術の導入にあわせて、宗教
 であれ慣習であれ歴史的・社会的に確立してきた
 ルールを変えうるかどうか、という問題である。ご
 みの焼却処理は分別収集のルールを新たに確立
 しなければならなかった。火葬も、葬儀の仕方の改

変を通じて慣習を変えることになった。

廃棄物処理は都市的な生活様式の「尻ぬぐい」
 のように考えられている。しかし考えようによ
 っては生活様式のあり方そのものをも律する力を持
 つ。気楽にごみを捨て、それがどこでどのように
 処理されているかもわからないのが都会風の暮
 しである。神津島の問題は、それがもつ特殊性を差
 し引いても、都市的な生活様式のあり方を廃棄物
 処理という点から反省する素材に十分なりうるはず
 である。

(竹中英紀)

IV-7 教育・文化サービス

IV-7-1 整理の枠組

神津島村のような人口量の少ない、小さな集落
 においても、人々の教育・文化的欲求は集合的な
 形態をとり、それに対応する処理システムを発達
 させている。それはより都市的な集落に比べて興
 味深い特色をもっているのであるが、ここではこ
 ういったことを考えるために神津島村の教育・文
 化サービスについて述べてみたいと思う。

そのためには、まずそれを分類・整理する枠組
 が必要である。われわれが用意したものは表IV-
 7-1のようなものである。

全体の構成は、いくつか似たような下位プロセ
 スをもつと思われる8つの中項目と、それぞれの
 プロセスを明細化した小項目との組として示され
 ている。さらに、最初の中項目はハード、ソフト
 の二つの側面にそれぞれ分られている。

具体的な調査にあたっては、表の具体例にあ
 たる欄を各中項目ごとに網羅的にうめ（当該の調査
 地における各種サービスの有無の確認）、さらに、
 それぞれのサービスについてその小項目ごとのサ
 ービス供給主体を明らかにしていくという手順を
 とることになる。

次に、その調査結果を報告するが、報告の形式
 もだいたい上の枠組に従って行く。

表 IV-7-1 教育・文化・余暇サービスのサブ・カテゴリー

中 項 目	ハード or ソフト	具 体 例	小項目 (プロセス)
①学校教育関連 サービス	H	校舎, 塾	管理 清掃 警備 補修
	S	教授 給食	実行 流通 献立 調理
②図書サービス	H	図書館	管理 清掃 警備 補修
	S	貸し出し	流通 購入 整理・貸し出し事務
③スポーツ・ サービス	H	武道館 体育館	管理 清掃 警備 補修
	S	スポーツ 大会 運動会	主催 企画 実行 資金調達
④地域行事サー ビス	H	おみこし	管理 補修
	S	お祭り	主催 企画 実行 資金調達
⑤通過儀礼サー ビス	H	結婚式場	管理 清掃 警備 補修
	S	結婚式 葬式 成人式	主催 実行 資金調達 (提供)
⑥宗教サービス	H	寺社, 教会	管理 清掃 警備 補修
	S	おはらい, 説話	実行
⑦娯楽サービス	H	スナック・ バー パチンコ 映画館	管理 清掃 警備 補修
	S	飲食	流通 調理 接待
		娯楽用品	生産 流通 販売
⑧教育・文化関連 サービス	H	公民館 青年の家	管理 清掃 警備 補修
	S	教授・講演 文化・教育 用品	実行 生産 流通 販売

IV-7-2 神津島村における教育・文化サー
ビス

①学校教育関連サービスについては、小・中・高校に保育園、英語塾が存在している。小・中・高校にはそれぞれ用務員さんが一人いて、そうじは生徒が行う。警備は小・中学校が民間委託で三人の人が輪番で行っている。高校は警備員が2人、交替で行う。小・中学校には給食があり、専門の栄養士の献立に従って給食センターが供給している。小学校には保健専門の先生が一人いる。保育園の給食は正午と三時の二回で、献立ではパート一人と職員二名で原案を提出し、保母さんを含め全員で検討して決める。調理、買い出しも上の三人で行い、そうじはパート一人が毎日行っている。

ここまではかなりの程度専門化が進んでいることがわかるが、英語塾の場合は診療所の職員が無報酬で教えるという形をとっている。彼は大学の英文科卒で元教員志望であったそうで、七年前程に親しい人に頼まれてから面倒をみるようになったそうである。ところで、学校の勉強などは直接教師が時間外にみるそうで、このあたり専門機関のない分インフォーマルな形での補助がなされていることがわかる。また、浪人生の場合は島外へ出るそうである。

②図書サービスについては特に図書館はなく、福祉センターに学習図書室があったが、利用者がなく、閉鎖している。母の会が学校図書の借り受けを行ったりもしているが、これといった成果を上げてはいない。高校長の話によれば、神津島の場合、ラジオから活字をへずにテレビに移ってしまったため、活字文化の浸透が遅れているとのことである。したがって、低い需要によって対応する処理システムが不要となっていると解釈しうる。

③スポーツサービス施設としては、武道館、グラウンド、海水浴場、ローラースケート場、テニスコートがある。

武道館は昭和53年完成、管理は少年柔剣道後援会に委託されている。利用者は柔道会と剣道会の子どもが主でそれぞれの団体が鍵を持っていて自分であけて入り、利用後そうじをするという形態

をとって、警備員は特においていない。補修は後援会が行い、手に負えぬものは役場が行っている。

グラウンドは昭和57年完成、管理は役場、そうじは利用者が行うが、定期的な人を雇って行うこともある。野球愛好者の要望で設けられ、マウンドは業者、役場、愛好者の三者協力で作られたとのことである。

海水浴場は主として観光客向けで、管理は東京都および村役場が業者に委託している。監視、安全情報等は役場がアルバイトを雇っている。浜辺のそうじは、シーズン前後に観光協会の会員が行うほか、婦人会、老人クラブが手伝い、それに対して観光協会が寄付を礼として行っている。また、高校生の行事としてゴミ拾いが行われこれは青年団が手伝っている。夏期には役場が雇う老人が毎日行っている。

ローラースケート場は昭和57年完成で民生課が管理している。子どもの交通事故防止と遊び場確保の目的で設けられ、そうじは役場が雇う作業員が行っている。

テニスコートは民宿が付属施設として建設したもので全くの私設である。

以上見てきたようにスポーツサービスになるとハードな面にも相互扶助的なものがかかり残っているのがわかるが、ソフトな面についてはなお著しいものがある。

ムラの大きな行事として村民運動会と村民球技大会がある。

村民運動会はもともと青年団が発案したもので、その後役場が後援してから定着し、今年で13回目を迎える。主催はムラで、会長が村長、副会長が婦人会会長と青年団団長がつとめ、企画実行は先に述べたスポーツチームが体協加盟団体として輪番で受け持つ。資金は役場の丸がかえとなっている。

球技大会は野球とバレーボールで春・秋年二回行われる。野球大会は昭和43年から、バレーボール大会は昭和49年からで、特に野球大会はムラの自主的な大会として古くから行われていて、その参加チームが後に体協加盟団体として組織化を見

たのである。主催は体協で、企画実行は運動会と同様、資金は参加費プラス役場の補助金でまかなっている。

その他、剣道教室があるが、これは警察の青少年健全育成事業として行われている。

次に、④地域行事サービスに移ろう。観光客向けの祭りとしてジュリア祭、七大学音楽祭。島民の祭りとしては盆踊り、長浜祭り、物忌奈命神社大祭があり、その他節句、七五三といった行事もある。

ジュリア祭というのはキリスト教の殉教者を祭ったもので誘客を目的として昭和45年から始められた。主催は役場と観光関係者からなるおたあジュリア顕彰会と東京大司教区からなるおたあジュリア表慶会であり、役場職員を中心としたジュリア祭執行委員会が企画実行を行う。七大学音楽祭は東京の七つの大学の音楽グループがコンサートを行うもので、去年(昭和57年)から始まりこれも役場職員が中心である。

これらはともに誘客を目的とした観光客向けの祭りであるのに対して、長浜祭りと物忌奈命神社大祭は島内の神社の祭りであって、かなり盛大に行われている。

長浜祭りは阿波命神社の祭りであって、当日は境内でノリが行われた後、ナオライと呼ばれる宴があり、島民は三々五々ハイキングがてら神社を訪れ、近くの浜辺などでゆっくり一日を過ごす。

ナオライの準備は宮司の奥さんを中心に、サシ身は網組の人が、おにぎりは婦人会が用意する。資金は全て寄付金でまかなわれ、役場、観光協会はいっさいタッチしていない。祭りの寄付集めは物忌奈祭りと一括して氏子一世帯月250円で隣組長が徴収し、区別にまとめるのに加えて各団体・個人からも集められる。資金管理と祭りの主催は先に述べた神社奉賛会が物忌奈祭り同様受け持っている。

長浜祭りの場合、以前はオミキを頂くだけのものではあったが、昭和47～8年頃に現在の奉賛会会長となってから盛大にナオライを行うようになったそうである。それも最初は業者の弁当を使っていたのが、昭和53年頃から経費節約のため婦人会

に頼むようになったそうで、これらの変化は非常に興味深い。

物忌奈祭りの場合は、前夜祭→ミコシ→ナオライ→かつおつりの神事等の行事が三日間にわたって行われ、同じく奉賛会の主催ですべて寄付金でまかなわれている。この時のナオライは網組の若い衆が準備し、ミコシは三年に一度ぐらいで出たり出ななかったりする。昭和53年にはミコシ新調のため1580万円もの寄付を集めている。(この経費ゆえに長浜祭りの弁当が婦人会のおにぎりに代わったと予想される)。

祭りについてはその寄付の多額さにまず驚かされるが、なにより昭和45年頃から祭りが逆にさかんとり、相互扶助が復活してきたりしている点が注目されよう。

盆踊りは古くから青年団が主催、実行しているが、最近では観光客中心の行事になってしまっている。その他節句、七五三などは各家でやっているはお金がかかるとの理由から、昭和45年頃から民生課のほうでちょっとした行事を行うようになっている。

⑤通過儀礼サービスについては、結婚式、葬式、成人式について見てみよう。

結婚式は今ではほとんど福祉センターで行われるが、昔は旅館でやっていたそうで、今でも料理は旅館に頼んでいる。福祉センターは役場が管理その他いっさいを民間の人に委託し、その人が住み込んでいる。

葬式はほとんど瀧響寺で行われるが、手伝いは主として親族がやるようである。寺は檀家総代のおばあさん三人がそうじし、ゴミがたまると各区から一人ずつ出してもらって焼却することである。

成人式は昭和33年から行われ、以前は青年団主催であったが現在は役場が行っている。

⑥宗教サービスについては、前記二つの神社と瀧響寺の他に天理教の分教会がある。

物忌奈命神社の場合は住み込みの管理人がいて、そうじは老人クラブの人達が行う。境内の整備は奉賛会が音頭をとり、区別に仕事を割り振り、材料提供や労力奉仕が行われる。このように、祭りを中心とした奉賛会主導の相互扶助システムは今

でも随時作動しているようである。

天理教分教会は牧師二人が日頃の維持、管理を行っているが、大そうじの時には4～5人の信者が手伝うそうである。毎月七日がお祭り日で、おつとめ、講話の後、食事をともにし、牧師はたまに訪問して相談を受けたりしているそうである。

次に⑦娯楽サービスを見るが、これが非常に特徴的である。一口で言って島民向けの娯楽機関はほとんど皆無に等しいのである。確かに、スナック、寿司屋、食堂等数多く存在するが、そのほとんどは夏期以外事実上休業であって、島民が利用する娯楽機関は数少ない飲み屋だけと考えるとよいようである。これは、神津島村の人口量ゆえに独立した娯楽専門機関が一年を通じて維持されがたいからであろう。

ただ、子ども向けの児童公園は二つあり、ともに役場管理、そうじは保育園の職員やお年寄りが月二回ほどやってくれるそうである。

最後に、⑧教育・文化関連サービスであるが、施設としては、青年研修所、郷土資料館、地域福祉センターがあり、講演会が春・秋二回催されている。

研修所は昭和27年完成、青年団の専用施設であったが最近ライオンズクラブや婦人会なども利用している。管理は青年団委託でそうじは団員が集会のあと月一回行っている。

資料館は教育委員会管理、夏期以外は求めに応じて開くだけで、夏期は管理人を雇って常住させておくそうである。

講演会は民生課と母の会の主催で昭和54年から青少年の非行防止と文化的向上のため警察及び教委のはたらきかけで行われるようになった。費用は役場持ちである。

以上が神津島村における教育・文化サービスの概要である。

IV-7-3 若干の考察

神津島村の教育・文化サービスを見渡して最初に気づくことは、この分野での専門処理機関の比重の相対的な低さである。公教育制度に関するかぎり、専門化はかなり進んでいるが、地域行事や

通過儀礼においては、当然のことながら、まだかなり相互扶助的色彩が強い。

これは問題の性質にもよるが、多くはそのような専門機関が成立してくる背景と関連している。たとえば、公教育制度の場合、それは国家のレベルで戦後その整備がはかられたわけであるから、島内社会の動きとは無関係に、はじめから専門的の制度として設置された。それに対して、各種娯楽機関などは民営であるから島内で採算がとれないかぎり島まで進出してこない。神津島の人口量の少なさが商業サービスの成立をはばんでいると言える。そこで、浪人生の場合のように、機関を求めて人が島外へ出ていくことにもなるわけである。

このような商業サービス機関が成立してくる論理は、観光地化という神津島の生業形態の変化に対応して地域行事が島民向けと観光客向けの二つに分化した点にも現れている。後者に属するものが村の主要な専門機関たる役場の職員を中心としているのに対して、前者は神社奉賛会という、全く行政サービスによっては補完されていない団体によって担われているのは非常に興味深い。奉賛会の場合、戦後、国家による後ろ立てを失ったことによって全くの相互扶助的団体として成立せざるえなかったものであり、たとえそれが宮司等少数の専門家を擁していたとしても、本来的には島民の生活のなかに根づいたものであったのである。したがって、奉賛会の指揮のもとに網組、隣組、婦人会といった伝統的組織が相互扶助的な処理システムを構成しているのもなら不思議ではない。

奉賛会をめぐる処理システムは島民が国家によって担われる行政サービスとは無関係に維持している相互扶助の例であるが、逆に行政サービスによって補完されることによって活性化されている相互扶助もある。その典型が青年団、婦人会、スポーツチームといった相互扶助的集団を中心とするシステムである。スポーツチームの場合、単にボランティアな愛好会としてあったものが体協加盟団体として組織されることによって村民運動会といったムラの行事を担うことが可能となり、この村民運動会自体も役場によって資金面が補償さ

れてはじめて定着したわけである。

ここでは二つの点が重要である。ひとつは行政のテコ入れによって活性化している相互扶助システムを担う集団がいずれも伝統的な島民の生活組織に属するものであること。もうひとつはそのような生活組織をスムーズに取り込むことができたのは、島という人口量の少ない、小さな集落の社会的可視性によること大である点である。

第一の点については、伝統的という限定がどの程度妥当するかが問題となる。なぜなら、相互扶助システム=伝統的生活組織であるとすれば、新しい形での生活組織が相互扶助システムとして専門処理システムを補完するというコミュニティ形成論の展望が意味をなさなくなってしまうからである。われわれは古い伝統は持たなくともそれが住民の生活に根づいたものであるならば、相互扶助システムを新たに形成しようと考えたいのであるがこの点で観光協会が奉賛会の理事をつとめていることや商工会青年部がこれからどういったムラの仕事を引き受けていくか、といった点が興味深い問題となってくる。

第二の点についてはもう少し根本的な考察が必要である。なぜなら大都市地域においてたとえ新しい形の生活組織が様々に息づいていたとしても、神津島のようにスムーズに行政サービスと連結するのはかなり困難に思えるからである。しかも大都市においてはそれがかなり広い範囲に分散していることも十分考えられる。この点はコミュニティ形成論ないし都市的生活様式論にとっての最大の論点であって、専門的な調査研究の必要性ないし情報通信ネットワークなどの新しい技術の導入ともからんで今後の課題と言うはかない。

ところで、神津島においてはお祭り、スポーツ大会といった行事が70年代以降復活し、それとともに相互扶助も再生するといった現象が見られる。このことは安定成長期における人々の生活のスタイルとか志向といったものと無関係ではあるまい。物的な問題処理が一定の充足を期待しえるようになったとき、教育・文化的な問題がもつ比重が高まるのは当然のことである。だとしたら、コミュニティ形成を考えるうえで都市における専門的な

教育・文化サービスのあり方は住民の相互扶助システム活性化に対して戦略的に重要な問題領域をなしているといえるのかもしれない。(玉野和志)

IV-8 医療・保健サービス

IV-8-1 神津島村における医療・保健サービス

神津島において目で確かめることのできる医療サービス機関は村営国保診療所一ヶ所だけである。しかし、今日国家や自治体によって様々の医療・保健サービスが提供されているのは周知のことであり、これらもすべて島に存在するサービスに含まれねばならない。以下においては、このような専門機関によるサービスに限らず、あらゆる素朴な医療行為までを含めて、島におけるすべての医療保健サービスを分類する努力を行う。分類の

基準はサービスを提供する主体と、サービスの内容に置く。サービスの主体は国、都道府県、市町村、民間団体、個人(開業医など)、住民の相互扶助とする。サービスの内容は、①医療保険・医療費補助、②予防、③治療、④薬剤、⑤看護介護・リハビリテーション、⑥輸送、⑦相談とし、医療・保健サービスが一体となって必要とする救急輸送や、医療費関係サービスも含める。これらの基準にしたがって神津島におけるあらゆる医療・保健サービスをとりえ、サービスの地域特性について記述することをここでこの目的とする。昭和58年3月の調査に基づいて、次のような表を作成した。(表IV-8-1)この表にすべてのサービスが盛り込まれているが、以下記述による説明は、特に地域特性を現わすものに限ることとする。

表 IV-8-1 神津島村における医療・保健サービス

提供主体 サービス	国	都道府県	市町村	民間団体	個人 (開業)	個人 (近代医療以外の開業)	住民
健康保健	国民健康保 健		国保窓口	会社保険 共済保険			個人どうしの 出産祝(金,品)病 気見舞(金 品) 区による病 気見舞金
医療費 補助	国保による 出産・ 中絶費補 助	低所得者に対する出 産・中絶費補助 治療, 介護用器具 小児慢性疾患, 特殊 疾病に対する公費負 担 保健所における相談 窓口		社保・共済によ る出産・中絶費 補助 出産祝(金, 品) 社保・共済によ る病気見舞(金 品) 地域社協による 病気見舞(金品)			
予防 母 性 小 児		島しょ保健所大島出 張所・巡回離島検診 による産婦検診(年 2回, 3, 4ヶ月乳 健時) 離島乳幼児健診(年 2回) 離島歯科健診(年1 回)	村営国保診療所 による妊婦検診 及び個人指導, 産婦検診 村営国保診療所 による乳児検診				

<p>成人結核</p>		<p>離島療育相談, 心臓病検診 乳幼児精神衛生相談 大島出張所巡回班による住民成人病検診 小学校 } 職員健康診断 中 " } (断 高 " } (高校健康 役 場 } 診断)</p> <p>大島出張所巡回班による住民結核検診 業態者検診 ツベルクリン BCG 保菌者検索 任意予防接種</p>	<p>役場による住民成人病検診 (小中学校健康診断)</p> <p>学校結核検診 ツベルクリン BCG</p> <p>定期予防接種 ポリオ, ツ・BCG, 三種混合</p>	<p>(財)東京顕微鏡院へ委託</p>		
<p>治療</p>		<p>親元病院の都立広尾病院にて専門治療</p> <p>都, 衛生局による巡回診療。内科・整形外科・眼科 (広尾病院, 駒込病院より医師派遣)</p>	<p>村営国保診療所 医師一名によって, あらゆる疾患を診る。一般及び産婦人科</p>	<p>漁業協同組合における潜水病治療の高圧タンク</p>	<p>ハリ・マッサージ師 (無免許)</p>	<p>自宅出産</p>
<p>薬剤</p>					<p>くすり屋 (雑貨屋内) 富山の売薬行商人</p>	
<p>介護, リハビリ</p>				<p>大島老人ホームより, 訪問指導機能回復訓練, 介護学習会 (年1回)</p>		
<p>輸送</p>	<p>海上自衛隊によるヘリコプター搬送</p>	<p>消防庁, 警視庁による救急ヘリコプター搬送</p>	<p>救急車</p>			<p>渡船</p>
<p>相談</p>		<p>大島出張所における電話医療相談窓口</p>				

健康保険・医療費補助サービスは全国共通であるが、島しょ部の特徴は、医療扶助率が相対的に高いことである。島では高度の専門的治療が受けられないので必要な場合は島外で入院しなければならない。これに要する家族のつきそい等、多額の間接経費は家計を圧迫し、日頃の生活基盤の弱さから生活保護率を高め、医療扶助率を高める⁽¹⁾。地域集団(区)の会費のなから、祝儀・不祝儀と並んで必ず病氣見舞金が贈られていることから神津島住民にとって入院が本土以上に大きな意味をもっていることがうかがわれる。

予防関係サービスは、サービス対象者別の母性、小児、成人の区別と、伝統的な事業である結核検診と、予防接種に区別される。小中学校結核検診と定期予防接種は法律で定められ市町村義務として行われる。任意予防接種のインフルエンザや、狂犬病予防注射(犬に対する)は保健所において公費負担で行われる。神津島にも巡回接種班がおとずれる。母性、小児、成人に区別される予防サービスには地域差がある。なかでも本土と離島との格差は大きい。例えば妊婦検診、産婦検診についてみると、本土の都市においては国・公・私立の総合病院や、産婦人科開業医、助産所などの受診機会が無数にあり、妊産婦にとってはよりどりみどりで選択できる。他方昭和51年以前の神津島においては島外の病院や保健所をたづねるか、年2~3回の巡回検診を待つほかなかった。昭和51年には産婦人科出身の医師が診療所に着任した。しかし、すべて他の病氣治療も含めて、このたった一名の医師に依存しなければならない。妊娠後期には二週に一回から毎週一回の検診が必要とされるのであるから、人によっては51年以前は受診の機会が無いに等しかったと言える。成人病検診についても本土の都市部と比べれば受診機会が少いのはいうまでもない。神津島の住民のうち公務員の職業につく人は比較的早くから検診の機会に恵まれた。しかし大多数の人々は自営業である。これらの人々を対象にした成人病住民検診が、昭和57年から年1回開始された。村役場が東京顕微鏡院に委託して実施している。乳幼児健康診断の機会も相対的に少ない。例えば、本土の都内ある

いは島しょ保健出張所のある大島町では3・4ヶ月児対象の健診が隔月ごとに催されているが、神津島におけるチャンスは3・4ヶ月児、6・9ヶ月児、1才6ヶ月児、3才児を含めて年2~3回である。乳幼児健診の意義は親の気づかない子供の身心の発達の遅れや異常を早期発見することにある。発見が遅れたために治療や訓練の開始が遅れ生涯にわたって及ぼす障害の程度が重くなる場合がある。受診機会の少なさは親子ともにとって不利である。このほか島しょ保健所予防サービスの特徴として精神衛生相談がある。事業は本土と同様であるが、サービスのもつ意義が多少異なる。島しょ部には精神科医がいない。したがって精神鑑定の必要が生じたときにすぐ鑑定できず、事故の再発がおりうる。又島の人々が精神衛生に対して比較的無頓着であるという事実もある。したがって保健婦は精神病の可能性のあるものをみつけ、個別訪問して指導するという重要な任務をおびている。

ところで予防的検診において異常が早期発見されたとしても治療が容易に受けられねば意味を持たない。次に治療サービスについてみよう。神津島における医療機関は村営国保診療所一ヶ所のみである。現在医師一名と準看護婦二名、助手二名が働いている。他に歯科医一名が常勤ではあるが、一ヶ月交替の派遣に依存しながら治療にあたっている。このような条件においてはいわゆるプライマリーケア以上の医療サービスを期待することは無理である。一般的にみると予防サービスが東京都の所管の行政サービスとして、都内均一に、周到に提供されているのに比べ、治療サービス体系は基本的には開業医制に負っているため、島は事実上無医村と紙一重の状態にある。おそらく予防サービスの成果が無に帰することも多いであろう。島外へ治療に出ることがいかにかたいへんであるか述べよう。一般的な方法としてはまず診療所の医師に紹介状を書いてもらう。それを携え都立広尾病院をおとずれる。ところで船は一日往復一便のみであるから、必ず一泊以上してこなければならぬ。病気の症状によっては家族のつきそいを必要とする。つまり、治療費よりもはるかに多くの交通費や宿泊費など

の間接経費を必要とするのだ。時間も多く必要となる。夏の民宿の繁忙期や、操漁期にあたら多少の不調などにはかまっておられないであろう。あるいは海が荒れて船が停まり治療に出るチャンス逃がすかもしれない。診療所のサービスを補う事業として都衛生局が年に2回内科、外科、眼科の巡回診療を行っている。以上のような専門的サービス以外に島にはハリ・マッサージ師が一名いる。住民どうしの助けあいから一步でてお礼を受けとっているという半開業の形態である。保健所の統計には載っていないので免許を持たないと思われる。神津島には建切綱という漁法がある。それは漁夫が海底にもぐって綱を設置する方法をとる。このため漁夫のなかには潜水病にかかるものがある。漁協にはその治療のための高圧タンクが設えられているが、これも治療サービスの一つとして考えられる。

薬剤関係サービスには診療所に附随する薬局のほか薬局を兼ねた雑貨商が二軒ある。又富山の売薬行商による家庭薬が島内のほとんどの家庭に普及している。

救急輸送サービスは島の医療にとって欠くことができない。ヘリコプターによる救急搬送は昭和47年に開始された。昭和54年にヘリポートが完成され夜間着陸が可能になった。これにより飛来可能時間が全日となった。救急患者や重病者の搬送は主に東京消防庁のヘリコプターが行う。しかし、夜間飛行や悪天候の場合には海上自衛隊のヘリコプターが使用される場合が多い。搬送先は原則として島しょ医療基幹病院として指定されている都立広尾病院である。事故による骨接などのほかに早産や難産でヘリコプターの利用されることも多い。その場合には未熟児センターを備える都立築地病院に搬送される。ところでヘリコプターによる救急搬送は、救急車による緊急の搬送機能と若干異なる。救急とはいえかなりの所用時間を必要とするからだ。飛行要請開始から病院収容までに2~3時間かかる。ヘリコプターの使用経費は1回の飛行につき約300万円である。医師は助かる見込みのあるうちに飛行要請の判断を下すよう期待されている。又この経費のために、財政緊

縮のあおりを受けた行政は経営の観点から飛行の要請を少なくするよう申し入れざるを得ない。しかし人の生命をあずかる医師はこのような要請を卒直に受けるわけにはいかない。医療行政サービスの内部にはこのような方針の対立がはらまれている。

介護・リハビリテーションサービスは、福祉法人大島老人ホームから年一回訪問指導による機能回復訓練と介護学習会のために指導員がおとずれる。神津島の家庭や地域社会では老人や目上の人を尊ぶ習慣が残っており、まだこうしたサービスが問題とされるには至らない。しかし人口構成の高令化は目にみえているのでやがて介護やリハビリテーションへの認識も高まるであろう。

IV-8-2 神津島における医療問題と人々の医療意識

一般的なへき地医療対策から述べよう。厚生省は無医地区の解消をめざして昭和31年にへき地医療対策を開始している。無医地区の基準となる定義⁽²⁾は、人口・面積・地形・および交通の状況から医療機関が設けられても経営困難な地区である。そのなかで次の三つの要件を満している場合には国と市町村とで親元病院からの出張診療所を設け、運営の赤字に国が補助金を出すことになっている。三つの要件とは(1)半径4km以内の人口が300人以上2000人未満であること。(2)最短の既設医療機関を利用するのに徒歩で1時間半、交通機関によっても1時間以上であること。(3)当該市町村の財政事情が全国平均以上の赤字であることである。これ以外の地区は無医地区であっても国民健康保険の直診に委ねられる。神津島は国保の直診である。これらへき地医療のかかえる問題は、第一に経営費赤字の累積である。神津島の村営国保診療所の場合、昭和55年に約960万円、56年には約1080万円の赤字を出して、村の民生費から国民健康保険特別会計繰出金として支出されている。直診療収入は56年度で5600万円であるが、これらは歯科、感冒、湿疹などの軽い疾患(表IV-8-2)の治療による収益である。小離島とあってはこれ以上の収益を外来の数から増やすことも、治療を高度化さ

せることによって増やすことも不可能であろう。へき地医療のかかえる第二のそしてもっと困難な問題は医師の確保である。東京都の島しょ部において現在医師不在の町村はない。しかし就業医師数は全体で29名、人口10万人に対する割合で84.5名となり、東京の166名全国の127名に比べて著しく低い⁽³⁾。また一応医師が確保されているとはいえ、なかなか定着しないのが実情である。神津島においては現在医師問題はほぼ解決している。しかし現在の医師着任以前にどのような状態であったか示しておこう。(表IV-8-3)神津島の医師不在日数は昭和23年から42年までの20年間に合計563日あり、年平均28.1日あった。このような文字どりの無医村は医師の交替のあい間、次の医師がみつかるまでの間に出現する。もちろんこの間村長をはじめとした役場の要職につく人々は医師探しに東奔西走していたわけである。医師の定着の程度を勤務日数によってみよう。昭和23年から51年までの29年間に交替した医師の総数は65名である。そのうち長期間勤務した3名を除いた62名の医師の勤務日数は最長で2年3ヶ月、最短では数日という例もある。昭和50年10月から51年3月の6ヶ月には25名の医師が勤務している。このような極端な事態は、医師の不在を埋めあわせる義務から、自治医大などが都合のつく医師を交替で派遣しているからである。

表 IV-8-3 医師不在日数と交替医師数⁽⁵⁾

昭和, 年	23	24	25	26	27					
医師不在日数	32	156	7	18	0					
交替医師数	北村傳蔵→5	4	2	0	0					
	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
	107	31	0	71	89	0	0	0	3	0
	3	2	0	4	2	2	0	0	4	0
	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
	0	18	0	31	0	0	0	0	0	0
	2	2	0	5	0	← Dt. 尤博石 →				
	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	→ 13		12	← Dt. 西川巖 →						

表 IV-8-2 S 55. 4 ~ S 56. 3 診療所疾患別件数⁽⁴⁾

疾患	件数
1 歯科	1470
2 感冒	1216
3 頭部, 上腕部湿疹	478
4 高血圧	443
5 全身打撲その他	363
6 眼瞼膿瘍その他	267
7 椎間板ヘルニアその他	245
8 急性胃腸炎その他	201
9 結膜炎 その他	197
10 慢性胃炎その他	196

次に島民の医療意識について触れておこう。病気の予防に対する人々の関心の程度を示す一つの事例として乳幼児のう歯率の高さをあげることができる。昭和56年の三才児歯科健康診査の結果ではう歯保有率100%、一人当たりう歯数12.5本という結果がでている⁽⁶⁾。又島外で治療や精密検査を受けた人が結果をもらわずに帰って来ってしまうという話を聞いた。57年からは住民検診が開始されたが、受診者数は対象人口約1327人中312人であった。しかも、受診者が検査結果を重んじないので診療所は結果の写しを保管しておかねばならぬという。このように神津島においては健康管理の思想が決して高いとはいえない。人々の病氣治療を受ける態度の別の側面として時間外及び休日診療が非常に多いことがあげられる。また、医師の指

示に従わず、わがままを押し通したり、都立病院の医師に宛てた紹介状を別の医師のもとに持参した例もある。医師は疾患だけでなく、患者の全人格、ひどい時には家族ぐるみに対応せねばならない。つまり分業化した専門的なサービスを受けることに不慣れなのである。今日の病気の治療や保健活動は科学的な人間観、身体観を前提として成りたつ。島民の身体や疾病に関する観念そのものが医療・保健サービスにたずさわる専門家とくい違っていると思われる。病気を自己の力で克服しようとする(健康管理)よりも自然をしてあるがままに受け入れ、むしろ、出生や成長や死亡を畏敬畏怖し、生活の節々で祝い又、忌む生活習慣がまだ残っているように思われる。これらはもはや医療意識の問題ではなく信仰の問題である。今日でも妻が産すると夫の漁師は五日間操漁に出ることを仲間から禁じられるという。これはいわゆる赤不浄の観念に由来する慣習であろう。伊豆諸島にはヨゴラ屋の風習があった。神津島においては明治の中期まで三ヶ所に小屋が存在した。

(3) 結語

神津島における医療・保健サービスに関する地域特性を要約する。第一に専門機関の数も種類も絶対的に少ない(ただ一ヶ所のみ)ことである。専門的サービスは分業を前提としているので(そのことはまた規模の大きい社会を前提としている)、ただ一つある診療所に、いかに高度な知識と技術を持つ専門家が一名だけ勤務していても、そのすべてが住民にとってサービスとして有効に機能するわけではない。一般的な医療システムから孤立していることの不利は、予防サービスと治療サービスが良く連動しないことについても言える。このように高度に専門化したサービスが本土から提供されても有効に享受できないだけでなく、逆に専門的に分化したサービスにたいして総合的、一般的なサービスが期待されるようになる。ひとつの例として、保健所巡回班が、受診対象を、受診目的に照らし絞ってサービスを開始しても、対象外の患者の「とびこみ」が絶えないことがある。そもそもサービスを受けるチャンスの少ない事情は知

られているから、巡回班ではことわるわけにもいかず、いきおい、専門分化したサービスは一般的総合的サービスにゆがめられざるを得ない。第二に、専門的に分化したサービスは、サービスの受け手が、サービスのシステムについての知識をもたないと有効に機能しないと見える。今日の高度に専門的な医療の知識と技術は、疾患に対応することのみを前提として提供されるが、受け手の側では、システムの前提となっている疾患という抽象的な存在を理解できず、病人、もっと言えば「病気の個人」=(人格)として扱われることを期待している場合がある。そうなるとう医師は患者の病気治療にかかるまえに、コミュニケーションの工夫から、医療システムの教育にまで時間をついやさねばならない。

(大内 田鶴子)

注

- (1) 東京都島しょ保健所『事業概要』昭和57年版、6頁。
- (2) 離島実態調査委員会編『離島—その現況と対策—』昭和41年、211頁。
- (3) 東京都島しょ保健所『事業概要』昭和57年版。
- (4) 村営国保診療所資料より作成。
- (5) 同上
- (6) 東京都島しょ保健所『事業概要』昭和56年版。

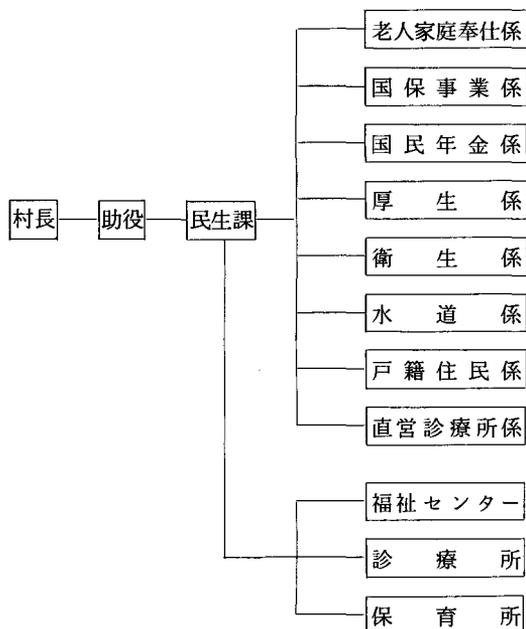
IV-9 社会福祉サービス

IV-9-1 社会福祉の現状

(1) 行財政

① 行政機構

神津島の社会福祉サービスは、村役場の民生課が所管している。図IV-9-1は民生課の機構図であるが、いわゆる狭義の社会福祉については、



図IV-9-1 神津島村役場民生課機構図

表IV-9-1 昭和55年度民生費の内訳

科目	金額(千円)	構成費(%)
1. 社会福祉費	88,227	70.2
{ 社会福祉総務費	56,650	45.0
{ 国民健康保険特別会計繰出金	9,600	7.6
{ 老人福祉費	16,547	13.2
{ 社会福祉施設費	4,780	3.8
{ 青少年対策費	650	0.5
2. 児童福祉費	34,252	27.2
{ 児童福祉総務費	22,728	18.1
{ 児童措置費	5,460	4.3
{ 児童扶助費	5,874	4.7
{ 児童福祉施設費	190	0.2
3. 災害救助費	3,300	2.6
合計	125,779	100.0

厚生係がほとんどすべての面にわたって担当する。それ以外の関連ある係としては、老人家庭奉仕係（老人医療係を兼ねる）、国民年金係、国保事業係、直営診療所係があげられる。いずれの係も担当者は1名であり、世帯数600足らずという小規模な村の実情を反映している。なお、民生課が所管する施設としては、福祉センター、国保診療所、保育所が各1ずつある。

神津島は大島支庁の管轄区域であり、生活保護や施設入所などのいわゆる措置にかんする事務は、厚生係が窓口になって大島支庁福祉課でおこなわれる。なお、大島支庁の所轄区域は、大島町、利島村、新島本村、神津島村の1町3村である。

② 財政

神津島村の昭和55年度の歳出予算は、9億1,944万円である。このうち民生費は、13.7%にあたる1億2,577万9千円であった。10年前の昭和45年度について同比率を求めると、13.4%となり、この10年間でほとんど変化していないことがわかる。

ついで表IV-9-1により、55年度の民生費の内訳についてみていこう。まず全体は、社会福祉費、児童福祉費、災害救助費と三分され、それぞれが占める比率は、70.2%、27.2%、2.6%となる。社会福祉費および児童福祉費のさらに詳しい内訳は、まず、いずれについても総務費の占める割合が3分の2程度であることが指摘できる。社会福祉費のうち、実際に村のおこなう事業に費やされる部分は、老人福祉費、青少年対策費のみであり、児童福祉も含め、この三つの領域が村の社会福祉サービスの守備範囲であるといえる。この民生費の内訳だけからみても、神津島の社会福祉施策は、きわめて限定されていることがわかる。

(2) 社会福祉事業

① 生活保護

調査時点（昭和58年3月）の神津島村における保護世帯は22世帯（施設入所も含む）、人員にして37人であった。57年10月1日現在の総人口2,303人を基礎にして保護率を求めると16.1%となり、これは全国平均の12.3%（昭和57年）に比べてかなり高い。

では、同村における保護世帯の経年的な推移は

どのようであろうか。表Ⅳ-9-2に示されるように、昭和40年代前半には30世帯近くもあった被保護世帯は、40年代をつうじて減少し、50年代に入るとほぼ17世帯に安定する。しかし、57年には一揆に4世帯増加して、21世帯となっている。

表Ⅳ-9-2 被保護世帯数の推移

年 度	S ₄₂	43	44	45	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
世帯数	28	26	27	23	19	21	17	17	16	17	17	17	17	21

注) 各年度6月1日現在の世帯数
施設入所ケースは除く

ついで昭和57年度について、保護の実態をやや詳しくみていこう。まず表Ⅳ-9-3によって、同年度平均の保護の種類別被保護人員をみると、実人員37人中、生活扶助34人、住宅扶助6人、教育扶助7人、医療扶助27人という内訳である。実

表Ⅳ-9-3 保護の種類別被保護世帯・人員 S57年度平均

	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他の扶助
世帯実数	20	2	5	20	0
23 構成比	87.0	8.7	21.7	87.0	0.0
人員実数	34	6	7	27	0
37 構成比	91.9	16.2	18.9	73.0	0.0

資料『社会福祉の現況と動向』大島支庁福祉課
以下とくに断りのない限りこの資料による。

人員を100とみて、扶助種別の受給率を求めると、生活扶助および教育扶助は、ほぼ全国平均に近い値になる。しかし、住宅扶助は、持ち家率が100%近い同村の生活実態を反映して16.2%と、全国平均の約64%に比べて著しく低い。また医療扶助は、全国平均の61%に比べると、10%以上高くなっている。

表Ⅳ-9-4 世帯類型別被保護世帯 S57年度平均

	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他
神津島村 (実数)	23	11	4	9	0
神津島村 (比率)	100.0	47.8	17.4	39.1	0.0
大島支庁管内 (比率)	100.0	28.8	9.2	50.0	11.4
全 国 (比率)	100.0	32.3	13.0	44.6	10.1

資料 全国データについては『国民の福祉の動向』S58
注) 大島支庁によるデータは年度平均でとっているた

め、各項目をたしても総数と一致しないことがある。同じことは次表についてもいえる。

つぎに表Ⅳ-9-4によって被保護世帯を世帯類型別にみると、23世帯中、高齢者世帯11、母子世帯4、傷病・障害者世帯9であり、それぞれの比率は47.8%、17.4%、39.1%となる。これを大島支庁所管の4島の全体的傾向と比べると、神津島では高齢者世帯と母子世帯の占める比率が高く、傷病・障害者世帯が低い。ことに高齢者世帯は、4島平均が28.8%であるのにたいして、およそ1.7倍の比率を示している。また、全国平均に比べても、この傾向は変わらない。今回の聴取りでは、当初予測したほどに老人問題の深刻さを訴える声には出合わなかったが、ここにあげた数値もひとつの事実として、考慮されなければならない。

表Ⅳ-9-5 大島支庁管内被保護世帯・人員 S57年度平均

	大島町	利島村	新島本村	神津島村	計
総人口	11,000	292	3,763	2,303	17,358
被保護世帯数	135	6	21	23	185
構成比(%)	73.0	3.2	11.4	12.4	100.0
被保護人員	292	8	26	37	363
構成比(%)	80.4	2.2	7.2	10.2	100.0
保護率(%)	26.5	27.4	6.9	16.1	20.9

さいごに、大島支庁所管の4島の被保護状況についてふれておく。表Ⅳ-9-5に示したとおり、4島全体の保護率は20.9%と、全国平均の12.3%に比べてきわめて高い。とりわけ、大島町・利島村は、それぞれ26.5%、27.4%と、全国平均の2倍以上の数値を示す。これらに比べれば、神津島の16.1%は相対的に低いといえるが、なお全国平均をかなり上廻ることはさきにもふれたとおりである。こうした事態について、大島支庁では、保護基準の改善に比して地域の所得水準が低いこと、また不安定な季節的就労が多いこと、などをその理由としてあげている。他方、4島中、唯一新島の保護率が6.9%ときわめて低いことについては、同村における親族の相互扶助が強固であることが指摘されている。

② 老人福祉

神津島の65歳以上人口は、昭和58年1月1日現在で259人であり、これは総人口の11.3%にあたる。昭和55年の国勢調査によると、全国レベルの同比率は9.1%、市部・郡部別では、それぞれ8.2%、12.0%であるため、これらの数値に比べれば、神津島の人口の高齢化はそれほど進行していないとも言える。表IV-9-6によって大島支庁所轄

表IV-9-6 老年人口と構成比

S 58. 1. 1

	合計	大島町	利島村	新島本村	神津島村
総人口(A)	17,371	11,006	297	3,767	2,301
老年人口(B)	2,581	1,653	45	624	259
B/A (%)	14.9	15.0	15.2	16.6	11.3

の4島における老年人口を比較してみても、他の3島が14~16%と全国平均を大きく上廻るのにたいして、同島の相対的な低さが目につく。年齢別人口構成の経年的な変化について、村役場の話によれば、昭和30年代から40年代半ごろにかけてのいわゆる高度経済成長期には若年層の島外流出が顕著であったが、その後の低成長経済のもとで、都会での生活に夢破れた若者たちのUターン現象が目立ち、またもう一方で、観光旅行などで同島を訪れたのを契機として、都会育ちの若者がロマンを求めて島に移住したり婚入したりといった現象も珍しくはないという。このため神津島では、他の離島に比べれば老人問題が深刻化していないと、一般には言われている。

表IV-9-7 ひとり暮らし・在宅ねたきり老人数

	合計	大島町	利島村	新島本村	神津島村
ひとり暮らし (65歳以上)	実数 449 65歳以上 人口比 17.4	352 21.3	2 4.5	76 12.2	19 7.3
在宅ねたきり	実数 61 65歳以上 人口比 2.4	31 1.9	0 0.0	19 3.0	11 4.2

注) ひとり暮らし老人はS57. 12, ねたきり老人はS58. 4. 1時点。

ではつぎに、表IV-9-7により、要援護老人の代表的類型とされるひとり暮らし老人とねたきり老人について、その実態をみておこう。神津島

の65歳以上のひとり暮らし老人は19人で、これは同年齢人口の7.3%にあたる。大島支庁所管の4島全体について同比率を求めると17.4%であるため、神津島はこのなかではきわめて同居率が高いといえる。このことは、昭和57年の厚生行政基礎調査による全国平均の同比率が8.5%であることを考えあわせても、確認できる。また、在宅のねたきり老人は、58年4月1日現在、11人となっている。ただしこの数値は、老人福祉手当(都事業)受給者数をそのまま読み替えたものであり、必ずしもすべてのねたきり老人を含むものとは言いがたい。

さて、こうした要援護老人にたいするサービスの実態はどのようなであろうか。

まず、家庭奉仕員についてみよう。さきの行政機構にかんする節でふれたように、民生課には老人家庭奉仕係が置かれ、担当員が1名いる。調査時点の派遣対象世帯は3世帯であり、うち1世帯は進行性筋萎縮症の身障ひとりぐらしケース、残り2世帯は老人のひとり暮らしケースで、いずれも生活保護を受けている。二代目の奉仕員である現在の担当者は、昭和48年から10年あまりこの業務に携っているが、その間、通常派遣対象世帯は5~6世帯を超えたことはないという。対象者は、老人・身障ともにひとり暮らしの生保世帯が大部分で、相対的には親族ケアの弱いケースである。とはいえ、島内にまったく身寄りのないケースも稀で、現在担当の3ケース中2ケースも、きょうだいなどの近親が時折訪れ、身の廻りの世話などしているとのことである。また、こうした人びとにたいする近隣の相互扶助も、昔から一貫して強いという。このため、現在の訪問回数は1ケースにつき1週間2回程度、1回の訪問時間は2~3時間であるが、多くの場合、対象者の話し相手をするのが中心になり、家事や身辺の世話が中心になったケースは、この10年間に担当した総ケース中2ケースに過ぎないとのことである。

いずれにしても、全般的には親族や地域による相互扶助の基盤がいまだ強固な同村にあっては、家庭奉仕員の果たす役割はマイナーなものにとどまっている。また、公(役場)の人間が家のなか

に上がり込むことにたいする抵抗感も、まだまだ強いようである。58年4月の制度改正による派遣対象世帯の所得制限撤廃にあっても、村の広報やCATVを通じてその周知に努めたが、反応はまったくなかったという。しかし、担当者の所見によれば、とくに昭和30年代後半以降の観光ブームにより、たとえ同居したりすぐ近くに住んでいても、老親の身の世話を忌避しようとする傾向もあらわれており、今後徐々にではあるが家庭奉仕員の需要も拡大するのではないかとのことである。

ついで老人ホームについてみよう。大島支庁管内には、大島に特別養護老人ホームが1施設(定員70人)あり、同支庁の措置ケースの大半はここに入所している。昭和58年4月1日現在の特養への措置ケース74人についてみると、9割以上にあたる68人が大島老人ホームに、そして他の6人が都内3施設に、それぞれ入所している。また養護老人ホーム入所者は5人であり、都内2施設に措置されている。

表IV-9-8 老人ホームへの措置状況

S 58. 4. 1

	合計	大島町	利島村	新島本村	神津島村
特別養護老人ホーム入所者数	74	51	4	12	7
養護老人ホーム入所者数	5	3	2	0	0
老人ホーム入所待機者数	11	11	0	0	0

表IV-9-8は、これら特別養護および養護老人ホームへの措置ケースと入所待機者数を、町村別に示したものである。神津島から措置されたケースは、同日現在7ケースで、いずれも大島老人ホームに入所している。また入所待機者は、神津島を含む3村にはなく、大島町のみ11人を抱えている。大島支庁福祉課の話によると、入所待機者は以前はかなりの数にのぼったが、大島老人ホームが56年5月に定員を50人から70人に拡大したことにより、だいぶ余裕がでてきたという。この改築にあたっては、施設を経営する社会福祉法人が、伊豆七島を中心とする東京都全域に寄付金を募ったところ、当初の目標額のおおよそ2倍にあたる

5000万円以上が集まったという。「人ごとではない」という気持ちで多額の寄付金を寄せた人が多かったというエピソードに、離島の老人問題の深刻さを垣間見る思いがする。

なお、施設入所までのプロセスは、入所希望者の把握や支庁との連絡について村の厚生係が窓口になり、申請書類の作成から最終的な措置決定、また待機者中の優先順位づけなどを支庁がおこなう。支庁の方では、措置にいたるまでに村からの事情聴取を十分におこないつつも、最終的には支庁サイドの判断の占めるウェイトが高いと言う。こうした体制についての評価は、村と支庁とのあいだで若干の食い違いをみせており、訪問調査や担当者間の直接の合議も思うにまかせない地理的条件のもとでの、両組織の連携の困難さを示している。

その他の要援護老人対策としては、老人福祉手当の支給、ねたきり老人生活用具の給付、在宅老人機能回復訓練事業などがある。このうち在宅老人機能回復訓練事業は、昭和50年12月より、大島老人ホームが主体となって、伊豆通信病院のOT、PTの指導のもとに開始された。これは脳卒中の後遺症などのために身体機能に支障のある在宅老人を対象におこなわれるが、同ホームでは、これに併せて家族にたいする介護教室も開催している。当初、大島町民を対象にスタートしたこの事業は、52年に新島本村、53年には神津島村、54年以降は利島村も加え、管内全島を巡回しておこなわれるようになった。神津島の57年における指導人員は、10名とのことである。この事業の実施にあたっては、東京都から大島老人ホームにたいして助成がおこなわれているが、村の受け入れ体制としては神津島村社協が窓口になり、医師、看護婦らの講師料、宿泊費などを負担している。

つぎに、いわゆる老人の生きがい対策と呼ばれる諸事業について概観しておこう。

まず、老人の「生きがいと創造の事業」として、55年度より陶芸、炭焼、正月のしめ飾り作りがおこなわれている。当初2カ年間は国と都から助成がおこなわれたが、57年度以降は村の単独事業になっている。いずれも老人クラブのメンバーが中

心になり、村役場や社協、青年団、婦人会などのバックアップにより継続している。なかでも陶芸は、49年度に建設された老人福祉会館（よたね会館）の2階に広い作業場を設け、最新設備の窯も備え、老人たちの人気を集めている。

この老人福祉会館は、老人クラブに管理委託されており、現在は、77歳、79歳の老夫婦が一室に住み込んで管理している。利用者は老人クラブの会員が大半を占め、毎日少なくとも5～6人は弁当持参で通ってきており、56年1～12月までの延べ利用者数は2,756人にのぼる。館内には、集会室、大広間、陶芸作業室のほか、太陽熱で常時沸いている風呂もあり、老人たちの恰好の社交場となっている。

老人クラブは、ちづる会とちとせ会の二つの組織があり、それぞれ122人、133人、計255人の会員を擁する（昭和57年4月1日現在）。この会員数は、同村の60歳以上人口の約70%に相当し、全国平均の組織率が50%程度であるのに比して、かなり高い。会の活動は、さきに紹介した「生きがいと創造の事業」の3事業のほか、島外への旅行、島内の遠足、敬老会、新年会などのレクリエーション、また永浜神社境内の清掃や山林の下払い作業などの奉仕活動などもおこなっている。なお、会員のつくった陶芸作品、炭、しめ飾りなどは、島内・外のルートで販売され、会の重要な財源となっている。

③ 児童福祉・青少年対策

村営のはまゆう保育園には、57年12月末現在、111名の児童が在籍している。年齢別内訳は、3歳児45人、4歳児34人、5歳児32人である。当保育所は、41年10月に認可施設となって以来、3～5歳の該当年齢児をほぼ100%受け入れており、「保育所の幼稚園化」といわれる所以である。

この保育所の前身は、41年を遡ること3年、東京からUターンしてきた島出身者により創設された。当初は、島の母親たちがとりわけ忙しい天草採りの時期だけ子どもを預る、いわゆる季節保育所であり、保育の設備や専用の建物もなく、青年研修所、神社と転々とした。41年によりやく村営保育所として認可され、無認可施設時代の園長が

そのまま初代の園長となった。現在は3代目の園長が就任しており、職員は、保母5人、調理員2人、用務員1人、その他掃除と調理のパート職員が各1人ずついる。保母の確保については、7～8年前まではかなり苦労したが、最近では島外からの就職希望者もあり、とくに問題はない。現に、今いる保母5人のうち、2人は島外出身者で、いずれも島の若者と結婚して定着している。また、58年度から1人増員するため募集したところ、島内・外から3人の応募者があったという。

保育時間は午前8時から午後3時45分までで、子どもたちの送り迎えは母親や祖父母など、家族の誰かがおこなっている。母親の就労状況は多様であり、フルタイムに近いものは約半数、残りはパートや季節就労である。いずれにしても、民宿、農漁業関係の自営業が中心で、雇用者のばあいも他家の営む個人営業の手伝いであることが多い。フルタイムの常用雇用者は1割ほどにすぎず、かの女たちの勤め先は、小・中学校、役場、農漁協など、島の中では“特殊な”職場である。現在、都市部の保育所でしばしば問題になる、保育時間の延長や保育年齢の引き下げについての要望がほとんど聞かれないというのも、親族や近隣による相互扶助の可能性が大きいことに加えて、こうした母親の就労状況の特性が影響しているものと思われる。

保育所への措置については、厚生係が関連事務一切をおこない、大島支庁にはたんに事後報告をするにとどまるが、他の児童福祉施設のばあいは支庁の権限が大きい。このため、実際の申請にいたるまでに、大島支庁福祉課や、ケースによっては大島保健所と連絡をとりあい、その意見を求めるのが通例である。58年4月1日現在、神津島から措置されているケースは、ろうあ児施設1、精神薄弱児施設1、計2人である。なお、大島支庁管内の児童相談業務は、東京都中央児童相談センターの所管となっており、隔年で巡回による指導がおこなわれている。

児童の健全育成を目的とする「青少年対策」は、このところ村が力を入れている事業のひとつである。今のところ村では、都市部で深刻化している

校内暴力や非行などが表立って取り沙汰されては
いない。しかし観光ブームに乗って都会から多く
の若者が流れ込み、その影響が徐々にではあるが
島の子どもたちにも及びはじめている。都会の流
行が島に入ってくるまでにはおおよそ3年のタイ
ム・ラグがあるというが、現在は、少数ながら暴
走族まがいの子どもたちもいるという。

青少年対策についての役場のかかわり方は、む
しろ間接的であり、社協、体協、防犯協会、柔剣
道後援会、母の会など、関連諸団体にたいする補
助業務が大半である。具体的な事業としては、正
月たこあげ大会、歩け歩け大会、子どもの日行事、
七五三行事、少年柔剣道大会、夏季および年末の
防犯パトロール、青少年育成講座などがあげられ
る。またハード面については、児童遊園地2カ所、
武道館、青年研修所などがある。とくに57年度に
は、700万円をかけてローラースケート場を整備
し、同年11月より一般開放しているとのことであ
る。

④ 心身障害児・者福祉

表IV-9-9 障害部位別・程度別手帳所持者

S58.4.1

	障 害 程 度 (級)						計
	1	2	3	4	5	6	
視 覚	2	2	2	0	0	0	6
聴覚・言語	0	2	4	0	0	7	13
肢体不自由	2	10	4	5	8	2	31
内部障害	1	0	0	0	0	0	1
計	5	14	10	5	8	9	51

はじめに、身体障害児・者についてみよう。表
IV-9-9に示したように、58年4月1日現在、
同村の身体障害者手帳所持者は51人、うち、障害
の重い1級、2級のものは、それぞれ5人、14人
である。手帳所持者の総人口に占める比率は22.2
%であり、これは大島支庁管内の4島平均23.5
%とほぼ近似しているが、東京都全体の16.3%と
比べるときわめて高い。なお、管内の過去5年間
の新規手帳交付者の過半数は65歳以上の老人であ
り、脳卒中後遺症などによる肢体不自由が、かな
りの部分を占めている。

つぎに精神薄弱児・者について、愛の手帳所持
者をみると、同時点で9人、障害程度別では、1
度0、2度1、3度7、4度1となっている。身
体障害者のばあいと同様に、手帳所持者の総人口
に占める比率を求めると3.9%となり、大島支庁
管内の4.0%とほぼ近似し、東京都全体の2.7%
のおおよそ1.5倍にあたる。

心身障害者の手帳所持者の多さについて、大島
支庁では、可視性の高い地域性ゆえの補捉率の高
さを指摘する。しかし、障害をもったものは事実
上島外に出る途が閉ざされていること、人口の高
齢化により老人性の疾病による心身障害の出現率
が高いこと、などの点を考慮すると、補捉率の問題
以前に、障害者の母数それ自体が相対的に多いの
ではないかと推察される。

こうした推察は、離島における心身障害者の認
定体制を考えあわせても、首肯できる。神津島を
含む伊豆七島では、その認定を、基本的には隔年
で派遣されてくる都の心身障害者福祉センターの
巡回相談に頼っている。このため、障害をもって
から認定を受けるまでの期間があきがちで、その
間は必要なサービスが受けられないことになる。
なかには、あきらかに生まれながらの障害である
と思われるケースであるにかかわらず、生年と認
定年に10年ものタイム・ラグのあるものもいる。
また、たとえ認定を受けても、島内で受けられる
サービスは各種手当などの金銭給付にはほぼ限定さ
れ、専門的な医療、リハビリなどは望めない。巡
回相談などの際にも、障害者やその家族自身が
いまひとつ積極的でないのも、このあたりに原因が
あるのではないかと、村の厚生係はいう。57年12
月末現在、都内の施設に措置されているケースは、
身体障害、精神薄弱ともに3ケースずつである。
離島という物理的制約により、家族との面会もま
まならない現状では、施設入所という選択は、本
人にとっても家族にとっても、できる限り避けたい
最終手段であろう。

また、大島保健所の保健婦から聞いたつぎのよ
うな話も、考えさせられるものがある。かの女は、
障害者や精神病患者にたいして、最善の医療・福
祉サービスをほどこすことが、はたして本人や家

族の幸せにつながるか否かは疑問であるという。そうしたサービスをほどこすことにより、地域のなかで「障害者」「精神病患者」というレッテルが貼られることになり、それまで自然のうちに保たれていた相互扶助システムがこわされる危険があるというのである。可視性の高い地域における障害者福祉の困難性の一面を象徴するエピソードといえる。

⑤ 母子福祉

57年4月1日現在の母子世帯数は7、世帯人員にして22人である。

これら母子世帯にたいするサービスは、まず手当関係については、児童扶養手当受給者4人、育成手当(都制度)受給者11人である。また、母子福祉資金貸付制度はこれまでほとんど利用されておらず、現在も償還中のケースが1ケースあるのみである。

(3) 民間の社会福祉

① 社会福祉協議会

神津島村社会福祉協議会は、昭和53年4月1日から2年間の未法人の時代を経て、55年4月1日より法人組織をとっている。未法人期には、村役場にデスクを一つ置く間借りの状態であったが、法人化を契機にして青年研修所に事務局を構え、現在、局長1名、書記1名の職員を置いている。

理事会および評議会の構成員の定員は、各12名、25名で、任期はいずれも2年である。理事会の会長は前教育長、副会長は前収入役の肩書きをもつ人が就いており、12名の構成は、民生委員4、学識経験者2、各種団体の長5、民生課長1という内訳である。評議員25名の構成は、各区の代表10、学識経験者4、婦人会2、母の会2、漁協関係2、農協関係者1、青年団1、保育園母の会1、体育協会1、柔剣道後援会1という内訳である。自治会10区の代表を構成員に加えたのは、法人化された55年以降のことであるが、このとき、なるべく広い範囲の地域住民の意見を反映させるため、評議員は原則として区長以外の人を選ぶという方針をたてた。このため、現在、区長が評議員を兼ねているのは1区にすぎない。しかし同時に、社協活動をおこなっていくうえで地区組織の協力は不

可欠であるため、各区長には協力員を委嘱して、会費や募金の徴収、そして「社協だより」の配布などを依頼している。

住民の社協への加入率は現在85%程度であり、東京都の市区町村社協のなかではもっとも高い。このように高い加入率は、村社協が、全戸配布の「社協だより」のみならず、村の広報、CATV、屋外の有線放送、七島新聞などを通じて、積極的にその活動内容や目的をPRしてきた成果であるという。現在未加入の世帯は、身障者をかかえた世帯や生活保護世帯など、何らかのハンディキャップをもったものが大部分で、これらについては、社協も最初から勧誘の対象にはしていないという。

表IV-9-10 社協一般会計
歳入決算 (S56年度)

科目	金額(円)	構成比(%)
会費	908,000	10.4
寄付金	1,425,098	16.3
補助金	5,549,000	63.7
配分金	81,447	0.9
諸収入	257,233	2.9
繰入金	39,301	0.5
繰越金	463,715	5.3
合計	8,723,794	100.0

会費内訳

個人会費 263,000
団体会費 170,000
賛助会費 475,000

ではつきに、社協の歳入・歳出状況についてみよう。昭和56年度のばあい、歳入および歳出の当初予算額は、それぞれ811万1千円であった。これにたいして年度末の決算額は、歳入8,723,794円、歳出7,964,261円となっている。歳入予算額の内訳を表IV-9-10によってみると、まず補助金の5,549,000円が63.7%と、全体の3分の2近くを占めることが目立ち、これに寄付金1,425,098円の16.3%、会費908,000円の10.4%がついている。さきにものべたように同社協の加入率はきわめて高いが、その掌握地域の人口はもっとも小さい町村のひとつであり、会費をベースとする財源の確保にはおのずと限界がある。なお、会費は個人会費、賛助会費、団体会費の3種があり、それぞれ一口の金額は、500円、5,000円、10,000円となっている。この3種のなかでは、一口あたり

の金額の大きい団体会費の占める比重が高く、全体の半額以上となっている。

ついで表Ⅳ-9-11によって歳出決算額の内訳をみよう。6科目中もっとも大きな比率を占めるのは事務費であり、74.5%、金額にして5,940,239円となっている。さらに細かくみると、このうち9割以上は職員の人件費である。これに比べて、社協活動の財源となる事業費は1,295,072円、全体の16.3%に過ぎない。これは小規模社協の宿命

表Ⅳ-9-11 社協一般会計歳出決算

(S56年度)

科 目	金 額 (円)	構成比 (%)
事 務 費	5,940,239	74.5
事 業 費	1,295,072	16.3
調査研究費	103,660	1.3
連絡調整費	375,360	4.7
普及宣伝費	21,450	0.3
福祉事業費	794,602	10.0
助 成 金	300,000	3.8
諸 支 出 金	387,350	4.9
分担金及積立金	41,600	0.5
予 備 費	0	0.0
合 計	7,964,261	100.0

としてやむをえない事情であるが、社協職員自身、財源の乏しさゆえに独自の活動をおこなえないと悩みを訴えている。事業費の内訳をさらに詳しくみると、福祉事業費が約3分の2を、そして連絡調整費が約3分の1を占めている。

では、この福祉事業費で、具体的にはどのような活動がおこなわれているのだろうか。各領域別に主だったものを拾うと、総合福祉の領域では、村民大運動会後援の諸経費、柔剣道後援会の助成金、島外施設入所者にたいする見舞金などがあげられる。児童福祉の領域では、子どもの日ハイキング、七五三祝賀会、凧あげ大会、柔剣道大会の後援や賞品の贈呈、保育園・小学校入学児にたいするプレゼント、母子・父子家庭の小・中・高校卒業児への祝品の贈呈など、どちらかといえば物品給付に偏った事業内容となっている。

村社協では児童福祉に並んでもっとも力を入れ

ているという老人福祉についてみると、まず、さきにも紹介した大島老人ホームからの派遣機能回復訓練事業の企画、協賛がある。社協では、昭和53年度より、派遣されてくる医師や看護婦らの謝礼、宿泊費、交通費などを負担し、家庭介護講習会の企画などを担当している。また老人の生きがい対策としては、敬老の日の行事の後援や祝品の贈呈、老人クラブにたいする助成などがおこなわれている。後者については、たんに資金援助にとどまらず、老人クラブの会員を中心におこなわれている「生きがいと創造の事業」のうち、炭焼き、陶芸などに実質的な手助けをしている。たとえば、炭焼きのばあいは、原木の伐採や運搬、炭の搬出など、老人の手には負えない力仕事については、青年団や婦人会に協力を依頼するなど、ボランティア活動のコーディネーターの位置にある。

また障害児教育の領域では、村立小学校に設置されている特殊学級に設備助成をおこなっている。この特殊学級は、在宅の障害児の訪問指導からスタートし、のちに「クロシオ学級」と称して軽度の障害児のみを受け入れる段階を経て、現在に至ったものである。とくに、養護学校の義務化にともない、57年度からは重度の子どもも受け入れ、専任の教員1名の枠も設けられた。現在、この特殊学級には、4人の子どもが通学している。

その他の社協活動について、簡単にふれておこう。まず世帯更生資金の貸付では、57年度の実績が、貸付件数7件(身障更生1、生業6)、総額にして830万円であった。これは、56年度の実績が、3件で300万円であったのに比べ、金額的に3倍に近い伸びを示している。貸付資金の種類は、生業資金がもっとも多く、なかでも土地柄を反映して、漁業関係の設備、備品購入に充てるものが目立つという。こうした貸付相談のなかには、厚生省の示した基準に必ずしも妥当しないものも含まれているが、社協では、島の生業形態の特殊性を考慮して、できる限り解釈の幅を広げて、貸付けるようにしているとのことである。

また、53年度から、村社協独自の財源で「たすけあい資金」という制度を設けている。これは、いわゆる生活つなぎ資金的な性格が強く、当座の

現金に困るばあい、5万円の範囲内で貸付け、4カ月据置いた後に20カ月で償還すればよいことになっている。この制度の利用状況は芳しくなく、53年から調査時までの貸付実績は、わずか2件にすぎないという。

表IV-9-12 歳末たすけあい募金

年 度	53年	54年	55年	56年
募金額(円)	401,587	400,060	452,072	365,820

さいごに、歳末たすけあい募金についてみると、その募金額の実績は表IV-9-12のとおりである。53年度から55年度にかけて、総額40万円から45万円まで実績を伸ばしていたものが、56年度には36万円にまで落ち込んでいる。しかし、これでもなお、大島社協の示す目標額をかなり上廻っているという。募金の際は、各世帯にたいする割当などはおこなわず、金額は任意として組長から区長を通じて集められる。こうして集められた募金は、生活保護世帯、ねたきり老人、ひとり暮らし老人、育成手当受給者、施設入所者、島外入院患者、福祉施設などにたいして配分される。この配分については、社協が原案をつくり、理事会にかけて審議してもらうという手続きを経て決定される。

以上、村社協の活動について概観したが、小規模な離島という地域特性が、さまざまな面で制約となっていることは否めない。社協では、こうした現実をふまえて、今後力を入れるべき方向についてつぎの諸点をあげる。

- イ) 自主財源の確保。会員加入はもはや頭打ちで、また都区部社協のように行政からの委託事業をひきうける可能性も閉ざされている以上、収益のあがる事業をおこなう以外に途はない。たとえば、夏場の観光客相手の売店経営、公共施設内の赤電話・自動販売機の管理委託、3歳未満児を預る託児所の開設などが考えられる。
- ロ) 中高年者の就労対策。これまで社協では、老人問題に力を入れてきたが、今後とくに必要なのは、むしろ中高年対策ではないかと思われる。具体的な年齢層でいうと、55～65歳層。かれらは、漁業の第一線から退き、いまだ“網きより”などの老人の仕事につけないでいる。また家庭

面では、近年若夫婦世代が結婚を契機に別世帯を構える傾向があるため、中年夫婦だけで独立した世帯を維持していかねばならない。しかも、年金の支給開始はまだしばらくさきのことである。かつて、こうした層に就労の場を与えたのは、離島振興法による公共土木事業であった。しかし、それももはやかなりの部分がやり尽され、あとは先細りの一方であろう。したがって今後は、神津島の農・漁産物の原料とする加工業を中心に地場産業を振興させていく必要がある。もちろん、こうした問題に社協が直接に関与しうる部分は小さい。しかし少なくとも、行政と住民のあいだにたつてそのパイプ役になり、世論を喚起していくことは可能と思われる。

- ハ) 地域組織の活発化。現在、地域組織のベースであるはずの区は、ほとんど積極的な役割を果たしていない。その一因として、行政側の対応が上意下達のみで、下の意見を吸いあげるシステムがまったくないことがあげられる。こうした現状にたいし、区長会からは、「我々は郵便配達ではない」という痛烈な批判の声もあがっている。社協活動はつねに地域住民との意見疎通をはかりつつおこなっていかねばならず、区はそのための重要な基盤となる。区組織をより活発なものにし、住民の福祉にたいする関心を高めるひとつの手だては、その意見を行政にたいしてぶつけるルートをつくることである。

② 民生委員

同村には4人の民生委員がおり、かれらが神津島村民生委員協議会を構成する。各民生委員は10区のうち2区もしくは3区を担当し、地域福祉活動のエージェントとなっている。

かれらの活動の連絡調整は、月1回開かれる定例会の場でおこなわれる。この定例会には、4人の民生委員のほか、役場からは民生課長と厚生係が、そして社協からは局長と書記が出席する。なお、社協の理事会会長は、現役の民生委員のひとりである。

さらにより上部の連絡調整機関としては、伊豆七島を掌握する島嶼民協があり、年1回、各島の民生委員および福祉関係者を集めてブロック会議

がおこなわれる。神津島からのこの会議への参加者は、民生委員全員、そして社協と行政の代表者である。

日頃の民生委員活動について、民協総務のM氏に話を聞いてみた。かれによれば、島の生活のもっとも大きな特徴は、すべての村民が互いにその生活の裏の裏まで知りつくしているという点であるという。このため民生委員の活動も、良きにつけ悪きにつけ、こうした地域性に大きく左右される。たとえば、村では、隣近所や親戚の目を気にするがために犯罪や非行が少なく、こうした問題に悩まされることはほとんどない。またひとり暮らし老人や身障者の日常的な世話は、地域の相互扶助によりある程度充たされている。しかし、高齢や身体障害といった明示的なハンディキャップがないにかかわらず、福祉の力を頼って生活しているような人びとにたいする目は厳しい。とくに、一般生保世帯などについては、「身が甘い」「生保が怠け者をつくっている」といった露骨な批判の声が聞かれるという。農漁業が中心的な生業形態である不安定な収入構造の村にあっては、確実な現金収入にたいする妬みの感情が生じやすく、これが生保世帯への偏見を助長している。また、民生委員の訪問により、何らかの問題をもった家庭であることを隣近所に知られるため、これに拒否的な態度を示すケースもあるという。

なお、民生委員活動と地域組織との関連については、活動上とくに区には依存していないとのことである。町場のばあい、一民生委員の担当地区が広く、各家庭も閉鎖的、孤立的であるため地域組織に大きく依存せざるをえない。しかしここでは、区組織を通じなくとも、各家庭の生活実情は直接に、あるいは人の噂などにより間接に、把握できるのである。

IV-9-2 地域特性と社会福祉

以上、神津島の社会福祉サービスの実情を概観してきたが、さいごに、ここで述べてきた点と村の地域特性との関連について、二、三指摘しておく。

第1は、サービス提供組織の問題である。まず

行政についてみると、本村は、「離島の」「小規模な」聚落であるがゆえに、財政面では都や国に依存する部分が多い。しかし、実際のサービス提供にあたっての組織面での連携は、必ずしもうまくいっていないように思われる。村の厚生係は、この点について、都から村へは一方的な上意下達のみで、村の要望を都に伝えることはおろか、質問をするルートすら実質的には確立されていないと不満を訴える。また、とくに福祉行政については、都ベースで考えられる諸サービスが、基本的には都区内を中心とするもっとも都市的な地域の実情を念頭において企画されるという問題がある。たとえば、ディサービス、ショートステイ、訪問看護といった事業についても、これをおこなう施設やマンパワーが地域に備わっていない限り、まったくの画餅にすぎない。また、都の老人福祉施設の中心的な位置を占めるシルバーパスについても、ほとんど利用可能性はない。

大島支庁との連携も、日に一往復の航路しかない海で隔てられているという物理的条件は、さまざまな点に制約を課している。たとえば、神津島から島外の施設に措置するばあい、村と支庁とが連絡をとりつつ協議をすすめるとはいうものの、支庁の担当ワーカーが対象者の生活実態をつぶさにみताうえでの協議とはおのずと異なろう。生活保護の決定についても、同様のことがいえる。また生保のばあい、受給後の訪問指導体制のあり方も、しばしば問題にされる。大島支庁の担当ワーカーは、年3回の巡回による訪問指導をおこなっているが、時間的制約のなかでの駆け足の訪問では、本来の意味でのケースワークをおこなうことは困難で、たんなる形式にとどまっている面も否めない。そしてこうした折に、担当ワーカーと村の厚生係とのあいだで、処遇方針についての意見の食い違いが生じることも珍しくはないという。

社会福祉協議会と村との関連については、都市部の多くの社協のように委託事業をひきうける可能性が少ないために、独自の立場を保ちうるというメリットも一方ではある。しかし、それは反面、財源確保の途が閉ざされていることをも意味し、社協活動全般が低調にならざるをえない。こうし

たジレンマをいかに解決し、村の実情に即した地域福祉活動の調整役になりうるかが、今後の課題として問われている。

第2は、近隣および親族間の相互扶助と、社会福祉の専門サービスとの関連についてである。今回の調査の聴取り対象者は、ほぼ例外なく、村における相互扶助が現在もお堅固であることを指摘した。たとえば、保育年齢の引き下げや延長保育の要望がほとんどないこと、老親扶養については、基本的には子どもの誰かがみるべきという規範が強いこと、家庭奉仕員派遣対象者はほぼ生活保護のひとり暮らし老人に限定され、その数も常時5～6世帯を超えないことなどが、これを例証している。

しかし反面、より長い時間幅でみればあい、こうした伝統的な相互扶助が、徐々にではあるが弱まりつつあることを認める人も、また少なくない。老親扶養についてみれば、とくに昭和30年代後半からはじまった民宿ブームにより、商売に忙しい若夫婦が老親の世話を忌避する風潮が生じているという。夏場の民宿経営は、家族労働だけでは間にあわず、パートなどで人手を確保して何とか凌ぐといった状態も珍しくはない。また、客の多い時には、家族の居室すら客室に利用しなければならないこともある。このため、民宿兼住居の従来の家屋に若夫婦が残り、老親は近くに建てた別棟に「隠居」させるといったことも、しだいにおこなわれるようになってきたという。

地域社会関係についても、かつて村の中心的な生業組織であった網組における相互扶助が、しだいに弱まる兆しがある。網組の相互扶助は、老若の世代間におよぶことがひとつの特徴になっていた。つまり、漁による漁獲物を網組のメンバー全体の労働の成果とみなし、陸で“網きより”だけに従事する老人にも、またかつて漁に貢献した寝たきり老人にも、金の配分（シロワリ）があるのである。しかし近年は、漁業のやり方が変わって個人で船を所有するものが増え、さらに、若者たちのあいだに悪しき個人主義の風潮が広まったこともあり、こうしたシロワリの制度が維持しがたくなっている。漁業が唯一最大の島の生業であっ

た時代から、商業、サービス業などをも並行しておこなう多様な稼得形態の時代に移ったことも、こうした傾向に拍車をかけている。

しかし同時に、新しい形態の地域社会の相互扶助の萌芽がみられることにも注目しておきたい。村では昔から、冠婚葬祭の折に、親族のみならず近隣の人びとが、直接的な返礼を必要としないかなりの額の金を贈るならわしがある。その額は、「村で結婚式をすると、そのお祝金で新婚旅行に行ける」と言われるほどであり、これを「制度化されない講組織」と言い表わす人もいた。こうしたならわしは現在も広くみられるが、近年、そのようにして集まったお金の一部を社協や老人クラブに寄付する家も増えてきた。この新しい慣行については、区長会でも話し合われ、その音頭取りも普及に一役買っている。

第3は、地域の経済基盤と社会福祉との関連についてである。今回の調査で神津島を訪れ、その福祉の実態についての聴取りを重ねるなかでもっとも印象的だったのは、ここにおける福祉施策の貧しさである。こうした実態の背景には、弱小町村の宿命として、まず、いかに多くの補助金を獲得して財政基盤を安定させるか、また、いかに多くの公共土木事業を導入して地域を活性化させるかに大方の関心が集中し、福祉行政はマイナーな位置づけにとどまらざるをえないという事情がある。ことばをかえれば、“福祉以前の問題で手いっぱい”というのが実情である。しかしもう一方で、福祉の立場からすれば、東京都のなかでは“特殊な”地域性をもつ村であるがゆえに、こうした地域性に即した独自の福祉施策を組んでいく必要がある。その基本的前提は、言うまでもなく独自の財政基盤の確保だが、現状のヒモつきの補助金財政では、これは望みうべくもない。

こうしたジレンマを解消するひとつの手だてとして、社協が提案するような“地場産業の振興”があげられる。村の中心的な産業である漁業は、たしかに「1回漁が当たれば3カ月寝て暮らせる」といった多分に山師的な商売である。しかしそれは、収入の安定性という点では劣ることも事実であり、また、労働の性格からして、中高年層はど

うしても周辺の存在にとどまらざるをえない。かつてこうした人びとを吸収していた公共土木事業も、多くの部分がやり尽され、しだいに先細りの現状である。したがって、長い眼でみると、農・漁産物の加工を中心とする地場産業を興し、よ

り多くの人びとにより安定した就労の場を提供する必要がある。そして、それによって安定した地域の経済基盤を前提にして、はじめて、有効な福祉施策の計画化も可能になると思われる。

(藤崎宏子)

IV-10 観光サービス

IV-10-1 神津島における観光化

—分析の視点—

都市化とは都市的生活様式の拡大・深化の過程である、ととらえた場合、神津島における都市化の契機は、主として外生的なものである。離島振興法による港湾整備・道路整備をはじめとする行政サービスの拡大は、その第1の契機であり、リゾート・エリアとしての都市社会への編入、すなわち観光化はその第2の契機であろう。

もちろん、内発的契機がないわけではない。離島振興の諸施策は島レベルの行政計画に組み込まれ、ねばり強く要求されなければ実現しない。しかし、「離島振興」ということ自体、全般的な都市化という社会的文脈なしには問題となり得ないのであり、離島振興法に代表される行政による「過疎対策」なしには都市的生活様式を拡大・深化させる現実的な力はいまもないのである。

島民は、頻繁に都市社会との交流を行っている。買物や病院へ行くための外出や、通学や就職のための他出などの形態においてである。首都圏との頻繁な社会的交流の存在は、島民の都市志向を生活利害の上でも、社会心理の上でも、表現しているといえる。しかし、島民の都市志向を仮定しても、島における都市化にとっては外生的な契機の介入がやはり不可欠であろう。

観光化というテーマは、さしあたり外生的な契機としての観光需要の増大に対して、島民がどのように対応してきたか、そしてそれが都市的生活様式の拡大・深化とどのようにからみあっているかを明らかにするであろう。ここで、観光化について予備的な考察を与えておこう。

①観光化とは、直接的には、島外の都市住民に対する観光サービスの成立を意味する。これは都市的サービスであるが、それ自体としては島民にむけられたサービスではない。島外の都市住民にむけられたサービスである。島民にとって観光化とは、何よりも稼得機会の拡大を意味する。

②しかしそればかりではない。観光化は大量の

観光人口を島によびこむことを意味する。神津島における観光業は、後にみるように夏期集中型の性格を有するが、たとえ一時的であれ、大量の都市人口が島に流れこむのであるから、ここに観光客に対する都市的サービスの必要が生じる。

③都市化は都市的生活様式の拡大・深化としてとらえられるものであるが、広義には、都市的サービスの成立のみならず、社会心理的な変化をも含むものである。その意味では、観光化は都市的なライフスタイル（ファッションや風俗）の流入・接触・伝播の重要な契機のひとつでもある。

④最後に、観光化は、より大きな都市単位へのリゾート・エリアとしての編入を意味する。すなわち、観光化はたんに島における都市化にとどまらず、島がより大きな都市圏における都市的生活様式の一要素として編入されていくことを意味している。

本節では、以上のような視角から、通時的には観光化と都市化との関連を、共時的には観光サービスと都市的生活様式との関連を追いかけてみたい。

IV-10-2 観光需要の増大と観光業の発展

神津島における観光業の展開は、本土の高度産業化に伴う都市経済の発展に従属し、都市観光需要の増大に依存するところが大きい。まず観光需要の増大と観光業の発展の過程をいくつかのデータから裏づけておこう。

表IV-10-1の第1欄は、1966年から1982年までの年間観光客数の経年的変化をみたものである。表には掲げてはいないが、1955年から1960年にかけての年間観光客数は、2500人程度であり、⁽¹⁾1961年から1965年までのデータは得られなかったが、すでに60年代の前半から、観光客数の増大は始まっていたものとみられる。そして、1966年の約1万人から、1974年の8万5千人に達するまでは観光客数は単調増加している。その後やや浮動しながらも、1979年には9万人台のピークをむかえることになる。しかし、80年代に入ってから、頭打ちの傾向があらわれ、7万人台を推移している。このように神津島の観光業は、都市経済の発

展による「観光ブーム」「離島ブーム」の流れに乗って、1960年代から70年代にかけて急速に成長し、いまや漁業・農業とならぶ島経済の重要な柱のひとつとなったのである。

表IV-10-1 年間観光客数・民宿軒数・収容人員
(神津島村役場調べ)

年	年間観光客数	民宿軒数	収容人員
1965	—	5軒	110人
1966	10652人	14	270
1967	25466	43	920
1968	35452	99	2000
1969	42400	129	2500
1970	58742	139	2600
1971	64906	159	3200
1972	72265	164	3400
1973	78517	182	3900
1974	84910	195	4300
1975	84234	196	4320
1976	80867	199	4430
1977	87097	197	4790
1978	86123	204	4850
1979	92098	207	4952
1980	76900	209	5182
1981	79244	215	5780
1982	79137	216	5815

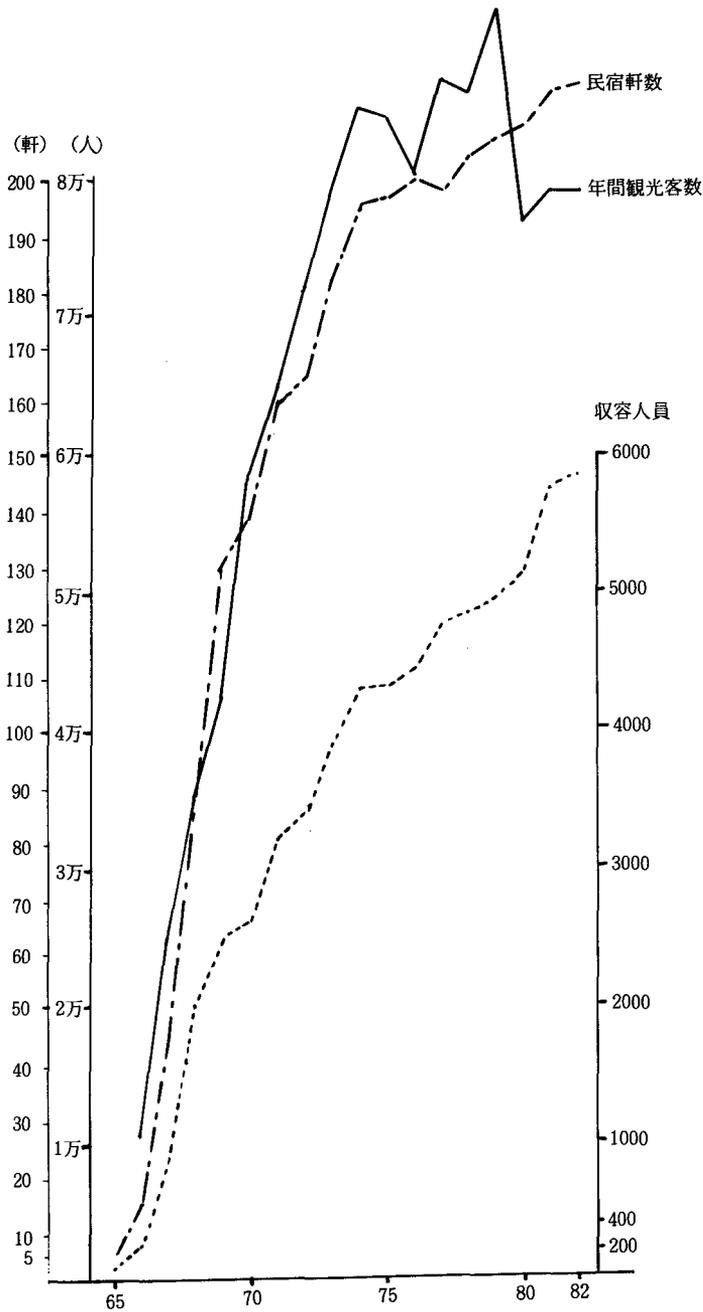
観光業の島経済に占める比重を1981年の観光客消費推計でみておこう。1982年の『村勢要覧<資料編>』によれば、神津島最大の産業である漁業の1981年の水揚額は9億2981万5544円、また農畜産物の出荷額は「きぬさや」「あしたば」「養蚕」「養豚」を合わせて4969万円であるのに対して、同年の観光消費推計は10億6948万円である。これは水揚げ高であるから、そのまま所得を表すものとはいえないが、所得率のちがいを割り引いても、観光業が漁業に比肩しうる産業として定着してきていることは否定しがたい。⁽²⁾

ここで観光業というのは、観光客相手の旅館・民宿業、小売業、渡船業その他の観光サービス業をさすが、量的にも質的にもその中核をなすのは民宿業であろう。表IV-10-1の第2欄は、1965年から1982年にいたる民宿数の経年的変化をみたものである。これによれば、1965年には民宿数は

わずか5軒であったのに対し、1982年には216軒におよんでいる。1966年から1982年にいたる16年間に年間観光客数が7.4倍になったのに対し、民宿軒数は14軒(1966)から216軒(1982)へと15.4倍、これを収容人員でみれば、270人から5815人へと実に21.5倍に成長している。しかも、観光客数の方は、70年代後半に入って多少浮動しはじめ、80年代にはやや減少しているにもかかわらず、民宿軒数は1976年から1977年にかけての減少を唯一の例外として一貫して増加しつづけており、収容人員は例外なく一貫して単調増加の傾向にあるのである。図IV-10-1は、表IV-10-1をグラフで表示したものである。80年代に入って、民宿軒数もようやく頭打ちのきざしが見え始めているが、この点も含めて、神津島の民宿業が、本土の観光需要にいわばひきずられるような形で成立し、展開してきたことは明瞭であろう。まことに観光ブーム、離島ブームの影響大なるものがある。島民はこれを民宿ブームとしてうけとめたのである。

ここで、神津島の観光の特性について2点補足しておこう。1点目は観光の季節性についてである。すでに簡単にふれたように、神津島の観光客は夏期の海水浴客が中心で「夏期集中型」の特徴をもつ。表IV-10-2は、1971年から1982年までの毎年の7・8月の観光客数と、これを年間観光客数で除した数字を表示している。後者の数字は「夏期集中率」を示すものであるが、これを見れば明らかなように、神津島を訪れる観光客の70～80%は、7・8月に訪れる海水浴客なのである。それ以外に年間を通じての釣客があるが、これは高々観光客の20～30%にすぎない。神津島の観光資源は何ととっても白い砂浜と青い海なのである。その上、冬場は海が荒れることが多く、海が荒れば船は欠航する。こうした便の悪さも考え合わせれば、やはり冬場は観光には不向きであるといわざるをえない。

2点目は、神津島の観光が観光客の平均泊数の少ない「短期滞在型」であるという点である。観光協会から得られた情報では、神津島での平均泊数は2.1泊であり、これは新島の2.9泊、式根島の2.5泊に比べても少ないという。前夜、東京竹



図IV-10-1 年間観光客数・民宿軒数・収容人員

芝棧橋を出た船が、朝、島に着くから、丸2日遊んで3日目の朝、帰りの船に乗るというパターンであろうか。式根島についての情報は無いが、新島については、島をあげて民宿業にとり組んでお

り、神津島とは接客態度がちがうと、ほかならぬ神津島の民宿関係者からの話をえている。神津島が伊豆七島のなかでも最大の漁業の島であることを考えあわせれば、他の島ほどには観光化に力を

表IV-10-2 観光客の夏期(7,8月) 集中率

	(1) 7,8月合計	(2) 年間	(3)集中率 (1)/(2)
1971	52555 人	64906 人	.81
1972	56103	72265	.78
1973	60830	78517	.77
1974	66960	84910	.79
1975	68313	84234	.81
1976	65020	80867	.80
1977	66529	87097	.76
1978	64412	86123	.75
1979	69688	92098	.76
1980	55290	76900	.72
1981	58295	79244	.74
1982	56824	79137	.72

そそいでいないこと、逆にいえば、他の島のほうが観光化にける期待が大きいことは、想像にかたかない。そして、このことは、神津島の観光業が、非常に複雑な兼業形態のなかで成立していることと無関係ではないのである。

IV-10-3 民宿の兼業形態

すでに述べたように、神津島では観光需要の増大に応じて急速に観光化が展開してきた。また、観光業が漁業や農業とともに島の経済の重要な柱として成長してきたことについてもすでに述べたとおりである。しかし、神津島の観光業は「産業」として、漁業や農業と截然と区別され、専門分化してきたわけではない。漁業がさかんであることや、観光が夏期集中型であることなどの諸条件に適合するかたちで、島民は複雑な兼業・就労形態を発達させてきたのである。

1983年3月にわれわれが行った全戸調査によって得られたデータを使って民宿の兼業形態を分析してみよう。われわれの調査で回答の得られた525世帯中、家業として民宿を営んでいるものは198世帯、37.7%であった。われわれは、「家業」として民宿のほかは漁業、農業、(民宿を除く)自営業の3カテゴリーを用意したのだが、民宿を営んでいる198世帯中、民宿のみを営んでいる世帯は43世帯にすぎない。残り155世帯は、他の家業をも兼ねる「兼業民宿」である。これは民宿中

の78.3%に相当する。「民宿のみ」の43世帯といえども、「家業」以外の職業労働に従事する世帯員を含んでいる可能性があるから、厳密な意味での専業民宿はもっと少なくなるものと考えられる。

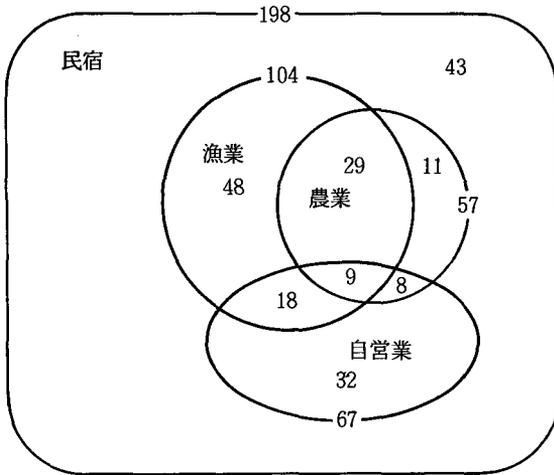
われわれのいう家業レベルでの「兼業民宿」が民宿全体の78.3%を占めているという事実は、夏場は民宿を営み、他の季節は別の労働に従事していることを示唆している。「兼業民宿」155世帯中、漁業を営んでいる世帯は104、農業を営んでいる世帯は57、その他の自営業67である。合計すると155を優に越えるが、これは表IV-10-3のように3種類以上の家業を営んでいる世帯が存在するためである。

表IV-10-3 民宿の兼業形態

民宿のみ	43
兼業民宿	155
兼業形態別内訳	
(1)漁業+民宿	48
(2)農業+民宿	11
(3)自営+民宿	32
(4)漁業+農業+民宿	29
(5)漁業+自営+民宿	18
(6)農業+自営+民宿	8
(7)漁業+農業+自営+民宿	9

少なくとも漁業と兼業している民宿	
(1)+(4)+(5)+(7)	104
少なくとも農業と兼業している民宿	
(2)+(4)+(6)+(7)	57
少なくとも自営業と兼業している民宿	
(3)+(5)+(6)+(7)	67

これを図IV-10-2のように視覚的にとらえてもよからう。このほかに冬場における土木作業なども考えられる。このように、観光業は複雑な兼業形態のなかに組み込まれており、しかも季節的な就労のリズムのなかに組み込まれているのである。



図IV-10-2 民宿の兼業形態

IV-10-4 専門機関の対応と組織連関の成立

それでは、観光化に伴い専門機関によるサービスはどのように拡大してきたのであろうか。次にこれを、直接的な観光サービスと観光人口をまかなうための間接的な社会的諸サービスに分け、前者を行政サービスの対応と商業サービスにかかわる比較的専門性の高い組織の成立とに細分して、観光業をめぐる諸サービスの様態をみておこう。

(1) 行政サービス 神津島における行政サービスの直接的主体は、いうまでもなく神津島村役場である。観光に関していえば産業観光課を中心に「観光の平準化」をかかげて、観光資源の開発をはかってきた。観光の平準化とは、観光客を夏期だけでなく、年間を通じて誘致しようということの意味している。

時系列的にさかのぼれば、1965年早くも村営神津島ロッジを建設し、キャンプ場を併設している。まだ民宿が5軒しかなかった時期である。1970年、ジュリア祭を開始。ジュリア祭とは、島内にある、流刑死したキリシタンおたあジュリアの墓にちなんだお祭で、村役場のほか、観光協会、青年団、婦人会、東海汽船などが協賛する観光用のイベントである。毎年5月に行われ、韓国のキリスト教会などの参加もみられる。また、同様の形式で1982年から七大学音楽祭をはじめている。そのほか、5月下旬の黒潮つつじ祭(1976～)、郷土資

料館の建設(1978)、道路際へのつつじ・桜の植え込み(1971)および案内標識の整備などによる遊歩道の形成、展望台の設置(1981)、多目的広場の建設(1982)なども村行政による観光資源の開発事業と考えることができよう。

(2) 商業サービス 既述のように、民宿等の直接的な観光サービスは、複雑な兼業形態のなかで行われているが、そうした観光サービスを背後から支えている組織をいくつかとりあげておこう。

①神津島観光協会。1965年現村長S氏の尽力で設立され、七島観光協会と協力して東京にて開催される物産展や旅行会社へのパンフレットの配布などをつうじて、客の誘致活動をおこなうほか、港の窓口での民宿の斡旋、夏期の出店の統括、アルバイトの民宿への斡旋なども行っている。神津島の観光業を統括する組織である。

②商工会。離島ブーム・観光ブームによる民宿業・小売業の発展、また離島振興法による商工業の発展などを背景として、1971年設立された。1982年5月現在、305の商工業者を組織し組織率は87%(商工会調べ)であるが、その95%が個人会員である。会員中47%にあたる144人が旅館・民宿業者、22%にあたる66人が小売業者である。商工会は、経営指導・講習会などのほか資金の斡旋も重要な活動のひとつとして行っている。

商工会の調べによると島内商工業者の借入額は約36億にのぼり、このうち約半分が商工会の斡旋によるものだという。このほか島内の金融機関としては七島信用組合があるのみである。⁽³⁾これらの資金は民宿の設備投資(たてまし)などに使われているが、過剰投資気味であり、回収は必ずしも順調とはいえないという。ともあれ、商工会は観光業を金融面で支えているといえよう。

③渡船組合。前の二者ほど大規模ではないが、ユニークなものとして渡船組合をとりあげたい。渡船業とは磯から磯へ釣客を案内していく仕事である。1967年テングサブームが終わったころ、渡船業に転換した漁師たち4隻でスタート。1983年現在、16隻が加入している。渡船業は民宿を兼ねているが、一般の民宿とちがって年間をつうじて釣客がおり、しかも客1人当たりの水揚げが一般

の民宿に比べて多い。とくに年4回の全漁連大会はかせぎどきであり、このときは組合員の船が総動員されるという。渡船業全体で年間1億の収入があるといわれている。目立たないが、観光業として最も確立した業種の同業者組織であるといえよう。

このように、行政サイドからの観光資源の開発、観光協会による客の誘致活動、商工会による経営指導や資金の斡旋といったかたちでの機能的な組織連関が成立するなかで、旅館・民宿業、渡船業、小売業、その他の観光サービスが展開する。渡船を転用した観光船、民宿に付設されたテニスコート、レンタバイク、水上スキーの曳船、ダイビング器具貸しなどの観光サービスが、旅館・民宿業、渡船業、小売業などの延長としてあらわれるのである。

(3) 観光人口をまかなう社会的諸サービス これまで、直接的な意味での観光サービスをとりあげてきたわけであるが、観光化の影響はたんにそれにとどまるものではない。夏期のシーズンには、島人口の2倍以上の人口が島外から流入してきているのであるから、この大量の観光人口をまかなうための社会的諸サービスの確保が重要な課題となる。以下では、夏期のみにもみられる社会的諸サービスの変化を中心にとりあげてみたい。

①水道。計画給水人口を島民2300人に観光人口1日最大1万人と見込んで、12,300人とし、1日最大給水量3900 m³を確保している。神津島は水には恵まれた島であるが、島民の4倍以上の観光人口に対して水の供給を確保しているのである。

②ゴミ収集。通常は週3回(可燃物2回、不燃物1回)だが、夏期は毎日収集である。不燃物は山間投棄であるから観光人口の分だけ容量も早く少なくなるわけである。この点ではし尿処理も類似した問題をかかえている。また、どの観光地でもアキ罐対策が問題となっているが、村でアキ罐をつぶす機械を購入するなどして対応しているほか、小学生の登校時に道々アキ罐をひろっていくなど島民によるアキ罐回収を組織している状態である。

③家庭排水。家庭排水は、前浜の脇に流してい

る。神津島は一島一集落であるから、全世帯の家庭排水がこの前浜に流れこむことになる。夏期に民宿等が吸収する観光人口が排出する汚水も同様であって、それゆえに夏期には排水の量が極端に増加することになるわけである。前浜は、海水浴場としてこの期間利用されるわけであるから、当然そこに汚染の心配がでてくることになる。観光地化に伴うミニ都市問題の成立である。現在のところ大きな問題にはなっておらず、前浜北端の港湾付近に家庭排水を誘導すべく砂浜に溝を掘るといった素朴な対策できりぬけているのが現状である。

④医療。観光人口の大部分は10代~20代の若者であるが、飲みすぎ、食べすぎ、過労などによる急患があとをたたない。もともと島には医師1名がいるが、夏期の時間外診療に対応しきれず、不眠不休の診療で医師の方がダウンするという事態となった。この事件をきっかけとして、1978年以降夏期(7月20日~8月20日)のみ、都立広尾病院から医師1名、看護婦1名の応援をうけて、時間外診療に対応する体制をとっている。

⑤防犯・安全対策。最後に特筆すべきは、防犯・安全対策である。観光協会のH氏によれば「夏は異様」であるという。ふだんは静かな離島が、この季節だけ都会の若者たちの風俗に満たされるからであろう。「エメラルドの海と白砂青松の風景」「ロマンを秘めて出航する大型客船」「ヨットハーバーのような漁港」「特に美しさに敏感な女性にモテモテの島であります」とは、島の観光用パンフのフレーズであるが、こうしたイメージを求めて都会を脱出してきた若者たちが、スキューバ・ダイビング、サーフィン、ウィンドサーフィン、テニスといった都市的レジャーの世界をくりひろげる。家庭排水がその下を流れる「なぎさ橋」は、この季節「ナンパ橋」の異名をとる、といわれる。

観光協会のアンケート調査(回答者480人)によれば、観光客の45%は女性。また年齢別にみれば19歳以下48%、20歳代46%、30歳以上7%であるという。また、東京から57%、神奈川から16%、埼玉から13%、千葉から12%という構成である。きちんとした標本設計がなされているわけではも

とよりないが、観光客のプロフィールはある程度推測ができよう。

都会の若者たちが、そのもっとも解放的な時間をここですぐすのであるから、犯罪や非行を防ぎ、社会的秩序と安全を確保するという要請が、にわかに重要な課題となってあらわれてくるわけである。すでに、1966年に機動隊3名到着との記事が役場の日誌に残されているが、1982年現在で、7月16日～8月23日のシーズン中、のべ680名の機動隊が配置されるほか、防犯部（7月28日～8月13日）のべ60名、交通部（7月30日～8月9日）のべ20名が、それぞれ警視庁から派遣されてくるという体制がとられている。そのほか島民の側でも、母の会が夏休み前に非行防止のための講演会をひらくなど神経をとがらせている。

また水難対策としては、1977年はじめて前浜に監視員をおいて高台からの監視をはじめ、1979年には5ヶ所（前浜、多幸湾、沢尻、長浜、返浜）に監視員を雇い、1981年には、5ヶ所に監視台を設置するなどの対策が役場によって講じられるようになった。

このように、観光化に伴って様々な社会的諸サービスの必要が生じるわけであるが、水の供給のように村行政の専門的処理によってまかない切れるものばかりではなく、アキ罐の回収のように島民の協力が必要なもの、医療や防犯対策のように島外の機関の助力が必要なものなど、問題の性質に応じて様々な対応がとられているわけである。

IV-10-5 観光化と都市的生活様式

観光化とは、地域外の都市住民に対する観光サービスが成立してくる過程である。これは都市的サービスではあるが、それ自体としては島民にむけられたサービスではない。島民にとっては観光化は何よりも稼得機会の拡大を意味するものであった。神津島の場合、観光化は本土の都市経済の発展に従属しており、都市観光需要の増大に依存するかたちで進展してきた。すなわち、観光需要の増大にひきづられるようにして観光業（旅館・民宿業、小売業、渡船業など）が成立してきたのである。しかし観光業は専門分化した「産業」と

して成立したわけではなく、複雑な兼業形態と季節的な就労サイクルのなかに組み込まれている点に注意しておきたい。

こうした観光業の展開を背景として、観光業を支える組織の機能的連関が形成される。行政による観光資源の開発、観光協会による客の誘致活動、商工会による資金の斡旋や経営指導などがこれである。これらは家業あるいは生業を支える専門機関として位置づけられるべきものであろう。このほか観光業にかかわる組織として渡船組合にも言及した。渡船組合は、同業者団体であって必ずしも都市的生活様式を構成する専門機関とはいえないが、全国的な釣り師の団体である全漁連とタイアップすることによって渡船業の経営にとって無視できない機能を果たしている。

以上のように直接的な観光サービスは、いくつかの専門的機関に支えられながら、旅館・民宿業、小売業、渡船業などを中核とし、さらにテニスコート、レンタバイク、観光船などの特定の観光サービスがこれに付属するというかたちをとって、展開してきているのである。

さて、観光化は大量の観光人口を島によびこむことを意味するから、観光客の増大に伴いこれら観光人口に対する社会的諸サービスの必要が生じる。水の供給、ゴミ処理、家庭排水対策、医療サービス、社会的秩序や安全の確保などの問題がこれである。これらの問題は、村行政による専門処理、島民の協力による処理、島外の専門機関に援助をもとめることによる処理などの方法によって対応しているが、これらの対応が不十分であれば、そこにミニ都市問題が生じることになる。逆に、われわれが観光資源の開発の例として示した郷土資料館や多目的広場などは、同時に島民にも享受される都市的施設であるということができよう。観光化は、神津島における都市化の契機のひとつとなっているのである。

都市化は、都市的生活様式の拡大・深化としてとらえられるものであるが、広義には、都市的サービスの成立のみならず、社会心理的な変化をも含むものである。観光化は都市的なファッションや風俗の流入・接触・伝播の重要な契機である。

たしかに、島民の外出による都市的ライフスタイルとの接触やテレビなどのマスメディアによる都市的ライフスタイルの伝播も重要である。しかし、島民の外出による都市的文化との接触は、あくまで島外の非日常的な空間において生ずるものであり、直接的な接触であっても島の生活とは空間的に切り離されている。また、マスメディアによる接触は、たしかに島にいながらにしての日常的な空間において生じる都市的文化との接触ではあるが、映像メディアなどをおしての間接的なものにとどまる。これに対して観光化による都市的文化の流入は、慣れ親しんだ日常的生活空間の意味変容を伴うという意味で独得のものがある。もちろんその担い手は、あくまで外来の都市住民であることにはかわりはないが、島を訪れた若い娘が島の若者と結婚するという事例がしばしば島民の口から語られるように、彼らを客として迎え入れることによって生じる接触は、第2次的であると言っても直接的である。そればかりではない。港から浜に通じる道には“WELCOME TO KIKI ISLAND”の看板が立ち、集落のなかには「ブティック竹の子の姉妹店」などの文字もみられる。島が都会の若者の風俗にみちあふれるとき、島はレジャー空間へと意味変容をとげるのである。

このように、少なくともシーズン中は、観光客とともに、観光人口をまかなう社会的な諸サービスが、そして都市の風俗が、神津島にやってくる。島は、リゾート・エリアとしてより大きな都市圏に編入される。島の観光化は、より大きな都市単位への、都市的生活様式の一要素としての編入を確実に意味しているのである。

(松本 康)

注

- (1) 東京都企画経済局『神津島経済構造と行政効果』1969年、4頁。
- (2) やや古いデータだが、同上書によれば、神津島における漁業の所得率は69.5%、農業では57.5%、第3次産業では50.9%である(『同上書』22頁)。1981年のデータにこの所得率を適用すれば、漁業6億4622万円、観光業5億4436万円となる。もとよりここでは、

この推計額の妥当性が問題なのではなく、観光業の比重の大きさが確認できればよいのである。

- (3) 漁業関係では漁協が、農業関係では農協が、それぞれ資金の斡旋を行っている。

IV-11 日用品提供サービス

はじめに、日用品提供サービスとは、生活上のニーズのうち生活に必要な身の回りの物品やサービスを、主として商業的に提供するサービスをいう。すなわち、各種の商店や、飲食店、理髪店などがその供給の主体であることをことわっておきたい。神津島におけるそうしたサービスは、戸数も少なく、また外界から隔たった環境の中で、商業的効率性の制約を受けながらも多様なものへと変化してきた。島であるために、また、この神津島であるために、今日のその形態は独自性に富んだものであるといえよう。まずはじめに、神津島におけるそうしたサービスのありようを若干の資料にもとづいてあとづけ、次に今日の態様について述べたい。

IV-11-1 明治大正期の神津島の陸人と家業

今日も残る古くからつづいている商店をたずねると、主に祖父の世代のできごととして、次のような話を聞く。すなわち、明治はじめの混乱期に、なんとか行商で身をたてようと商売をはげむうちに神津島を訪れ、ここに住みついて店を構えるようになったとか、日露戦争後職がなく、戦友を頼って来島し、商売を始めたとかいうものである。その当時の神津島の日常は、男は漁業に、女は自給自足の農業に従事しているのが一般の家族の生活である。日常的に必要なとされるものは、食料は大むね自給的にまかなわれ、その他の衣料やちょっとした奢侈品が漁獲を水揚げする本土の漁港などで男たちに買われて持ち込まれたり、時折来島する行商から購われたりするものであったろう。よろずや風の店は成立していただろうが、島民の購売意欲は、要するに島では手に入らない珍しい物をこそ求めたのであって、決して日常の生活必需品が対象であったわけではない。明治期に創業した商店は、このような事情からたいていは呉服商から発展している。行商時代もやっていたことであろうが、呉服の商いのついでに頼まれものの薬や小間物、珍しい食料や酒を仕入れ、ぜいたく品と

して販売するようになって、こうしたよろずやが基礎をきずいていったのである。

行商人が定着し、商いを成功させた理由はいくつかあるであろう。珍らし物を求めるニーズに合わせるためには、本土の特に都の流行を知らねばならない。珍しいのは、それが都会風であるから珍しいのであり、物品にことよせて、諸国や都会の出来事を知ることが楽しみであるからこそ、行商が成立したのだという見方もある。商いは、このために島外者によってこそ成功する。ヨソ者だから珍しく、行商人であれば、仕入先や売れ筋の目途もつく。

もうひとつの事情は、島の男であれば優秀な漁師として認められることが第一番の目標であるところからくる。つまり、漁師以外の職業につくことは、漁師としての適性に欠けた、いわば弱い男のすることだと考えられていた。商店を営むことはそういう意味であまり名誉なことではなく、したがって彼らは漁師以外の入々を指して陸人（おかにん）と呼んだのである。

ともあれ、当時の陸人の家業の主なもの、呉服行商から派生したよろずや、杜氏として来島し定住した造酒屋、宿屋、職工などがあつたという。そして、それらが次第に数を増やしてきたのは明治末期であつたらしい。

以上については今日の商店や職工などの創業期の話からまとめたものである。その後の変化について、大正12年の神津島村歳入歳出追加の予算書からひろってみよう。村税収入として次の記載がある。

戸別割	2669円	(350戸)	1戸当たり7円58銭)
営業別	旅人宿	10円	2戸
	運送業	10円	1戸
	五十集業	105円	35戸
	飲食店	10円	1戸
	雑種割	職工	154円
		(桶屋、鍛冶屋、大工、石工、木挽、佐官)	
	理髪	8円	2戸
	酌婦	3円	1人
	家蓄	120円	(豚6000円売上の100分の2)

つまり大正12年当時、戸数350戸のうち、少なくとも41戸が何らかの営業を行ない、他に職工44人がいたということになる。また翌年の大正13年の予算書を見ると、これに仲買業15円(戸数は不明)が加わり、また戸別等級割の査定では、90円の最高額納税者6戸のうち、3戸が呉服を基礎とするよろずや、1戸が造酒屋兼卸売業、1戸が旅館であって、営業割には出てこない富裕な商人が他に4戸あったことが知られる。また、昭和5年の予算書を見ると、戸数は不明だが税額と売上収入金高について次の記載がある。

営業割	物品販売業	111円(7400円に対する千分の15)
	旅人宿	25円(1670円 “)
	運送業	15円(1500円に対する千分の10)
	仲買	15円(1500円 “)
	製造	30円(2000円に対する千分の15)
	飲食店	20円(1000円に対する千分の20)
雑種別	職工	152円 38人
	理髪	16円 4軒
	酌婦	12円 1人

昭和5年の現住戸数は376戸であり、戸数等級割の平均が1戸当たり9円であったという。

ここで当時の徴税法についてみると、まず各戸について納税額の等級を査定する。大正13年の査定額では、一戸当たり90円から50銭まで12階級に分かれ、免除も2戸ある。階級数は飛びがあるので正確にはもっと増える。つぎに営業割を売上高に税率をかけて算出する。雑種に属する人たちには、それぞれの額を徴収する。また、魚市場ではその年の魚獲高に合わせ一定の率の金額を寄付金という名目で村役場に納めることになっており、これが一種の所得税であったと考えられる。各戸は、以上のうち該当する部分をそれぞれ支払うのである。寄付金についてみると、昭和5年の魚獲高は14万円である。この千分の5に当たる7000円が寄付されている。営業割の対象の売上高は合計しても、魚獲高の10%に過ぎない。また漁家300戸とすると1戸平均の寄付金額は23円で、戸別等級割で商店の査定が高いとはいっても、実際には

大船主などの収入の方がこれを上回る場合も多かったものと考えられるのである。ともかくもその程度の規模と業種の店や職がこの時期までに出揃ったのである。

IV-11-2 漁師村の生活様式と商工サービス業

漁師村の生活様式は、農村の場合といくつかの点で異なる。まず漁師であるから漁に出る日と出ない日があり、出ない日は風待かざまといって1日中なにもしないで遊んでいるのが普通である。また風待は自分の村でするばかりでなく、水揚げや漁場の都合で入港した町ですぐす場合も多いのである。農民と比べると比較にならない機動性をもっていることもここで忘れてはならない。次に収入は漁の度毎に分けるのが普通で、豊漁だと思わぬ大金が突然入る。農村の場合に収穫期があらかじめ予定に組まれているのは大きな違いである。漁村の好況不況は、このため、世間の景気とはほとんど関係なく動いている。そして、漁は一種の賭であり、また漁船や漁具への投資も漁獲が保障されないという点からも、嵐にあって失くす場合を考えても投機的行為であるといえる。また農村では女も男も大略同じような生活を送っているのに対し、漁村では男は漁以外の仕事はあまりせず、女が仕事をする場合には男のするような力仕事も自ら行うのであって、男女の生活ははっきりと分離している。

これらを反映して、島の商工業の形態は独特なものとなっている。たとえば、島外出身者が商店経営を行っていることは先にも述べたが、この島で商売をする道を選んで来島したものは、たいていの場合、本土の不景気や失業のために、ここだけは世間の景気と関係なく豊漁で湧いていた島に定住することにしたのである。漁師は魚獲があがると後を考えずに派手に金を使うのである。商店の場合だけでなく、各種の職人や職工にも島外出身者は多い。また、島の男で漁師にならなかったものが手に職をつけるため本土で修業し、生活のために結局は帰島することも多かったようである。少なくとも島にいれば食べるのに困るようなことは今でもないのだという。

つぎに女たちは、古くから漁以外のすべての仕事を女だけの力でやりこなし、家族の食料をまかなう農業を続けてきた。この島の女たちには、男が命を賭けて出漁しているのに自分たちが安閑としてはいられないという規範があり、その後の流通の隆盛で自給用農業があまり意味なくなっても農業を放棄してしまわなかったばかりでなく、自分にできるような仕事をみつけて小商いをするようになる。その場合、収益が上がるかどうかは二の次でとにかく働いていることが重要なのである。夫を失くしたあとの彼女らは、さらに感動的ですからある。日に2度も3度も墓を訪れ、はききよめ、花をさし、水をやり、灯明をともし、雨の日も風の日も夜も明け方も土中の夫に向かって語りかける。ことほどさように、妻たちは夫の過酷な労働に見合う努力をしようとして、重い荷も平気で運ぶこの島の女の気質や規範が生まれた。酒屋、よろずや、職工などのある程度成算のある家業以外に、購買力の小さい島には不似合いなくらい多くの小商いの店が、このような女たちによって営まれるようになったのである。戦前にはそれは、菓子や豆腐の製造小売業、たいして売るものもない雑貨屋などとして現われる。戦後を通じて今日でもその傾向に変わりはないが、それについては後に述べる。

以上のように神津島の戦前における日用品提供サービスは、主に3種の人々によって支えられてきた。ひとつは島外出身者の商店であり、第2は島外出身者あるいは帰島者の職工であり、第3は上に述べた女たちである。そしてそれらのサービスのうち、島外出身者による消費関連の酒屋、よろずや、生産関連の造船その他の職工は経営的に安定したものであったが、女たちの小商いや消費関連の職人のうち例えば理髪師などは、不安定で移ろいやすい性質のものであったといえよう。

IV-11-3 戦後の商工サービス業の変化

表IV-11-1は、昭和29年から50年までの入手できた範囲の事業所センサスから、業種別の事業所数の推移をとったものである。本章の目的から、官公署、社寺、学校、協同組合等は省略した。

まず製造小売を含む小売業の小計を追うと、事業所数は次第に延びている。なかでも飲食料点小売業は昭和29年のよろずやを含めて考えても2倍以上に延び、同製造小売が減少していることから、飲食料品についての外部経済への依存度が年々高まっていったことが伺われる。一方、衣料品および雑貨は29年のよろずやも供給のにない手であるから、変化はあまりなくむしろ衣料品は40年以降は減少傾向にあると考えてよい。これは建設資材・家具等小売業が同じく減少傾向にあるのと同様に、島外流通を盛んにしたと同じ交通の利便化が、むしろ高額で選好性の高い衣料や家具等のいわゆる買回品については、島外の特に東京などに直接買物に出かける傾向を強めたためである。また建設資材は、大工などの職人が本土の業者との関係を強め、直接注文を出すようになったためである。図IV-11-1の港湾統計の木材、木製品、建設資材の項をみると45年以降軒なみ移入量は増えているのは公共事業の増加のためであろうが、それにしても業者数では減っているのは上の理由によるとみてよい。

つぎにサービス業をみると、30年代の高度成長の始期と、島の観光化の始まった40年代に飛躍的に増加しているのがわかる。しかし、民宿を除いて考えると、47年以降漸減しており、これは飲食店の減少を反映した数字である。飲食店は夏期の観光シーズンには当然数十倍にも増えるのであるが、シーズンが終われば閉じる店が多いためであろう。これは、もともと飲食店が兼業形態であること、またシーズン以外の島内の客はつげが多く、経営的に成り立たないこと、表向き営業してはいないが、風待の漁師の溜り場として半営業的に、あるいは半ばプライベートな好意で仲間うちにだけ開放されていることなどから、統計上の数字をそのままのみにすることはできない。それでも十軒以上の店が年間営業するには今日の約600世帯のこの島は小さすぎるのであろう。

つぎの建設業の増加は、公共事業依存型の離島経済の構造による。港湾、道路、公共建築の受注に当たって、島内業者は本土の業者とジョイント・ベンチャーを組む。そして技術的な部分はすべ

表IV-11-1 事業所統計・業種別事業所数の推移

業 種	昭和29年	昭和35年	昭和41年	昭和44年	昭和47年	昭和50年
小 売 業						
飲食料品小売	2	15	21	26	32	35
同 製造小売	14	11	10	8	7	6
衣料品等小売	1	8	6	5	5	5
雑 貨 小 売	4	9	7	8	9	8
(よろずや)	11					
建設資材 家 具 等	3	5	6	7	5	4
計	35	46	50	54	58	58
卸 売 ・ 仲 介 計		5	4	3	3	5
サービス業						
飲 食 店		5	5	17	11	7
理容・美容	2	5	3	6	6	5
クリーニング			1	1	1	1
映 画 館		2	2	2		
運送・渡船	4	4	5	6	6	6
旅 館	3	4	4	5	5	5
民 宿					165	190
そ の 他			1	2	2	2
計	9	20	21	39	(31) 196	(26) 216
建 設 業 計	3	5	9	14	13	12
製造・修理						
造船・修理	2	4	4	4	4	4
自動車修理			1	2	3	2
その他の製造	4	4	3	2	2	
計	6	8	8	8	9	6
合 計	53	84	92	118	(114) 279	(107) 297

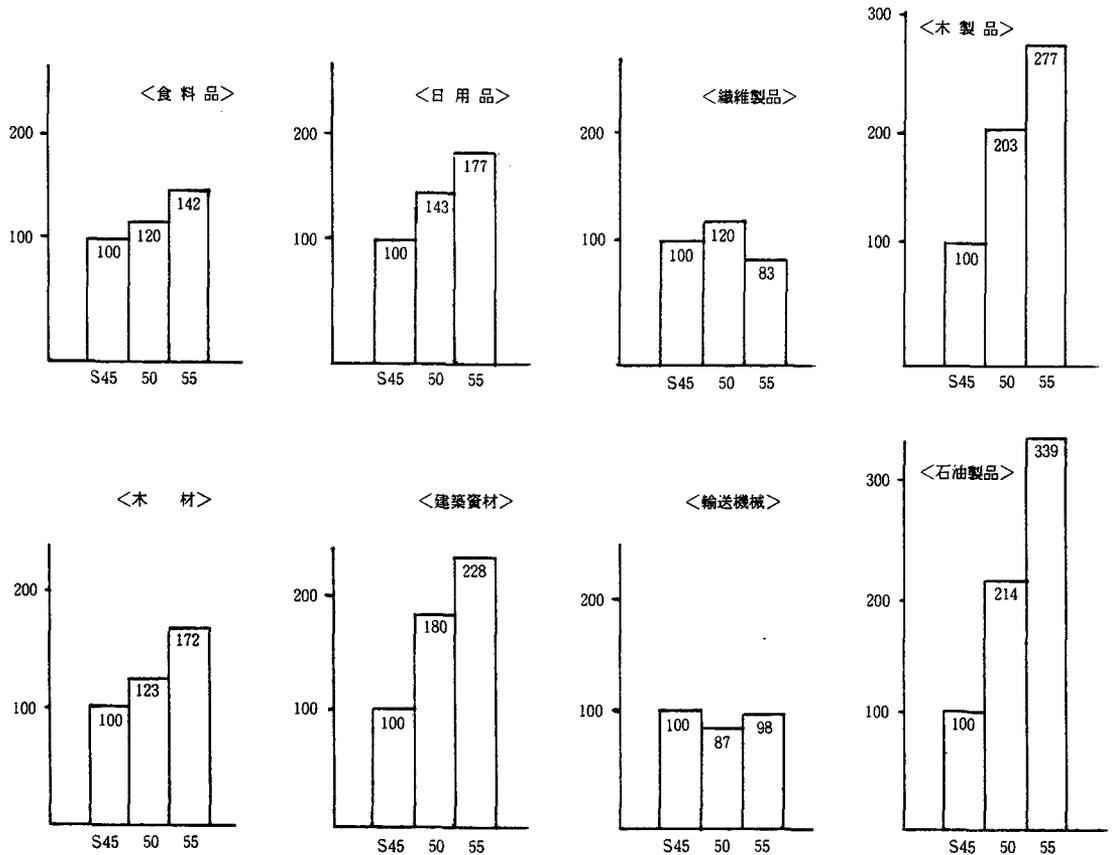
注：官公署，社寺，学校，保育所，協同組合等を除く。（ ）内は民宿を除外

て本土の業者にまかせ、ほとんど仕事はしない場合にも利益の数%から数十%を得るのである。道路工事などの場合、休業中の漁師や女性の日雇労働者を使っているものも、こうした建設業者である。

製造業は漁業関連のものには変化がなく、自動車修理は近年急が増え、淘汰された。その他の製造業は、製材、製綿、製油、精麦であったが、海上交通の便がよくなるにつれ消滅した。島内需要を対象とした場合に、これらは生き残れなかつたのである。

たのである。

全体としてみた場合、戦後の神津島の商工サービス業には、ひとつの流れがある。すなわち、交通の利便化とそれに伴う外部経済への依存が、移入品の販売の面では最寄品すなわち飲食料品店の数を増やし、買回品の移入量は増やしたが、島内での購買量を減少させたこと。また日用品供給サービスの多様化をもたらしたが、安定経営できる適正事業所数を一度越えては淘汰される過程を、部門によってはくり返しつつあること。また全般



にこの多様化は基本的に本土への依存によって起きたものであり、島内での製造生産にもとづくものはすべて減退していることなどである。

IV-11-4 神津島における経営形態の特殊性

さて、これまで折にふれて述べてきたことであるが、神津島における日用品提供サービスの供給主体は、独特の構造をもっているといえる。これを一言でいえば、今日の神津島における家業の経営形態は多重性・季節性・流動性に富んでいるといえることができるだろう。

まず、非常に成功した数軒の飲食料品雑貨店などを除けば、ほとんどすべての家業の経営は他の家業との兼業の形で営まれている。例えばクリーニング店は兄のスーパーマーケットの手伝いのかたわら、甘味屋や美容院は大工の夫をもつ妻の手なぐさみに、魚屋は仲介業と民宿経営のかたわら、和菓子屋は洋裁材料店と、釣り具店はバイク屋と

製氷業と、あらゆる組合せの家業が一つの世帯内で同時に多重的に営まれる。例えば漁師の家の妻や母などで何かの仕事や家業を持っていないとされる場合にも、農業が自給的に行われていたりする。

つぎに、季節性とは、たとえば民宿や飲食店などは夏期のみ経営する場合が非常に多い。それだけでなく、漁師は休漁期に土木工事をしたり、大工になったり、逆に大工はヒマな時期に漁に出たりする。

流動性とは、たとえば店舗であれば扱う品目や部門を頻繁に変えることなどを指す。品目の変更は、一般的なことでもあろう。しかし、神津島の場合の変更は、非常にドラスティックに、衣料品店から生鮮食品店に、菓子屋から洋品店にと、短い期間に次々と変化するのである。店舗の品目だけでなく、業種も同様にくるくる変わる。たとえば自動車修理業から農業へ、渡船業から養豚・

精肉業へと変化する。しかもこうした変化は何らかの専門知識や技術の裏付けなしに、ただ前業による収益に見切りをつけた段階で突然転業するのである。たとえば、精肉業に転業したある人は、渡船と民宿を昭和52年まで続けていたが、サービス業の過当競争に見切りをつけ、肉屋をはじめたことを思い立つ。これは船の欠航などで肉が安定供給されていないこと、そのような事情から肉屋の数が少ないことからはじめたもので突然種豚を買いつけ養豚をはじめ、屠殺・解体まで見様見真似で独習して精肉店となったのである。

こうした業種間・扱い部門間の流動性は、一概に過渡形態とはいえない家業の多重性を生み出すひとつの原因でもある。転業しても機会あるごとに前業もこなすのであり、ひとつの業種に転業しきれないうちから、収益が上がらなければまた別の業種や部門に手を出す。そして世帯内の成員のそれぞれの経営の業種が転業しながら世帯内での比重を年を追って変え、また季節的にも変動しているのが神津島における家業の経営形態の特徴である。

このような形態は、よろずやが扱い品目を多くして危険を分散しているのと同じ理屈で成り立っている。購買力の小さなこの島で、多様な業種の多数の経営体が成立しているのは、まさに、いくつかの家業のどれかで収益が上がればよいからであろう。そして、その構造のために、絶え間なく流動しているのである。

こうした業態の変更に際して、島民は実にあっけらかんと平然と対処している。ひとつには企業規模が小さく、損益がそれほど痛手でないこともあろう。また、設備投資などに対し、融資を比較的簡単に得られることもある。また損失を償う他の労働の機会も多く、例えば出漁による稼ぎはそれを補填して余りある額になる状況が、こうした投機的経営を耐えやすいものになっている。そもそも漁家の収入は投機的側面の強いものであることを考えれば、これは漁師町の特徴的な行動様式であるかもしれない。

多くの店舗や業種が乱立するこの傾向は、いまひとつには妻の副業の形態が多いことが寄与して

いると思われる。主要な家計費を夫の収入に負っている場合、副業はもうからなくてもいいのである。そもそもこの島での妻の仕事は、家族のおかず代稼ぎであった。自給用農業や岩のりとりなどが店舗経営に変わっただけである。この背景には、先に述べたような女が仕事をすべきだとする規範がある。今日でも妻が子育てのはじめの時期をすぎると、働らかないでいれば人に後指をさされる風調があり、それが店舗の乱立を助長している。私たちは日にせいぜい1,2時間店を開けるだけの今川焼屋を知っている。この奥さんは、他の用事があれば店を休む。そして観光シーズンが来ると一変して業態を拡張して経営にはげみ、たっぷりと小遣い稼ぎをするのである。この時期には夫までも本職を休んで観光収入を得ようとするのが一般的である。むしろ、観光に直接関連のない本来の家業に対する需要は、夏場は島全体から消え去る。

シーズン・オフの島の店舗経営は、一時の乱立から整理淘汰の時期に入っている。これまでの開店しさえすればなんとかなる式の店は休業、半休業状態のものも多く、専業でじっくりと商売に取組んでいる店舗が生き残っている。これは顧客獲得手段においても、前者が親せきや友人の協力関係に頼っているのに対し、後者は品揃えを工夫し、回転率に留意している。ある商店主は、島外出身者のお嫁さんが増え、Uターンの帰島者も多くなったために、食品などは製造年月日に注意するのが当たり前になってきたという。これまでの大雑把な経営では成立しなくなってきたのである。食料品店に関しては、このようなことから店舗の淘汰がこれからますます激しくなるであろうし、衣料品関係は個々の世帯で東京に出たときにまとめ買いする傾向が強く、島内の旧態依然とした洋品店は斜陽である。

一方、専門知識や専門技術の必要な業種についてみると、神津島のこうした流動的形態に別の説明が成り立つ。

島内の専門店・専門職のほとんどは、島外研修者や島外出身者に占められる。マーケットの小さい島内では、専門度の高い業種になればなるほど

需要に限られるので家業としては成り立たず、世帯の副業としての位置にある。美容院、豆腐製造販売、クリーニングなどがあげられる。一方、家業として成立している専門店も、他店がとって変わることが多く見られる。ひとつは、技術や知識に秀れていた当主の死亡や引退に伴うもので、後継者の養成には業態が小さすぎて不可能なこと、研修に行かせる場合にも、そもそも同業種の店としての存続に意欲的であるわけではなく、むしろ息子があれば島内に落ち着いてくれさえすればよいのであって、結局は転廃業されることになりやすい。もうひとつの場合は、新しい技術を持った帰島者や島外出身者が抬頭する場合である。若者の独立は本土では困難であるが、島には有利な条件があり、そうした新開業の店に客を奪われて、既存店舗は不振となる。こうした新陳代謝の結果、流動化は起きる。

いずれにしても購買力の小さい島という条件において多くの島民が意欲をもって経営努力を重ねた結果、こうした特殊な家業の構造が生まれたといえよう。神津島において、他の離島にみられる大手の寡占状況が生まれにくいのは、ひとつにはこのような経営意欲にあふれた島民の存在が大きくものをいってるのかも知れない。

IV-11-5 サービスの変化と特徴

神津島における日用品提供サービスの変化を追うと、次のような特徴的な流れを見ることができ

る。まず呉服の行商から定着したよろずやの草創期には、ほとんどの充足可能な生活上のニーズは基本的に島内で充足されていた。移入品は呉服や小間物、それに貴重品としての塩や米などで、それらはほとんどぜいたくとして享受されていた。漁業による現金収入が増した段階でそうしたぜいたくはかなり一般化していた。ところで日用品は品目としては、はじめはぜいたく品として流通しはじめ、それが一般化して日用品となるのである。ぜいたく品の行商人が島に定着したあと、次第に多種の日用雑貨をおくようになってよろずや化するの

は、島内では手に入らない品を買ってもらうよう委託されたりしているうちに、売れる商品を発見し、本来のぜいたく品の移入のみでは商売として成立しにくい島のマーケットの小ささが、こうした店を何でも置いてあるよろずや化してしまうのである。その意味では今日の島の商店が多かれ少なかれよろずやの性格を残しているのは、この本来のマーケットの小ささから来るものだと考えてよいだろう。しかし、ぜいたく品から日用品への流れは、もうひとつの傾向をも示す。生活水準の向上が、それまでのぜいたく品を次第に日用品化していくのに対し、同じ生活水準の向上は、ぜいたく品を手に入りにくいからぜいたく品という意味で、購買行動全体のぜいたく化というところまで押し上げていく。つまり、めったに出ない東京に、年に何度か出かけ、そこで必要な品物を買いだめして帰るその行動自体がぜいたくとなり、さらには、移入に多額の運賃を支払わねばならない重いどっしりとした家具を東京などで注文し、運送してもらうことが、ぜいたくとなるのである。このような交通の利便化の結果として、はじめはぜいたく品こそが島内の商店を支えてきたのに対し、過渡期を経て島内の商店はぜいたく品以外を、すなわち日用品のみを最良の品目とするように様変わりしてきたのである。しかも、島内で特に必要とされる日用品は、買いだめの対象とはならない日用品、飲料品やちり紙、洗剤のたぐいの日用雑貨であって、いわゆる最寄品と呼ばれる品目についてである。

つぎに、このような流れをサービスのありかたとして考えると、はじめは主として自給的に処理され、それでは処理しきれない小部分を、専門機関としての商店、専門職としての大工や桶屋に負い、しかも島内での金銭によらない交換や贈与が相互扶助的な形で行なわれていた。こうした形の相互扶助は今日でもみられる。例えば、島では1月くらいは米さえあれば一銭も持たずに生活できるという。もちろん、海におかずをとり自分で出てもいいのだが、たいていは近所の者や親せき、知りあいが魚や野菜を分けてくれたり、届けてくれたりするからである。これは別に生活に困っている場合だけでなく、一般に見られる。家を開け

ているときに誰かが台所に魚や野菜を置いていて、それが誰だか分からずにいて、そのうちに、「きのう、お宅に行ったのだけど」というような話の中で、じゃあ、あれを持ってきてくれたのはあなただったのかというような話を、私たちは調査の期間中に何度も耳にしたし、また、訪問した家にいる短い時間の間にも、何かを持って訪ねてくる人たちに何度も出くわした。ともあれ、こうした相互扶助が、今日日常的に見られる結果、専門機関の取扱うサービスのありかたは、島内だけでは供給できない種類のサービスについて、主として専門化できたのである。しかし、一方では、物品を購入する目的だけからいえば、その専門機関は島内になくてもことたりる場合もあったろう。つまり、誰かに頼んで買ってきてもらおうという形式で、購買行動そのものの相互扶助が可能だったのであり、そうした中で人気のある物品が島内の商店にとり込まれて専門サービス化する流れがある一方で、新しい品目が次々に開拓されたと考えてよい。そして近年の傾向は、島外への買物が日常化した結果として、その手の相互扶助の機会を一方で増やし、そして一方では自ら出る機会が多くなり依頼の必要が小さいという意味で、そのような相互扶助を減らしてきているのである。

こうした意味で、神津島の日用品提供サービスのありかたは、はじめに述べたよろずやと職人によって提供された第一の形態から、第二の形態として完全な分化ではないが専門店化が進んだ状態へ、そして、そうした専門店から品目としては買回品が淘汰されて最寄品中心のいわば小規模コンビニエンス・ストア風のものが主流の形態へと変化してきたのである。これは眼を転じれば、日用品提供サービスの享受のされかたが島の外部経済とのつながりを深めるにつれ、次第に個人化していったものと見ることもできよう。今日の神津島の日用品需要の少なからぬ部分は、島内の専門機関を飛び越えて、直接、大都市の経済システムに個々バラバラの個人として結びついているからである。そしてまた、専門機関としての商店も、独立独歩の自営業としてよりは、ノウハウを持つ大手チェーン・システムの一単位に近い形に変化

しつつある。神津島のこのような大きさの、このような物理的社会的位置を占める島としての環境において、これまで述べたような変化がみられたのである。そこに島ゆえの特殊事情を見たことはもちろんであるが、一方において都市内のさびれつつある小商店街とその近隣のサービス受容主体の変化に、これは本質において同様のものといわねばなるまい。都市的生活様式の拡大の過程として考えたとき、地理的位置と交通の関係が規定するものの大きさを私たちはここに見るのである。

(文屋俊子)

STUDIES ON URBAN WAY OF LIFE (1)

Susumu Kurasawa*	Ryoji Kobayashi*
Kiyoshi Morioka*	Masahisa Sonobe*
Hiroko Fujisaki*	Yasushi Matsumoto**
Tazuko Ouchi***	Toshiko Bunya***
Hideki Takenaka***	Kazushi Tamano****

* Center for Urban Studies, Tokyo Metropolitan University

** Tokyo University

*** Graduate School of Sociology, Tokyo Metropolitan University

**** Graduate School of Sociology, Tokyo University

Comprehensive Urban Studies, No.22, 1984, pp. 5—96.

A research team comprised mainly of researchers from the Center for Urban Studies at the Tokyo Metropolitan University as well as graduate students at the T.M.U. and researchers from outside the Center have been engaged in theory building and an empirical survey on dwellers of large cities under the theme "Studies on the Way and Structure of Urban Life and Social Services". Leading ideas were derived from the theory that the urban way of life can be explained as a specialized system of coping with common problems found in community life. In other words, it is a system under which people in the community heavily depend upon the services offered by special agencies that assist the residents in dealing with common problems incurred in their daily life.

Discussions were held on the way in which the specialized system emerges and develops, the extent to which it is related to both the individual's own plan of self-help and his family's method of dealing with difficulties, and the extent to which the specialized system can be substituted for "mutual-aid" systems.

One conclusion derived from the discussions was an awareness of an urgent need to construct some sort of categorization that best describes the theory of urban way of life and explains the transition from the mutual aid system of coping to the specialized system for dealing with urban problems.

Following are the reports produced from a survey conducted on Kohzu Island, located within Tokyo Metrpolis, that were necessary for examining how a specialized system works under different social situations. These reports include the general features of the Kohzu community and the emergence and development of the specialized system within that community.